

大蔵委員会議録

昭和五十三年四月五日(水曜日)
午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 大村 襄治君
 理事 小泉純一郎君
 理事 保岡 興治君
 理事 佐藤 鶴樹君
 理事 坂口 力君
 理事 逢沢 英雄君
 理事 池田 行彦君
 理事 小淵 恵三君
 理事 鹿野 道彦君
 理事 佐野 嘉吉君
 理事 関谷 勝嗣君
 理事 堀之内久男君
 理事 森 美秀君
 理事 伊藤 茂君
 理事 大島 弘君
 理事 沢田 広君
 理事 平林 剛君
 理事 貝沼 次郎君
 理事 高橋 高望君
 理事 永原 稔君

委員外の出席者

内閣総理大臣官房参事官 橋本 豊君
 警察庁交通局長 広谷 千城君
 通指課長 廣田 友一君
 経済企画庁国民生活局長 守屋 友一君
 調査課長 藤永 幸治君
 法務大臣官房参事官 林 崇君
 厚生省環境衛生局指導課長 小野 重和君
 食糧庁総務部長 柏木 正彦君
 通商産業省貿易局輸出課長 松井 達郎君
 労働大臣官房参事官 森永貞一郎君
 参考人 (日本銀行総裁) 葉林 勇樹君
 大蔵委員会調査室長

出席政府委員

大蔵大臣 村山 達雄君
 経済企画庁調整局審議官 澤野 潤君
 経済企画庁物価局審議官 水田 治雄君
 大蔵政務次官 稲村 利幸君
 大蔵大臣官房参事官 福田 幸弘君
 大蔵大臣官房参事官 海原 公輝君
 大蔵省主計局次長 山口 光秀君

委員の異動

四月五日

辞任

高島 修君
 林 大幹君
 本名 武君
 山中 貞則君

補欠選任

逢沢 英雄君
 関谷 勝嗣君
 鹿野 道彦君
 堀之内久男君

同日 辞任

補欠選任

逢沢 英雄君 高島 修君
 鹿野 道彦君 本名 武君
 関谷 勝嗣君 林 大幹君
 堀之内久男君 山中 貞則君

本日の会議に付した案件

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
 各種手数料等の改定に関する法律案(内閣提出第三〇号)
 国の会計、金融及び外国為替に関する件(円高問題)
 小委員長からの報告聴取

○大村委員長 これより会議を開きます。
 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。永原稔君。

○永原委員 今度の税法を拝見しまして、酒税法の改正部分の税率関係、それから清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部改正は、単に酒造組合中央会の事業の拡大、ただそれだけですけれども、この両法案にどういような関連性があるのか、体系的に一体的な形態をとっているのか、ただ単に国会審議の便宜上促進を図るために法化したのか、どうでしょうか。

○村山國務大臣 強いて申せば、酒税確保という点におきまして、両者が共通の目的を持っておられるということであろうと思っております。

もう一つは、何と申しましても、法案の数ではさきだけ少ない方がいいということも裏にはあるかと思っておりますが、実質的な点では、両者は酒税確保という目的で一致している、こんなことではお願しているわけでございます。

○永原委員 酒税確保という大蔵省主体の考え方に立つか、やはり税金というのは国民が負担するものから、そういうところでもちよつと異質ではないかと思っております。大蔵当局は、酒税確保のためにかなり清酒製造業について強い規制をなさっていらっしゃいます。

清酒製造業を見てもみますと、地場産業としては各地域において非常に有力な存在になっております。こういうものをどういように育成するかというところは、特に三全総において経済の地方分散というふうなことで言っている中で、注意しなければならぬ産業の一つだと思っておりますけれども、大蔵省がこの清酒製造業を所管する理由というのは何でしょうか。結局、原料は農林省の酒米である、また、製造業として考えれば通産当局が所管するのが主体ではなからうかと思っておりますけれども、ただ酒税確保という観点だけで大蔵省の所管になっているのかどうか、そういう点について……。

○矢島政府委員 いま先生が御質問のように、なぜ大蔵省が所管しているかということでございますが、清酒製造業は、他の酒類業と同じように、大蔵省設置法第四条の規定によりまして大蔵省の所管ということになったわけでございますが、酒類行政全般につきましては、明治以来一貫して大蔵省が所管してまいりまして、行政当局また業界のいづれから言っても、これに非常になじんでおられるという問題もござります。

それから酒類につきましては、何よりもその商品の特性が、非常に高率の酒税を負担しているというふうな財政物資であるという点にあるかと思っております。それからまた、酒類行政は免許とかいろいろな許認可行政がござりますが、こういうも

のを所管しております大蔵省があわせ行つた方がむしろ効率的に実施できるのではないだろうかというところがございます。いずれにいたしましても、大蔵省所管とすることについて特段の問題がないという点もございませう。

以上のような点からいしまして、大蔵省の所管になるのではないかと申すわけでございます。

○永原委員 産業を所管していらつしやいますと、やはり産業の育成発展ということを考えなければならぬと思ひます。そういう中で大蔵省は、清酒製造業の実態をいろいろ把握していらつしやるとは思ひますけれども、決算状況を見て、非常に厳しい状況にございませう。しかも地方の醸造業の会社は、個人経営的な会社が多うございませう。自分の所有地を会社に貸している。賃料というの也非常に安くして、ようやく会社の経理のつじつまが合うというふうな事、あるいは人件費なども非常に安く押えてある。そうして黒字を出して、ようやく酒税を確保することに協力している、こういう実態なんですけれども、これが普通の産業だつたらば、ああいうような賃賃料とかああいうような人件費とかいうものでは済まされないうらうと思ひます。こういうものについて大蔵省として、特に産業育成のために具体的にどういう方法をとつていらつしやるのか、お聞きしたいと思います。

○矢島政府委員 清酒製造業はいわゆる伝統産業でもございませう、たくさん業者がおられる、零細である、あるいは需要がなかなか伸びないというふうな問題、またコストも上昇するというふうな、他の酒類業に比べて経営状態がややもすれば低調であるということにつきましては、御案内のとおりでございます。

しかし、私もといたしましては、たとえば他の中小企業の業種に先駆けまして、三十九年からすでに清酒製造業の中小企業近代化計画というものに着手いたしました、その近代化について非常に努力をしております。それからさらにまた昭和四十五年には、清酒業安定法によります転輸給付

金も支給するとか、あるいは信用保証事業も行うというふうな事、あるいは原料米に対する助成にも努力する。それからまた市場の安定につきましてもさまざまな努力をしております。また、今回の酒税の税率の改正に当たりまして、清酒につきましてもその引き上げ率の抑制に配慮してございませう。さらにまた、いま御提案申し上げております安定法というものは、五十二年度から発足いたしました構造改善計画の円滑な実施、さらに国の面からもそういう業界の自助努力を援助していただくという趣旨で御提案申し上げておるわけでございませうが、こういうふうな形で、必要であろうと思はれる可能な限りのいろいろな措置を講じておるわけでございませう。

酒類業、特に清酒業の発展、これは地場産業だけの問題でございませう、民族の酒でございませうので、できるだけの支援を今後も行っていきたいと思います。清酒業の自助努力というのにも必要であるかと思ひます。引き続き私も努力を続けていきたいと思ひます。

○永原委員 企業の自助努力というのは、いずれの企業についても通することなので、特に清酒業だけではないと思ひます。いまお話のありました酒米の問題でございませう、この酒米については、過日、食糧庁の方の御説明で、主食用の価格で分けておるのだというふうなお話がございました。酒米について特別に援助措置というふうな事を一体考えていらつしやるかどうか、特殊な手当てを食糧庁ではやつていらつしやるかどうか、伺いたいと思ひます。

○小野野明員 酒米につきましては、いろいろな経緯がございませうが、現段階で申し上げますと、酒米は原則的には自主流通米ということにいたしておるわけでございませうが、これに対して主食用と同様の助成ということ二百十八億の助成をいたしておる。

それから、特に五十二年度につきましては、原料アルコールの使用減少のための措置ということ

で政府米を売却いたしておりますが、これも主食用の政府売り渡し価格と同じ水準ということでございますが、これによる負担軽減額としては二十九億円でございませう。財政負担という面からいいますと二十一億ということになりませうが、自主流通米との比較で申しますと二十九億の負担軽減額、こういうことでございます。

○永原委員 食管会計でそういう措置をするのはおかしくないかという気がするのです。産業政策として大蔵省が所管していらつしやるのだったら、これだけの酒税を確保し、それに協力している清酒業者というものを育成するために、大蔵省みずからの予算として歳出に計上すべきではないかと思ひます。あの特別な食管会計の中で酒米を処理するということに無理があるのじゃないかという気がしませうけれども、いかがでございますか。

○矢島政府委員 この問題は本来、国税庁の方でお答えすることかどうかちよつとわからないのでございませうが、酒米に限らず、やはり米に関する諸般の政策というのは、現在食糧庁において統一的に取り扱われておるわけでございませう。従来から国税庁努力不足じゃないかとか、清酒に対して行政上何をしているのかというふうな御指摘がいろいろあるわけでございませうが、私も私どもなりに一応努力はしておるわけでございませうが、食糧庁で一応統一的に取り扱いはやっております。現状から見まして、酒米に対する助成も、他の自主流通米に対する助成の一環といたしまして、主食用とのバランス、いろいろなものとのバランスを考慮しながら現在行われておるわけでございませう。酒米だけを大蔵省所管の予算として措置するというのは、なかなか問題があるのではないかと申すのでございませう。

しかし、大蔵省予算としての、たとえばいま御提案申し上げておる近代化のためのいろいろな事業のために、信用保証基金に対する助成措置とか、そういう面におきまして、私も私どもとして可能な限りの助成措置はお願いし、かつ今後も努力

してまいりたいと思つておるわけでございませう。○永原委員 別に酒米の確保のためだけではないかと、やはり産業政策として考えるべきなので、原料部門についてもいま伺つたわけでございませうが、大蔵省そのものがいわばスタッフ部門、現業部門ではありませうので、そういうところでございませう。やはり産業政策をおやりになることに無理があるのじゃないだろうか。やはり現業部門にこういう育成の仕事は任せざるべきではないかという気がするのですけれども、そういう点はいかがでございますか。

○村山国務大臣 関連してお答え申し上げます。さつきお話しになりました、どうして食管でやっているのかということでございますが、これはいろいろな機会にそういう議論が行われておるわけでございませうけれども、やはり自主流通米の制度に乗るべき性質のものでございませう。自主流通米が発足したときに一番自主流通米を使つたのも実は酒米であつたのでございませう。その後いろいろな経過がございませうけれども、今日でもたしか六十万トンぐらい使つておると思ひます。したがって、いろいろな加工米であるとかあるいは外食の関係であるとか、そういうものと同じように、米を使用するという関係で自主流通米の制度に乗つておるので、自然に食管制度の中で対処していらつしやるわけでございませう。

先ほど農林省からお答えがございましたように、一部政府米を払い下げていたでございませう。これは自主流通米ではございませうけれども、米の使用拡大という角度から、自主流通米の枠を越えて若干いただいでいるのでございませうが、本筋は自主流通米の助成という制度を統一的に食管制度の中でやつていただく、こういうことをお願いしてございませう。それから、いまお話しになりました産業政策として考えるべきかどうかということ、それはもつともでございますが、これは産業と申しましては財政物資なものでございませうから、明治以来大蔵省が一番よく業態を知つておるわけでございませう。

て、その生産から流通、消費の実態を一番とらえているのが何と申しましても大蔵省であるわけでございます。ですからほかの省から、本当にようこんな細かいところまで、生産から流通から、今度は信用の問題まで出ているわけでございますが、非常に過保護じゃないかという批判さえ受けているわけでございますけれども、何分にも財政物質であるということ、それから最近におきましては、零細な三業者があるわけでございますし、それにつながる販売者がたくさんあるわけでございます。他の酒類の消費に比べて伸び悩みの状況にあるわけでございますので、われわれとしては、大蔵省がこれの保護なり育成なり合理化に当たっていくということが実際のにも一番いいのじゃないか、手前みそでございますけれども、そのように考えている次第でございます。

○永原委員 酒造組合中央会の事業が今度拡大されるようですけれども、四十五年が始まった信用保証事業は、酒造組合独自のものであつて、それに対する財源手当てもなされていません。一般の信用保証協会、都道府県ごとに設置されているあの信用保証協会ですが、この仕事になりますと、地方との結びつきが非常に密接になるわけですから、信用保証事業は、もう酒造組合中央会の方でやるのだということになっていきますので、対象業種としては都道府県の信用保証協会もなっていますけれども、現実には信用保証を受けるようなチャンスがない、結びつきがないわけです。

そういう中で、酒造組合の中央会の信用保証事業の財源構成などを見ていきますと、国が大体三分の二、業界が三分の一、そういうことで構成されています。都道府県あるいは自治体といいますが、それは、市町村もまた金融機関も参加し、国からも援助をいただいて資金構成をやっているんですけれども、それだけに地元との密着が非常に密接なんです。そういうような観点からしますと、信用保証事業だけを酒造組合中央会がやらなくとも、まだ地方でこういうものを賄つてもいいんじゃないかというふうな気がしますが、これも

やはり酒税確保のための特別措置というお考えで独立した意味でおやりになるのでしょうか。

○村山國務大臣 これは経緯がございまして、自主流通米制度ができるまでは米は割り当て制度であつたわけでございます。したがって、その割り当てに基づくとこのいわば造石権と申しますか、それを担保にして実際は市中から金融を受けられたわけでございます。ところが今度、一挙に自主流通米になれというわけでございます。要するに、米の需給関係が緩んできたものでございまして、米の需給関係が緩んできたものでございまして、そして食糧制度の方から、自主流通米は原則として助成はしませんけれども、一般の政府米の管理から外れたわけでございます。

したがって、それだけの急激な変化を受けました場合の金融的に対応というものは、一般の保証協会ではどうも賄い切れないわけでございます。そういうわけで、何しろ財政物資でもあるわけでございますので、急遽合理化計画をつくりまして、四十四年度から開始したと思つて、四十八年度まで、公取の認可も受けましても、一種のカルテルを結成させてもらう、同時に、それと見合つた近代化計画を進めていく、それと相呼応いたしまして、特別の信用保証制度をつくりまして、財政物資でもあることでございますので、国が大体三分の二、それから業者の方で大体三分の一の基金を拠出したしまして、今日のよう信用保証の基金ができたという経緯があるわけでございます。それが急激に来たものでございまして、財政当局としては何とか手当てをしなければならぬ、こういう実情で出てまいりました。その後これが円滑に運用されている、こういう実情にあるわけでございます。

○永原委員 次の転売業者への給付金ですけれども、これは四十五年から四十八年にわたつて二百二十一社ですか、約十億円というふうに伺つておりますが、この財源というものがまた非常に問題になってくるんじゃないかという気がするのですけれども、ことしの新たに始まる計画では

どれだけ合併を考え、またどういうような財源措置をお考えになつていらっしゃるのか、そういう点を伺いたいと思つています。

○矢島政府委員 御案内のように、ただいま清酒製造業の安定法に基づきまして、五億円の国庫補助を信用基金の方に入れていただくということをいま考えております。それによりまして五十六年十一月三十日まで計画の上では、構造改善給付金の対象となる方四四社、それから合併奨励金の対象になる方は百社ということに一応なつておるわけでございます。

それから、各年ごとの数字でございますが、これは――ちょっと調べまして後ほどお答えいたします。

○永原委員 非常に地方の醸造業者、大体内で売るのが八〇％ぐらい、域外に出るのが二〇％ぐらいに大体平均的になつておるのじゃないかと思つて、販売網というものが確立していませんけれども、販売網というものが確立していません、していないところ、まぢまぢなんです。大体既成のものは販売網を持っていてと思つて、そういう中で、いきなり廃止あるいは合併するとうちの場合に販路が一番問題になりますけれども、合併百社、廃止が四四社、こういうふうな計画でその販売網がスムーズに確保できるかどうか、そういう点について何か考えていらっしゃるんですか。

○矢島政府委員 先ほどちょっと御答弁が漏れておりましたけれども、五十三年度の転売業者を百六十というふうに一応見込んでおります。

それから、これ果たして販路が拡大できるのだからかということでございますが、私どももいたしましては、第三次近代化計画とも相ましまして、業界の方でいま一生懸命自助努力をやつておりますが、清酒がやはり洋酒とかそういうものに押されてなかなか伸びない、やはり業界自体の体質も改善していかなければいけない、そういう意味でも、私どもでも業界のそういういろいろな努力に対しまして、できるだけのお助けをしていくというふうな気持ちで一生懸命やつておるわけ

でございますが、こういうふうな努力と相まつて、今回も法案が通りますれば、安定法による補助金を出していただけるというふうなことにございまして、両方相ましまして、少しでも業界の体質が改善され、安定化していくというふうな期待しておるわけでございます。

○永原委員 先に進みます。

今度新しく中央会の事業の範囲の特例として、第三条の一項三号に「経営の改善その他清酒製造業の近代化を図るための事業」というのが加わつたのですけれども、これは中央会がこういうことをやるうとしておるのですか。それとも、先ほどお話の出ている第三次近代化、近接法の適用を受けてやるうとする、この三号の意味はどういう意味なのか。それと、これを独自でやるとすれば、これに必要な財源というのをどういうふうにかつていらっしゃるのか、伺います。

○矢島政府委員 ただいまお尋ねの件でございますが、その近代化事業と申しますのは、清酒製造業の安定に関する特別措置法の第三条に基づいて、中央会の事業範囲の特例規定として行われるものでございまして、中央会が行うわけでございます。清酒製造業の近代化を図るという見地からやるわけでございます。この法律が改正された場合におきましては、信用保証事業の運用益をこの事業に使用できるように措置するということによりまして、五十三年度においては一億円の支出を予定できるということになるかと思つておるわけでございます。

それから近代化との関係でございますが、近代化計画と申しますのは、五十二年から五十六年度を目標年度といたしまして、関連業種協同型の構造改善事業というのを発足させておまして、この中でも、近代化のための事業を経営の改善その他近代化を図るための事業というふうな称してやつておるわけでございます。その中身につきましては、各般にわたるわけでございますが、五十三年度中央会が今回の安定

法によって行つたとせば経営問題に関する研究、それから経営の診断、流通改善対策の調査研究、清酒に対する広報、こういう計画は三次計画とも重なつておるものでございませう、また、そういうような業界の自主的な第三次の近代化計画を側面的に国が援助をしていこう、こういう趣旨のものでございませう。

○永原委員 中央会の保証事業の運用益だけで一億円ぐらいで、自主的にやるのが非常に範囲が狭くなつてしまふのじゃないかという気がするのですが、それはそれとして先に進みます。

先ほど大蔵大臣、酒税の確保という話を非常に強調なさつていらつしやいます。確かに関連する法律を讀んでみると、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律などは、はっきり酒税確保の観点からいろいろ条文が決められておられます。

そういう中で、この法律ができた二十八年当時と社会情勢が變つていておるのです。酒税の確保ということを非常に強くおっしゃり、財政物資であるということを強調なさいますけれども、今度の予算を見ても、もはや酒税を超えてガソリン税の方が大きくなつてしまつた。ガソリン税は一体財政物資とお考えになるのかどうか、そういう点についてはいかがでしょうか。

○大倉政府委員 ガソリンに対する税負担がかなり高率のものになつてきておまして、酒とそう違わないではないかという点は御指摘のとおりでございます。ただ、ガソリンは石油製品全般の中のごく一部、特殊なものでございませうと、受益者負担ということで、酒の場合が一般財源であるのとや違つた感覚で見られておるといふことで、経緯的に見てそれなりの違いがある。しかし、これだけ大きな税取になつておますから、税取ウエートから申せようかと申します。したが、いまして、特にガソリンの流通業界における取引秩序の安定維持ということも非常に大事な問題になつてきつた。

ただ、これは先ほどのどこが所管するかという問題と非常に密接に絡むわけでございますが、ただいま申し上げましたように、ガソリンといふのはいろいろな種類がある石油製品の中の一部の品物なものでございませうから、石油及び石油製品全般を所管しておられます通産省の方で所管していただいた方が、製造のところが全部通産省が持つておられますので、その方が実際の行政としては容易ではなからうか。流通秩序の維持のためには、一昨年でございますか、販売業法が新たに制定されました。通産省の方でいろいろの努力をなさつておる、私どももまた機に應じていろいろ御相談をしておるといふ状況でございます。

問題と非常に密接に絡むわけでございますが、ただいま申し上げましたように、ガソリンといふのはいろいろな種類がある石油製品の中の一部の品物なものでございませうから、石油及び石油製品全般を所管しておられます通産省の方で所管していただいた方が、製造のところが全部通産省が持つておられますので、その方が実際の行政としては容易ではなからうか。流通秩序の維持のためには、一昨年でございますか、販売業法が新たに制定されました。通産省の方でいろいろの努力をなさつておる、私どももまた機に應じていろいろ御相談をしておるといふ状況でございます。

○永原委員 酒も受益者負担という観点からすると、同じような性格だと思つておられるか。しかし、いまのガソリン税は、非常に市況が乱れている。そういう中で販売法をつくつて、いろいろ届け出制度などをおやりになるということですが、この酒については、製造業、小売業それぞれ登録免許になつておますね。この登録免許そのものが、酒税確保のためということと営業の自由と抵触しないかという気がするのですが、酒税法でいくと非常に厳しい規制がなされておる。ガソリン税の方については、こういうような規制がなされておるけれども、財政的に見ますとやはり同じような財政物資であると思つておる。税金を確保するという観点からすると、やはり同じような扱いをすべきではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

○大倉政府委員 酒類につきましては、製造及び流通の二段階それぞれにつきまして、免許制度を持つておられます。これは基本的には、酒税の確保といふのが一番強い思想でございませうけれども、同時に酒が、当委員会でもこの前以来各委員から御指摘ございました致酔飲料であるということも若干は関係しておるのではないかと。それで、免許制度そのものが営業の自由をある程度制限するものであるといふことは否定できない事実でございますが、従来の裁判所の判断から申しても、公共の福祉のためにはある程度営業の自由を制限することもあり得るんだという判断がなされておる。私ども、酒税の確保及び致酔飲料である酒の製造、流通の秩序の確保といふことは、公共の福祉のために大事なことであり、その限りにおいて、免許ということによりある程度営業の自由が制限されることもまた理解していただきたいと考えておられます。

ガソリンとの対比につきましては、確かに税取ウエートが非常に大きいという面は先ほど申し上げたとおりでございます。正直に申し上げまして、ガソリンの流通業界の一部から、取引が安定するためにいふそのこと免許制にしてくれないかという意見もございませうけれども、そこは所管省で実態をいろいろながめながら、やはり免許とまでいかず、登録というシステムの方が少なくとも現状においては妥当ではないかという判断をされて、あの販売業法を出されたわけでございます。少くともここ当分の間はその登録制度といふもので流通秩序が維持されるように私どもも期待しておるわけでございます。

なお、先ほど財政的な見地からガソリンの取引が混乱しないようにという面で、そういう登録制のほかに必要な措置があれば、私どもとしてもできるだけ考慮したいといふことで、たとえば技術的にありますが、B T X課税をやるとか、私どもの方でできることはまた協力しておるつもりでございます。

○永原委員 いま団地がふえておられます。小売業も新しい立地が必要になつてくると思つておられますけれども、こういうような小売販売業の一年間に増加する件数といふのは一体どのくらいあるのでしょうか。

○大倉政府委員 現在全部の小売免許場数が十六万六千三百四十五ということになつておられます。そのうち、本年度におきまして、五十二年四月から五十二年三月までに免許いたしましたものは、千三百八十三という数になつておられます。

○永原委員 主税局長に伺いますけれども、登録免許税とこういう免許手数料とは全然性格が違いますね。こういうようなものについてどうして手数料をお取りにならないのか、この点はいかがですか。

○大倉政府委員 手数料を取るか取らないかという点につきましては、いろいろな経緯があるといふ面が否定できませんで、必ずしもきちつと線が引けておるとまで申し上げ切れないところが出てくると思つておられます。考え方としては、反射的に経済的利益を得る場合に事務手数料を負担してもらふんだということであらうと思つておられます。

登録免許税もそれに非常に似たところがあつたといふこともございませう。一応の考え方としては、登録免許税を課税する場合には、別の手数料を国としては徴求しないということが一応申せようかと思つておられます。

ただ別途の意味で、地方団体その他登録を主管する場所で、手数料を実費的に徴収するといふことは従来の経緯から見てあるし、その意味で重複することはある。ただ酒の場合には、免許の所轄は国が直接やつておられますので、そのほか手数料を徴収するといふことは必要がないし、適当ではないであらうといふことで、従来から徴収してないんだといふふうに私は理解いたしておられます。

○永原委員 また手数料の法律が出ますので、そういうときに一括しながら議論を交わしたいと思つておられます。

酒については、特級と一級だけは審査の対象になりますけれども、品質の点について見れば、特級は品質が優良である、一級は佳良である、こういうことが施行令の方には出ておられます。濃度は全然関係がない。税金の方でいくと、基準濃度というのは表に出ておられますけれども、税率そのものは濃度によって大分差があります。酒の等級の格づけというのは審議会でもつていろいろお決めにしようと思つておられます。品質の客観的判斷基準といふものが何も設けられていないで決められ

ることもあり得るんだという判断がなされておる。私ども、酒税の確保及び致酔飲料である酒の製造、流通の秩序の確保といふことは、公共の福祉のために大事なことであり、その限りにおいて、免許ということによりある程度営業の自由が制限されることもまた理解していただきたいと考えておられます。

ガソリンとの対比につきましては、確かに税取ウエートが非常に大きいという面は先ほど申し上げたとおりでございます。正直に申し上げまして、ガソリンの流通業界の一部から、取引が安定するためにいふそのこと免許制にしてくれないかという意見もございませうけれども、そこは所管省で実態をいろいろながめながら、やはり免許とまでいかず、登録というシステムの方が少なくとも現状においては妥当ではないかという判断をされて、あの販売業法を出されたわけでございます。少くともここ当分の間はその登録制度といふもので流通秩序が維持されるように私どもも期待しておるわけでございます。

なお、先ほど財政的な見地からガソリンの取引が混乱しないようにという面で、そういう登録制のほかに必要な措置があれば、私どもとしてもできるだけ考慮したいといふことで、たとえば技術的にありますが、B T X課税をやるとか、私どもの方でできることはまた協力しておるつもりでございます。

○永原委員 いま団地がふえておられます。小売業も新しい立地が必要になつてくると思つておられますけれども、こういうような小売販売業の一年間に増加する件数といふのは一体どのくらいあるのでしょうか。

○大倉政府委員 現在全部の小売免許場数が十六万六千三百四十五ということになつておられます。そのうち、本年度におきまして、五十二年四月から五十二年三月までに免許いたしましたものは、千三百八十三という数になつておられます。

ているような気がしますが、こういう基準をつくる必要があるんじゃないだろうか。ウイスキーについては、アルコールの濃度も等級を分ける一つの基準になっておられますけれども、こういう点について酒だけ別に扱っていらっしゃるのはどういうことなんですか。

それともう一つ、特級と一級だけが審査の対象になり、それ以外のものは二級だということになっておられますけれども、二級についてもアルコール濃度はかなり高いのがあるようですね。そういう中において、こういうものを審査に付さないで、義務づけなくて、一種の脱税行為まで奨励するような結果になりはしないかというような気がしますが、こういう点はいかがでしょうか。

○矢島政府委員 御質問の清酒の級別は確かに品質といいますが、いい悪いということだけによっての級別審査ですが、この級別審査だけに限りませんで、やはり官能で審査するというものはしょうゆとか米とかあるいはお茶、いろいろございませぬ。

客観的に良否を判断する場合に、確かにそういう一定の基準があれば非常に便利ではあるかと思われたいのですが、実際にそういうような客観性を持ったものとして品質といわば完全に相関している成分というのは、現在見出されておらずに、酸とか糖といったような、部分的に器械で測定できるという部分がございますが、逆に、きわめて微量な成分でも器械よりもむしろ人間の官能によって検出できるというふうな、たとえば酢酸みたくなようなものもございませぬ。また、さらに幾つかの成分が溶け合って、いわばお酒という非常に複雑な香り、味をする製品ができておられるわけでございます。こういう判別というのは、やはり人間の官能でないとなかなかおぼつかしいということでございます。現実には御参考までに申し上げますと、西ドイツあたりでもやはり官能によってやっていると聞いております。

審査員につきましても、いずれも製造上、それから貯蔵上欠点があればすぐわかる、あるいはどういう原因で起こったのかわかるかということが判断できるような専門家から構成されておられますし、製造者も全く知られないで審査するということもございませぬ。しかも多数決でやるということもございませぬ。客観的な基準こそございませぬけれども、現在の級別審査というのは十分に客観性を持った審査であるというふうには私どもは考えておるわけでございます。

それから、二級も含めてというお話でございますが、現在御案内のように、特級、一級というものは審査に出されて初めて認定されるわけでございます。ただ製造者の中には、品質が良好であっても、やはり商業政策上これはなかなか特級では売れない、一級では売れないといったようなことで、級別審査に出さないということによりまして、二級酒として販売する方もあります。したがって、二級酒の中に非常にすぐれたものもあるという可能性はあるわけでございますが、この点につきましては、極端な不良品が出現するようないことがあれば問題でございますが、現在製造方法につきましては、国税庁で厳重に監督しておりますし、安全性の点においてもまた、食品衛生法上注意は十分しているといったようなことで、やはり現在のような方法でよろしいのではないかと、いろいろ思っているわけでございます。

○永原委員 税金には非常に感心が大蔵省ですが、この点だけ手ぬるいような感じがします。その点だけを伺ってみたいわけですが、今度税制を改定して、今度の法律改正の中で手持ち品課税千五百リッターというものが決められておられますけれども、これは五カ月の均等申告納税になっておられますから、ある程度小売業の立てかえ払いというふうなことはないかと思われませぬ。しかし、こういう千五百リッターというものがどういふ観点から設けられたのか。前回は千三百だったと思えますけれども、こういうふうな理由を伺いたいのであります。

それから、こういうような蔵出し課税のものについて何か、事前に税金を納めることになりませぬから、そういうものに納税奨励のために交付金というふうなものを考える必要はないだろうか。たとえば都道府県のいろいろな税金について、遊飲など、特別徴収義務者に交付金をやる、あるいはその他いろいろなものがあるわけですが、その他のいろいろなものがあるわけですが、そういう事前に酒税を納めなければならぬ人たちに還元するような、そういう措置は何か考えられないだろうかというの一点。

それから、千五百リッター以下の点について、新しい税金をどういふように課しているかというところから、課さないとする、小売価格をどういふように規制しようとするのか、その点を伺いたいと思っております。

○大倉政府委員 第一点、第二点は私からお答えしたいと思っておりますが、おっしゃいますとお前の千三百リッターでございませぬ。それで、前回と実質的には同じ水準でということをお考えしたものでございませぬ。計算の仕方といたしましては、前回以後、酒の販売がどれくらいふえておるかというところで、販売がふえれば手持ちもあつて、程度ふえるであろうというところで、酒類の増加率をまず掛けて、それが一八・八％になるわけでございますが、掛けました上で、今度はしかし販売場数がふえておられますから、一場当たりの手持ちというものはまたおもしろくなくしてはならぬであろう、販売場数が三・四％ふえているわけでございます。したがって、機械的ではございませぬけれども、千三百リッター掛ける一一・八・八割の一〇三・四という計算をいたしてみますと、千四百九十四という答えが出てまいりますので、前回とはほぼ同じ水準ということ、千五百リッターというのが一番わかりやすいのではなからうかという趣旨で御提案しているわけでございます。

第二点の、いわば事前に負担してしまつてという問題につきましては、おっしゃる通りに納付の方でしんしゃくをおつしやるように納付し、また、源泉徴収なり間接諸税における法律上の納税義務に基づく徴収、しよせんは消費者に帰すべきものを自分の負担である時期に納めていただく。それについて手数料を支払うべきかどうか、これは波及するところの非常に大きい問題でございます。やはり法律上定められた義務を履行していただくという意味においては、徴収手数料という考え方はなじまないということ、国税においてはその例が全くないわけでございます。

地方税の一部に、実質的に徴収手数料と思われるようなものが存在することもまた御承知のとおりでございますが、これもやはり各都道府県なり地方団体が独自の判断でいろいろ先におやりになつて、それがいろいろ混乱を起すことは困るというので、自治省の方で統一の基準をつくつていくという性格のものでございませぬ。自治省の出しておられます統一基準に関する通達も、これを徴収手数料として観念してはいただけません。ただ、現実にはいろいろの事態が発生しておるから、どうしてもそういうことをやるとすれば、手数料という観念でなしに、たとえば組合補助とか組合の事務費補助とかということに整理をした上で、しかもこの限界はこれくらいだということが望ましいという趣旨の通達を出しておるわけでございます。やはり思想としては、地方税におきましても、法律上の納税義務を遂行するに於いて手数料が交付されるという思想は取り入れていないと私どもは考えておるわけでございます。

第三点は国税庁の方からお答えいたします。○矢島政府委員 いま主税局長から御答弁ございましたが、仮に手持ち品課税が五月一日に行なわれますが、仮に手持ち品課税が五月一日に行なわれるといたされまると、六月から十月までの五カ月間に分割納付するということになりませぬ。最初の納期である六月三十日までには六十一日間あるということになるわけでございますが、手持ち品数量とか在庫の期間から言いますと、現在の小売業者、卸売業者の在庫の日数というものはもつとずつと低いものでございませぬ。したがって、手持ち品課税されたお酒が販売されてその代

金が回収されるというまでの期間が、一番長い卸売業者の場合であっても五十五日前後ではないかというふうに思うわけでございます。したがって、最初の納付期限が到来するまでには代金回収が行われるということになるかと思うわけでございまして、手持ち品課税によりまして、販売業者の方の金利負担が増加するというのではないかと、これはどうかというふうに考えておるわけでございます。

それから、手持ち品課税の対象千五百未満のものについてどうなるかということでございますが、価格の問題につきましては、手持ち品課税の対象とならなかった流通段階の在庫酒類につきましては、旧価格、増税前の価格で販売していただくように業界に対して強く要請するつもりでございますし、従来も、前回の増税のときも法案が成立した段階で文書によりまして、また口頭によりまして、酒類業団体へ十分こういうような趣旨の徹底を図ってまいりました次第でございます。

○永原委員 買方にとつては、これは手持ち品のものなのかどうなのかわからないので、そういう点の指導は十分徹底していただきたいと思っております。

それから、大倉主税局長に伺いますけれども、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律九十二条一項、これは酒販組合や酒造組合に対して交付金というのが交付されるようになっておりますけれども、この額、また、これはさつき主税局長がお話しになったような、そういう地方でやっているものに対する国税の措置なのか、そういう点をひとつ伺いたいと思っております。

時間が詰まってきましたので、少し次元が低くなりますけれども、大関のワンカップ、これを見ていくと、二円五十銭ぐらいの税金増になるわけですね。こういうものを一体販売価格にどういうようにはね返らせるのか。聞くところによると、大関は十石つくっているといいますが、全体にすると二億五千万になるわけですか。そういうようなものは一体業者に泣かせるのかどうか、販売価格にどうはね返るか。かんビールとか、一合、二合の小さいびんについても同じことが言えようと思っております。そういうものが販売価格にどうはね返るかというふうなのをひとつ。

それから、免許業者が自動販売機を置いていまして、自動販売機自体も直さなければならなくなるでしょう。こういうものの改造について何か資金援助をなさるのかどうか、そういう点を伺いたいと思っております。

結局、この前の質疑の中で、公取の方でお答えになっていましたけれども、便乗値上げはいけないのだということを言われますが、現実にはどういふ価格をいろいろ見ていきますと上げざるを得ない、端数調整的にも上げざるを得ないものがある、こういうふうに思いますので、こういうものについてどういふように御指導なさるのか、その辺をまとめて伺いたいと思っております。

○矢島政府委員 最初の交付金の話でございますが、突然の御質問なのであるいは間違いがあるかと思っておりますが、確かに法文上はそういう規定がございまして、もうこの五、六年は交付金がゼロということになっております。その理由は、補助金のたぐいについては少額のものも整理していくという方針に従ってなくなったものというふうな理由でございまして、

それから、二番目の問題でございますが、かんビールとかワンカップ大関、こういうものがどうなるかということでございますが、酒税はもともとと転嫁を前提としておりますことはもう御案内のとおりでございますが、酒の価格も自由価格でございます。したがって、基本的には、それを転嫁するの、あるいは転嫁しないで業界が負担するの、あるいは転嫁しない、個々の企業の自主的な判断によるということになるかと思っております。私どももいたしましては、便乗値上げはいけないといいますが、増税分につきましてはやはり転嫁されるのはやむを得ないといふこと、その範囲ではやはり価格が上がるというふうな

そういうような方針で来ておるわけでございまして、確かにカップものとかかんビールにつきましては、端数の問題が出てくるということは御案内のとおりでございますが、これは一般的に申し上げまして、やはり増税額に端数がついてくるものでございまして、端数を加えますと小売価格も、したがって端数がついてくるという問題がございまして、取引の便宜上、どうしても取引単位というのがございまして、五円とか十円といったような範囲の端数の調整というものは、ある程度は取引の実情から見てやむを得ないのではないかと、こういうふうに思っておるわけでございます。しかし、それにいたしまして、なるべくそこら辺の実情を反映しまして、増税額の範囲内に税額をとどめるようにということを指導しておるわけでござい

す。

○永原委員 マクロ的には税収計算できるので、ミクロの立場に立ちますと、円単位の増税といたしまして、非常に徴収困難になってくる、結局それを業者に負担させなければならなくなるのではないかと。そういう面も、やはりこれは片や歳出の面では何かめんどろを見なければならぬ要因になりはしないかという気がするわけです。それで何ったのですが、もう先に進みます。

いま酒税の保全の法律を見ていきますと、基準販売価格、制限販売価格、こういうのが設けられていますが、いまは何か運用されていないような状況ですけれども、市況が非常に混乱している中で、こういうふうなものについて動かす意思があまりないのかどうか。

それから、まとめて質問しますが、五十三年度の増税の家計支出への影響というのは、この前経済企画庁の方からお話ございました。五十一年にビールが十五円、二・三％だったでしょうが、増税が行われたのですけれども、このときは家計支出への影響その他は一体どうだったのでしょうか、その点を伺いたいと思っております。

○矢島政府委員 最初の御質問の基準価格という問題でございますが、確かに御案内のように基準販売価格制度というのがございまして、これは昭和三十三年に統制価格が廃止されました、三十九年まで基準販売価格制度というのがございまして、その後三十九年以降は自由価格ということになっておるわけでございます。

基準販売価格は、酒税の保全のために必要があると認める場合には、大蔵大臣が酒類の販売価格の基準額を定めるということになっておるわけでございまして、昨今の酒類業界は、非常に経営は苦しいとは申しませんが、わずかな差でございまして酒の消費は伸びている、清酒の消費は伸びているというのが実情でございますし、それから、個別企業への関与と申しますのは、やはり自由経済体制というものを基本としておる以上は、必要最小限度にとどめるべきではないかというふうなことを考えておるわけでございます。こういうふうな観点から申しまして、基準販売価格を復活させるという必要は現在のところはないのではないかと、いうふうに考えておる次第でございます。

○守屋説明員 五十一年の酒税の引き上げによりまして家計のお酒類に對する支出への影響がございまして、先般御指摘のように、酒税の引き上げによる消費支出への影響というのは、単独に分析して出すことは非常にむずかしいと思われまますが、五十一年全体を通じて見ますと、家計支出上の酒類、この場合酒類と申しますのは清酒とビールとウイスキーと果実酒その他を含みますけれども、全体としての酒類支出は名目で二％増でございます。物価が大分上がりまして、実質的には七％ほど減少いたしました。つまり、数量では七％ほど減少いたしました。この七％ほどの減少が酒税の引き上げによるものかどうかというのは非常にむずかしいところでございまして、大体三つぐらい理由があるかと思っております。

一つは、五十一年は勤労者世帯の所得の伸びが大分鈍化し、実質の伸びがマイナスになりました。所得がマイナスになりますと、それだけお酒の需要も減りますので、まずそれが相当大きかっ

ございますし、ライスめんとか、いろいろ新しい形のもの、開発が米については非常におくれております。これを強力に進めるといふことも一つの方向でございます。それから、日本酒、清酒の問題になりますと、アルコール添加をできるだけ、これもいろいろ問題があるようにございますが、減らしていく、米に切りかえるということも一つの大きな問題だと思います。

それから、みずからの問題で具体的にということになりますと、先ほど申し上げたような、一つの例でございますが、たとえば農林省の食堂では、めんの場合には、最近ライスめんとというのがございますが、それを使うとかいうようなことで、実は私自身がいろいろかけ合つて具体化しようということをやっております。いろいろなことをやっております。

○川口委員 いまお話がありました、確かにかつては、米を食うと血圧が高くなる、糖尿病の発生のおそれがあるというふうなことが言われていたが、反面、パンと牛乳を食うと頭がよくならないということも言われたのです。ですから、いかにそういう病氣にはならぬぞ、血圧も高くなるぬよと言つても、パンの方が頭がよくならないと言つても、子供の母さんたちは一生懸命パンを食わせて、学校給食反対だという人も一部にはおられるわけですよ。ですから、ただ単にPRしたということだけではパンを米に切りかえるということとはなかなか容易なわざじゃないのです。ですから、いま部長さんが言ったようなことだけでは、国民に対して農林省がいかに真剣にやっておるかというふうなことの響きは余りないと私は思うのです。

そこで、私は端的なお尋ねになります、小麦を輸入しておるといふことも米の余りの一つの大原因だと思つておられますか、この際米の消化のために、麦の輸入を断念するといふようなお考えになりますか。
○小野説明員 米の消費減退の理由でございますけれども、これは基本的には、食生活のパターン

が変わつてきているということだと思つて。たとえばカロリーの推移で申し上げますと、米の一人当たり消費量が減つて、米からとるカロリーが相当減つておりますが、それに代替するものは、肉とか油、食用油でございますけれども、そういうものがほとんどでございます。それで、小麦につきましても、一人当たりの消費量というものは、若干ふえておりますが、ほぼ横ばいでございます。もともとも人口の増がございまして、その分だけはふえておるといふことでございまして、そういう意味から申し上げますと、一体米の敵はどこにあるかということになりますと、果たしてパンであるかどうか、小麦粉製品であるかどうかという問題はあろうかと思つて。

それからもう一つ申し上げますと、確かに麦の輸入量はふえておりますけれども、この過去十年ぐらいたとりますと、約半分は内麦、国内麦の減、これが半分を占めております。そのほかは、えさ麦の輸入量がふえておるとか、あるいは備蓄の積み増しをやっておりますその分がふえているというふうなことでございまして、それからまた人口増の分もございまして、ですから、一人当たりの消費量の増の輸入麦の増加に対する寄与率といふか、これはわずかだといふことが言えるかと思つて。

いすれにしても、米とパンとの関係、国内でとれる米を食べていただくということももちろん必要でございますけれども、そのために外麦をいさなり削減するということになりますと、こういう食生活というものがいまの国民の生活の中に定着いたしておりますので、これをそういう形で削減するということになりますと、これは流通上、価格上大変な混乱が起こる。あえて申し上げますと、流通規制をやりますとそれができないといふような、そういう性格のものであるといふふうに私も考えております。そういうことで、外麦を削減するといふことは、いま非常に大きな問題があるといふふうに考えております。

と、生産者委備の問題がいろいろ出ますが、本会議で農林大臣が、一日一ぜん多く飯を食つてくれと言つたことは、つまり食生活を改善してくれ、飯を食うように変えてくれろといふことを農林大臣が国民に要請したということじゃないんですか。ですから、あなたの説明を聞いてみると、大臣じゃないですから、人格形成が違ひますから同じ答えをとるといふことはむづかしいかもしれぬけれども、少なくとも農林省の責任者が、食生活を變えてくれろ、そして一ぜん飯を多く食つてくれ、こういうふうな国民や国会議員に直接名指してお願ひをされているわけですよ。そうしますと、従来の食生活を一つの既存のものとして、それを變えることができないといふ前提に立つて進めるということとはよろしくないことなのであつて、そこに発想の転換が伴わなければならぬ、水平思考がなければならぬといふふうにばくは思つたのです。

どうも役人というのは長くなると、余りにも従来のしきたりや環境に同化しちやつて、発想の転換を怠るといふと語弊がありますが、発想の転換をしにくい体質に変わつてしまふのじゃないかと思つておられます。ですから私は、少なくとも本会議で大臣がそういうことをおっしゃる以上は、相当地な勇氣を持つておっしゃつたと思つておられます。また、相当な決意を持つておっしゃつたのだらうと思つておられます。その限りにおいては、当然それに伴つた一つの対策があつてしかるべきだ、こういうふうにお考えをいたします。

○小野説明員 先ほど申し上げました食生活のパターンという趣旨は、これはむづかしい問題、なかなか簡単にはいかぬといふことを申し上げておるだけでございまして、私どもの方は、簡単にはいかないわけですが、最大限の努力をしたといふふうな考えをしております。先ほどいろいろ申し上げましたけれども、いろいろな施策を強力に息長くやるということしかないのであるかと思つておられます。

○川口委員 そこで、ちょっと飛躍するかもしれませんが、お伺いしておきたいのですが、何か農林省が当初の予算の編成の際には、食管理費の経費の増高などから見まして、大体六十一億円程度の赤字を見込んでおつた、こういうことだと思つておられますか。

○小野説明員 お尋ねの件は、輸入麦についての損益の問題といふふうな承りましてお答えいたしますが、麦の輸入につきましても、輸入食糧勘定というところで扱つておりますが、その輸入食糧勘定の中には米の輸入もございまして、沖繩の特別の輸入等もございまして、そこでは除きまして、輸入麦についてだけ損益の変動を申し上げますと、五十二年の場合には、当初予算では七十八億の赤字を計上しておつたのでございまして、それが国際価格が非常に低下してまいりまして、それに円高の影響もございまして、現在の見込みといつたしましては八百三十七億の益を計上する、こういうことではございませぬ。

○川口委員 約九百億に上る見積りも、これはうれし悲鳴でしょう、九百億の黒になつたわけですから、この分を米の消費拡大のために充当する、たとえばいまいろいろ難航しております学校給食に対する設備の補助とか、将来米が拡大していく、そういう施策に円高等によつて思わぬ黒字になつた分を充当する、あるいはまた、この黒字になつた分を消費者に還元するといふふうなお考えはありますか。

○小野説明員 確かに輸入食糧勘定では大幅な黒字を計上いたしておるわけでございますが、国内の米とか麦を含めました食糧全体といたしましては、七千億近い赤字を計上いたしておるといふ状況でございます。そういうことで、輸入麦につきましても益が出たからといって、直ちにそれを何らかの形で還元するといふわけにはいかないのじゃないかといふふうな考えをしております。それから、学校給食という例をおっしゃいましたけれども、これはこれで累年大幅な予算の増額をやつておまして、必要に応じた助成の額は確

体していただきたい、こう思います。

次はいよいよ日本酒のことですが、大臣は日本酒を大いに飲んでくれ、こう言うのですが、飲んでくれという限りにおいては、飲みやすいような環境なり条件を整える必要があると思うのです。とりあえずお尋ねしたいのは、今回酒税が上がるというのですが、このことは一体どういうふうにお考えになっておられますか。

○小野説明員 これは食糧庁の私がお答えするのはいかかという感じがいたしますが、私どもは米を扱っているわけでございまして、米の消費拡大というのが私どもに課せられた最大の課題と考えております。そういう意味におきまして、この酒税の問題も大きな影響があるかと思っております。今回の酒税法の改正の際には税率、そういう点も十分配慮された税率調整が行われたと私どもは伺っております。

○川口委員 そこなんです。伺っております。困るのです。あなたの方の大臣は、酒を飲んでくれ、こう言っているんだ。飲んでくれと言っている、国民が飲みやすいように、仮にあなたの方で一つの考えがあったならば大蔵省にかけ合つて、それじゃ困る、米の消費拡大にならない、酒の需要が減退をする、それじゃわれわれは困るというふうなかけ合いをやるのが、先ほど言った本当に真剣に取り組んでいるという姿勢なのであつて、伺っておりますという程度では余り真剣じゃないのですが、この点どうですか。

○小野説明員 私どもは何も座しておつたわけではございませんで、酒の担当でございます。国税庁当局にもよくわれわれの意はお話ししたしておるわけでございます。そういうようなことがありまして、米の消費拡大というふうな観点からいいます問題の税率調整がされておると私どもは考えておるわけでございます。

○川口委員 それなら初めから伺っております。なれと言わずに、こういうかけ合いをいたしましたと答弁していただければ、何回も立たなくていいわけですよ。率直に御意見を聞かせ願いたいと思

思ふのです。

そこで農林省では、いま言った税金の問題はわかりましたが、そのほかに、日本酒の需要を伸ばすためにどう御配慮をなさっているか、ひとつ御説明願いたいと思ふのです。

○小野説明員 原料供給としての役所の立場から申し上げますと、経緯は先生十分御存じかと思いますが、従来自主流通米発足以前は、酒米につきましては食管が直接酒屋さんに売つておつたわけでございますが、その際はいわゆるコスト価格で売つておりました。一般の主食用の売り渡し価格よりも高いコスト価格で売つておつたわけでございます。それが、昭和四十四年に自主流通米制度が発足したときに、自主流通米に移行したということでございます。その際、主食についても一部自主流通制度に乗つてきたわけでございますが、それに対する助成が主食について徐々に強化されてまいつております。これは逆さやの問題もいろいろございまして、強化されてきた、こういうわけでございますが、しかし酒米については、従来の経緯もございまして、主食並みということではなかつたわけでございます。

その後しかし、米の消費拡大ということもございまして、酒屋さんの経営という問題もございまして、主食並みの助成に徐々に近づけてまいりました。現在では主食並みの助成水準ということになっております。

それからさらに、五十一年度からでございますが、アルコール添加の割合を減らしていただくというところのための助成策といたしまして、特に政府米を主食用価格で一定の枠につきまして売却するということも行つておるわけでございます。私どもといたしましては、原料供給の立場からいいますとこれが適当なところではなからうかと考えております。

○川口委員 そこで私は、まず原料についてお尋ねをするわけですが、大体現在、清酒の醸造費用の七〇％ぐらいは材料費というふうに私どもは考えているわけですよ。ところが、いまおっしゃると

おり、酒の場合は米が原料なものですから、食管会計というものの枠に縛られますから、どうしても国内産に限定をされるわけですよ。もしこれが洋酒やビールのように材料を外国から輸入できるとすれば、仮にタイから買いますと、日本の米は四・九倍ぐらい、カリフォルニア州だと三・七倍ぐらいの価格なんです。それほど高いものを食管会計という制度の中で、いわゆる酒屋さんは強いられるわけですね。原料使用を強いられる。そういうことを考えますと、いまおっしゃつたようなことで果たしていいものかどうか。

もう一つ私どもは、米には違いありません、米には違いありませんが、いわゆる食糧と、酒は工業用ですから、工業用の原料、材料と、おのずと性格を異にするものではないか、このように思いますが、その点についてはどうお考えですか。

○小野説明員 確かに米を原料とする製造業は、原料代が逐次上がつてきているということ、その負担がふえてきているという問題があることは、これは酒のみならず、言いかえればみそとかせんべいとか、あるいはモチ米を原料としたあれとか、いろいろございまして、なぜ政府米が政府米といふか、米が高くなつてきているかということになるわけでございますが、一方では生産者米価を引き上げるといふこと、じや売り渡し価格は別に据え置くといふようなことになりまして、これは逆さやが膨大なものになつて、財政負担も大変な額に上るといふようなこと、逆さやといふものは、これはまさに財政問題のみならず、食管運営の面から見ましても問題がございまして、売り渡し価格も引き上げざるを得ないというふうなことでございまして。

しかし、それでは外国産の米はもと安いんだから、それを入れたらどうかということになりまして、これは食糧政策の基本にかかわる話になりますけれども、端的に申し上げますれば、輸入すればそれだけ国内生産を減らさざるを得ない、生産調整をまたふやさなければいけません、ということになるわけでございます。やはり食糧、特に米に

ついては、自給をするということが食糧政策の基本だと思ふので、その点は曲げるわけにはいかないというところでございまして。確かに負担増という問題もございまして、それは変えるわけにはいかぬのじやないかと考えております。

○川口委員 いや、私は何も外米を入れると言つては、おのじやないのです。農林省の方針はちよつとわからないわけですね。たとえば米菓、せんべいなんか、これは韓国から材料を入れているんじゃないですか。この材料が入るだけやばり米の消費を圧迫しているんじゃないですか。これはどういうわけなんでしょうか。

○小野説明員 御質問は、あれの問題でございますが、これはたしか昭和四十七年かと思つて、自由化したしたわけでございます。その際、いろいろ議論はあつたようでございますが、当時の状況といたしましては、外国であつたわけをつくつていたのは韓国だけでございまして。確かに原料は韓国の方が安いわけでございますが、品質等の面から見れば、自由化しても対抗できるということ、当時いろいろな諸般の状況がございましたけれども、自由化したという経緯がございまして。

その後、これは最近でございますが、韓国のみならず、タイ、台湾あたりからもあれが、特に半製品の段階で入つてきているわけでございますが、これがあれ業界では大きな問題になつてい

るわけでございますけれども、これはこれとして、一たん自由化したものを戻すというわけにとてもいきませんが、いろいろな行政指導その他で適正な輸入量に努めるように私ども、これは通産省とも絡むわけでございますが、協力をしてそれに対応しているというふうなことでございまして。

いろいろ話でしたが、これは酒の質の問題を聞くだけですが、アルコール添加物は悪いですか。
○小野説明員 お酒自体の担当ではございませんので、具体的に質がどうかという御答弁はなかなかむずかしいんですが、しかし最近の情勢を見ますと、やはり業界自体がアルコールの添加の割合を減らしてきているという事実がございます。これはやはり、消費者の嗜好にも合わせてそういうような傾向になっていっているんじゃないかというふうにも考えているわけでございます。そして、そういう面から見れば、いい悪いと申すにはどうか知りませんが、そういう消費者の嗜好というものは確かにあるということは言えるのではないかと、いろいろに考えております。

○川口委員 だから、嗜好がこっちへ向いているとかあっちへ向いているとかというのは、農林省のどこで調査しているのですか。あなたの方の管轄なんですか。
○小野説明員 この問題につきましては、私ども食糧庁だけで何も決めているわけではございませんで、国税庁当局あるいは酒造業界の意見を調整しながらいろいろな施策を考案していることとございまして、食糧庁の独断でやっているわけではございません。
○川口委員 だから、その主たるねらいは米の消費拡大にあるのじゃないかと言っているわけですか。そうじゃないのですか。
○小野説明員 私ども米の供給という立場から言え、消費拡大ということがねらいでございませぬ。ただ、消費拡大をするためには、やはり嗜好に合った酒をつくっていただくということが、消費拡大につながるというふうにも考えているわけがあります。
○川口委員 そこで、これは大体アルコール添加の転換によって、どのぐらいの数量をおたくの方で見込んでおったのですか。
○小野説明員 五十二年度でございしますが、計画は、これは政府米の売却ベースでございまして、六万トンと計画いたしております。
○川口委員 どうも話を聞いておらずと、この六万トンに対して業界は必ずしも歓迎しておらぬ。むしろ割り当てを返上しておるといふふうなお話も聞いておりますが、その実態はおわかりですか。
○小野説明員 六万トンの計画と申しましたが、六万トンのうち実は一万吨はいわゆる限度超過米、これは新米でございしますが、こういうことに計画をいたしております。
これが実績見込みと申しますかそれでは、政府米が三万五千トン、それから超過米が一万吨と申すことと申して、政府米が確かに計画量に対して落ちていくという事は事実だと思っております。これは、いま五十二年のことを申し上げまし

たが、五十一年の場合にも同じように、計画に対して実績が少ないということがございますが、このときは政府米は、低温米のみならず常温古米、これも計画に上組んだのでございしますが、しかし常温古米というのは、非常にこれは問題があるというふうなことで、その分が計画に対して実質的に落ちていくということがございます。
五十二年の場合どうして計画に対して実績が落ちていくのか、そういうことでございしますが、これは一つは、やはり低温米といえども古米でございまして、そういういままでも古米を使っていた方々で低温古米ということで、品質上の危惧を持っているというふうなことも一つの原因ではなからうかというふうにも思っております。
○川口委員 酒を飲んでもらうためには、やはりおいしいお酒でなければならぬわけですから、これはどうして全部新米にならぬのですか。
○小野説明員 危惧を持っているというふうには申し上げませんが、私どもの立場から申すと、主食とのバランスということを考へざるを得ないわけでございます。主食につきましては、低温米も新米同様と考えておりましたが、品質上も主食用につきましては、私どもは低温米は新米と変わらないうふうには考えておりましたが、したがって、低温古米と私どもも言いたしません。したがって、低温古米というふうにしておるわけでございますが、そういうことと申すわけでも、また、酒の場合はどうかというふうにも申すわけでも、酒については私ども必ずしも専門ではございませぬけれども、品質上違いはないんじゃないかというふうにも思っています。

○川口委員 これは今度は大蔵省に聞きたいのですが、古米と新米では酒のときはどうですか、時間がないから簡潔に頼みます。
○矢島政府委員 私ども専門でございせんので、技術的な事柄でございまして、技術の専門家から聴取したことと申しますが、古米と言っても、米の貯蔵の温度によって米質が相当変わっているというところで、酒造に当たりましては、貯蔵温度による米の質の変化というのは相当大きな影響があるというふうにも聞いております。
特に常温古米になりますと、品質が不安定でありまして、また、酒をつくるに当たりまして、精米ぐあいいいまいですか、米をたくさん出さなければいけません。それから、米をたくさん出さなければいけません。それから、あるいは米からできる酒の割合が少ないというふうないろいろな問題があるやに聞いております。それからまた、常温貯蔵古米の場合には、特に古米臭という異臭がよく出ることがあるというふうにも聞いております。
しかし低温貯蔵古米でございまして、いま申し上げましたような常温貯蔵古米の欠点は相当程度カバーしているというところで、新米に近い状態にあるというふうにも言われておりますが、ただ幾分違う点は、新酒時におきましては、古米臭が認められないわけでございますが、逆に新酒ばなというのをきらう消費者がおられるわけでございますが、そういう新酒の香りが乏しいという点もございまして、その点は、逆にメリットとして、古酒と新酒との端境期には早出し用として好適な清酒ができるというふうな点もございまして、しかし総体的に申しまして、そういうような大きな違いがあるのではないかと申すわけでございます。
○川口委員 私は、米の消費拡大というのにはやはり真剣に考えていかなければならぬと思っております。一般の人に飯を食えと言っても、古米だとやはりおいしくないのです。ですから、おいしいものから順々に食わしていく方がむしろ食が進むのであって、おいしくない古米から先に食わせるものだから、一せん、一杯でも多く食べると言ってもなかなか食えなくなるのですよ。
ですから、配給であっても酒米であっても、新しい方の米からどんどん食わして行って、少しでも多く消費を拡大するという方向にいったらいかげなものと申すのですが、御見解はどうですか。
○小野説明員 主食について申し上げますと、新米と低温米両方あるわけでございますが、なぜ低

温米を配給いたしておるかということでございますが、一方には備蓄という問題がございます。やはりいろいろな事態に備えていま二百萬トン備蓄というところで考えておりますが、そういうことになりますと、やはり回転操作をしなければならぬというところがございまして、そこで、やはり古米も一定時期売らないと、食べていただかないとそういう備蓄ができませんということになりま。しかしその場合でも、やはり低温米にすべきだというふうに考えまして、いま低温米が大部分でございますが、さらに、新米の比率もできるだけ引き上げるといふことで、ただいま計画的な販売をいたしておるわけでございます。

○川口委員 どうもよくわからぬですが、農林省の方では、低温米も新米もそんなに変わらぬと言っているわけですね。変わらぬと思うなら、黙って低温米をしまっておけばいいのですよ。だけれども、食べる方は新米がいいと言っているのですよ。ですから、農林省が新米も低温米もそんなに品質に違いがないものであると言ふならば、低温米はそのまま低温で保管しておいて、消費者が好む新米を先に食べさせた方がいいのじゃないかというふうに思うのですが、どうも説明になると古いものから順々にということ、そうすると古いものは悪いのですか。あなたは悪くないと言ったでしょう。物の論理が合わないと思うのですが、どうです。

○小野説明員 品質面から言いますと、低温米というのは新米と品質上変わらないというふうには私も考えております。ただ若干ありますのは、出来秋に新米の香りと申しますか、これはしばらくの間で消えるものでございますが、それまでの間はいろいろな面での違いがある。ただ、それを過ぎれば品質上の違いはないというふうに考えておりますが、しかし一方では、感じといえますか、そういう品質外のようなものもありますから、そういう意味もありまして、できるだけ新米を売っていくというふうなことにいたしておるわけでございます。

○川口委員 何か自分たちの意見は正しいというふうに固執して答弁なさっているのですよ。これは質問ではありませんが、やはりひとつの協議をする場所なんです。ですから、本日に本会議で米を食ってくれ、酒を飲んでくれと言ふからには、やはりそれなりの覚悟を持っておっしゃっていると思ふのですよ。ところが、答弁を聞いてみると、従来の型にはまったきり一步も出ようとしていない。これで一体消費の拡大ができるかというのを、私は再度強く意見として述べておきたいと思ふのです。

どうも質問時間がなくなりまして、同僚議員の関連質問も割愛するようなことになって、大変恐縮しておりますが、最後に私は意見として申し上げますが、やはり日本酒を伸ばすためにはいろいろな条件と環境があると思ふのです。一つは、醸造者の立場に立って考えてやる、消費者の立場に立って考えてやる、また酒屋の立場に立って考えてやる。さらに、内需拡大のためにはどういふ効果があるのか、あるいは税を徴収する立場に立ってどういふふうな問題があるのか、さらに第三次産業に対する影響、料理飲食税等に対する影響、さらにまた財政赤字に關係する問題等、多面的にこの問題を考えていかなければならぬのですよ。

ですから、農林省が本日に酒を飲んでくれ、こう言うなら、いま私が言ったようなことを、それだけの問題を、農林省の立場でいろいろこれを消化して、そして国民の前に示すというふうな意思と決意がなくて、ただはったりのように、本会議で農林大臣はこう言ったのだという、単なる国民の点数取りみたいな発言はやめてもらいたいですよ。もっと真剣に、やはり本会議で言ったことは、大臣としては自分の一つの戦場なんです。それから、その発言に対して責任をとるような行政をやするように私が言ったというふうな、大臣に罵と申し伝えていただきたというふうな思ひます。最後に、時間になりましたから一つですが、これは五月一日からやろうとなさっておるわけですが、

が、在庫検査等が果たして間に合いますか。それからもう一つは、普通の第三次産業にある在庫の調査、これはある一定の数量があるはずですが、どういふふうにして御確認なさいませうか。○矢島政府委員 御審議の状況にもよりますが、いまの五月一日の法律施行ということになりますれば、直ちに手持ち品課税の問題につきまして、製造販売業者の方、それから料飲店の方も含めまして、PR活動をいたしまして、なるべく早く、遺漏のないように期したいと思つておるわけでございます。

○川口委員 時間がありませんから、やめます。○大村委員 午後一時再開することとし、この際休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後一時三分開議

○大村委員 休憩前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。

○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。

○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。

○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。

○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。

○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。

○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。

○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。

○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。

○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。

○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。

○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。

○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。○大村委員 休前に引き続き会議を開きます。

ドル建てになりますれば当然、同じ物を売ってドル換算すれば多くなるというようなこともいろいろありますし、そのことは直接に触れませんが、この見通しでいって、三月の信用状接受高もかなり高いものになっているわけですね。この調子でいって、これはなかなかむずかしいかと思えますけれども、直接担当していらっしゃる皆さんとして、一体三月末の貿易収支のしりあるいは經常収支はどのくらいになるだろう。そんなに細かい数字はいいのでありまして、つまるところ、百三十億ドルあるいは百四十億ドルと言われているわけでありまして、専門の立場で見てどのくらいになると見ていらっしゃるのですか。

○柏木説明員 答えました。

經常収支及び貿易収支につきましては、経済企画庁が主管官庁でございますので、企画庁の方からお答えするのが至当かと思えます。

○佐藤(銀)委員 そうしましたら、三月の輸出の信用状から見たある程度の推測というのはできると思うのですね。通産省の方でそれをはいいたことはございませんか。

○柏木説明員 いろいろと推計はしておりますが、ここで確たる自信を持って申し上げるような数字は持ち合わせておりません。

○佐藤(銀)委員 それでは、経済企画庁にお伺いしますが、経済企画庁としては、まあ五十二年度が終わるのが、いま国際金融局長からお話があったように、大蔵省が国際収支を発表するのは大体毎月十五、六日に発表しているというのでありますから、まあ十日ぐらいたれば大体の五十二年度の国際収支の全容が確定した数字に出てくると思っておりますけれども、いまの段階で一応、二月末までが百十七億ドルの經常収支の黒字ということになっていらっしゃるわけでありまして、毎年毎年国際収支を見ているわけですから、経済企画庁として、この調子でいきますと一体五十二年度の末大体どれくらいになるんだらうか。私は、一億ドル違つたからといって別に文句を言う必要はない

ので、大体新聞で報じているとおり、百三十億ドルから一番アップリミットとして百四十億ドル、十億ドルくらいの大変幅の広い話でありますけれども、まあこのくらいと見て次の物を考えていいの、その点についてはいかがでございますか。

○澤野政府委員 たいま先生がおっしゃいますように、最近の輸出の動向を見ますと、非常に自動車等が中心となり、また機械機器、こういうものの海外の需要が非常に高いものでございまして、また、従来より輸出として出ておりました衣料等といったようなものも、国内の不況と出圧力がかかって出ておるといふふうに見えておりまして、二月までの数字はたまたま国際金融局長からお答え申し上げたような高水準になって推移いたしておるわけでございます。

また輸入の方は、内需の盛り上がりがいま一つ盛り上がりつけないために、やや停滞ぎみに推移いたしておりますので、当初われわれが五十二年度の実績見込みとして經常収支百億ドルというところで見通ししておいたわけではなからうかと、これをかなり大幅に上回るのではなからうかと、これをかなり大幅に上回るのではなからうかと、それをどれくらい幅であるかということにつきましても、確たる数字は持ち合わせておりません。先生のおっしゃいますような数字あたりには持つておられますけれども、これ以上正確な数字としては持ち合わせておりません。

○佐藤(銀)委員 なかなかお役人の方というのは、言葉を選んで慎重に言われますから、びたりとした数字を言われるとは別に私も思いませんけれども、いずれにしろ、二月末までに百十七億ドルというのはいくらも確定しているわけ、あと三ヶ月分がその上にくらいます。上乗せになるかという問題だと思っております。

五十三年度の經常収支六十億ドルというのはどうするんだ、見直しは変えなくていいのかということが大きな問題になってくると思っております。対外的にも六十億ドルの經常収支、つまりそれは秋の五十二年度の実績見込みの百億ドルをもとにして六十億ドルという数字を世界に公表しているわけですね。そうなつてきますと、そこで五十二年度の末が、いまだそんなに低く見積つても十七億ドルの差が出てき、あるいはひよつとすると百四十億ドルの經常収支の黒なんというものになるんじゃないかといふと四十億ドルそこです。違つてしまつておられます。そうしますと、一体実績見込み百億ドルのときに試算をした、見直しを立てた經常収支六十億ドルというのは、改定するのか、あるいはあくまで絶対額として六十億ドルというのはいくらも絶対額として六十億ドルというふうにするんでしょうか。

○澤野政府委員 たいま申し上げましたように、この一、二、三月というものの輸出の伸びと

いうものは、数量的にもかなり伸びておることは事実でございますが、これにはかなり一時的な要因もあるかと思っております。と申しますのは、やはり運賃が上がつたり、円高による影響といつたようなものが、このところに出てきておるのではなからうかと思つておられます。この水準がそのまま五十三年度に推移していくというふうにはわれわれは見えておらないわけでございます。五十三年度の經常収支というのにつまましては、常々申し上げておられますように、内需の拡大を通じて輸入の拡大を図つていく。特に、昨日成り立させていただきました五十三年度予算の公共投資といったものを中心とした積極的な財政政策、これを民間の設備投資等の内需の盛り上がりによって、内需が起つてくることによる輸入の拡大、それとともに、いわゆる対外経済対策として先般来引き続き閣僚会議等で決定いたしました発表いたしました緊急輸入対策とか輸入促進措置あ

外経済対策を推進することによりまして、わが国の商品の輸出が数量ベース、円ベースで大体五十二年と同等になるよう、また一方では、通産省を中心としてオーダリーな輸出、いわゆる節度ある輸出というものをよりよく業界を指導していくということによりまして、確かにいまのベースは非常に高うございますけれども、五十三年度に入りましてこういった政策が総合的に効果を發揮するということによりまして、五十三年度における經常収支の見通しというものは六十億ドルという目標をわれわれとしては考えておるわけでございます。これを改定するつもりはございません。

○佐藤(銀)委員 それは澤野審議官、ロジック的にちよつと私はおかしいと思つておるのです。

五十二年度の実績見込み、これはつまり七億ドルの赤字というのを、秋の、日にち等はちよつと直したわけですね。百に直したときに来年度、つまり五十三年度は六十億ドルまで下げましよう、つまり四十億ドル經常収支で下げましよう、百億ドルに対して四十億ドル下げて六十億ドルということに見通しを立てたわけでしょう。それがどうも実績見込みがいまだそんなに低く見積もつても百十七億ドルですね。大体百三十億ドルぐらいいるのじゃないかと言われているわけですね。そこに三十億ドル差があるわけでしょう。差も全部いま澤野審議官が言われるようなことで吸収できましようというのだったら、六十億ドルから三十億ドル引いてもよかつたわけですね。たとえば五十二年度の末に百三十億ドルになったといつたしますと、百億ドルでも百三十億ドルでも全く来年度の經常収支の見通しが突わりないという、そんなロジックはおかしいと思つておるのです。

だから、審議官が言われるように、いろいろあります。それはわかりますけれども、三十億ドルもの——これは確定した数字ではないけれども、たとえば五十二年度末の実績が三十億ドルもげたをはいたら、これは当然六十億ドルの經常収支の

黒という見通しを改定をして経済運営を考えていかなければ、三十億ドルといった膨大な額ですからね。私はロジック的にも審議官の言われることはおかしいと思うのですよ。違いますか。

○且政府委員 大筋におきまして、たゞいま企画庁の澤野審議官が申ししたことであると思いが、この二月、三月におきまして日本の輸出が急激に伸びました一つの要因として言われますのは、たとえこの六月にアメリカで港灣ストがあるのではないかとようなことがささやかれておりまして、あるいはまた、国内におきまして輸出を抑えるべきだという御意見も強うございませう。そういうことから、自動車等を代表といたします駆付け込みと申しますか、そういう輸出がかなりこのところラッシュしているのではないかと、いう感じがいたすわけでございます、もしそういうことが真実であるといえますと、後日五十三年度におきましてその分だけ輸出が減る要素もございませう。

したがって、確かにおっしゃいますような百億ドルの経常収支の黒の見込みが仮に百三十億ドル台になったといいたしても、その分がそのまます五十三年度の六十億ドルの上におんされるということには必ずしもならないのではないかと。その辺の推移につきましては、まだ先のことでございますので、いま確たることを申し上げる立場にございませぬけれども、そういうような要素もあるといふことは言えるのではないかと、かように考えておられます。

○佐藤(観)委員 これもある程度見通しの話でありますから、お互いにどちらが絶対に正しいとは言えませぬけれども、しかし、確かに輸出の前倒しというのですか、そういう現象もあることも私も聞いておりますし、調べておるわけでありませう。しかし、そこがそれだけで果たして済むのかどうか。

特にもう一点だけ通産省にお伺いしておきますけれども、通産省の方では、輸出規制ということはないで数量で横ばいにしていきたいということ

とを言われているわけですね。しかし、数量で横ばいでも、もちろん輸出には円建てのものもあればドル建てのものもありますけれども、原則的には円高になった分だけ、ドル換算をすればその分だけわが国がもうドル額というのはいふえるわけですね。そういう意味で、果たして私は数量の横ばいというだけで国際収支問題というのは解決できるのだろうか。問題は、外国にとつてみれば、同じ台数車が輸入されるということも非常に重要でしょうけれども、片方の国際収支面で見れば、一体日本がどれだけ貿易黒字を出しているのかという額の問題が非常に大きなウェイトを占めると私は思うのであります。その意味で、通産省が言っている、あるいは通産大臣が言っております輸出量については数量で横ばいで、何とか今度これをかわしていくんだということでありませうけれども、これは原則的には、円高になった分だけまたわが国が受けるドルは多くなつてくるという問題になつてくるわけでありませうから、果たしてこれでいまの状態がかわせるかどうかというの、私は非常に疑問を持つのであります。その点、通産省は一体どういふふうに考えていらっしゃるのですか。

○柏木説明員 お答えいたします。通産省といたしましては、三月二十五日の経済関係閣僚会議におきまして決定されました、数量ベースで前年度横ばいの指導方針を踏まえまして、個々の商品の実情等も勘案しつつ今後行政指導をしてまいりたい、このように考えております。

一般的に経常収支問題につきましては、先ほど企画庁の澤野審議官が答えましたように、内需の振興を図り、緊急輸入の拡大を図るということによつて対処すべきと、このように考えております。

○佐藤(観)委員 どうも答えになっていないように思いますが、要するに、三月二十五日の経済対策閣僚会議の話は私も知っておりますけれども、量の横ばいだけでは、また日本に入ってくる

ドル換算によるところのドルがそれだけふえてくるんじゃないですか。したがって、確かに二月の貿易収支の黒というの、輸出の前倒しという傾向もあるかもしれないけれども、相変わらず強い輸出基調というのから見ますと、それで果たして足りるだろうかということに疑問に思つております。

時間もありませんし、きょうはせつかく日銀總裁にもお見えをいただいたので、大臣にこの問題だけをお伺いしておきますけれども、三月二十五日にやつた経済対策閣僚会議で、すでにこのときには、国際金融局長から答えてもらつた二月末で百十七億ドルの経常収支の黒というの、わかっているわけですね。わかるとして、大体そこを三分がどのくらい上乗せになるか、したがって実績見込みとの差というのがある程度出てきているわけでありませう。これはかなり、一億ドルとか二億ドルじゃありませんので、けたが一つ違つたので、ばかの一つ覚えみたいになつた六十億ドルの経常収支の黒と申すだけでは、またまた日本は世界に対して恥をかくなつたことになるんじゃないか。どうして三月二十五日の経済対策閣僚会議でこのことは十分審議をされなかつたのか。そして、直接大蔵大臣の問題ではないけれども、輸出の数量による横ばいというのは、言うまでもなく、ドル換算すれば、これは手持ちはさらに円高になつた分だけふえるわけでありませうから、これで果たして対策が足りるだろうかということについて、私は非常に疑問に思つております。この点について大臣は何かお考えでございますか。

○村山国務大臣 三月二十五日の関係閣僚会議におきまして一つ決まりましたのは、いま通産当局からお話がありましたように、五十三年度の輸出の数量ベースは五十二年度の実績とほぼ同じにするように、行政指導で、グローバルでございますけれども、やつていく。これは何よりも輸出を減らすということがやはり成長率に大きく響きますし、また、下手な規制をいたしますと保護主義的な問題が各地に起きるといふことを心配いたしました

のでございます。そういたしますと、なかなか経常収支六十億ドルを達成することは困難であるといふことは、一般的にはもう当然の話でございます。その点につきましては、やはり本筋であります輸入の拡大によつてそれを賄う以外にはないであらうといふことは、大方の意見の一致しているところであるわけでございます。

その輸入の拡大というものがどういふふうに行われるであらうか。言うまでもなく、今度の内需の拡大を中心にするにによりまして、その分、それが成功いたしますれば、おのずから輸入の数量も参つてまいりませうし、また、一般的な対外政策、市場開放政策というふうなものも何ほどか寄与すると思つてございませう。特にいまやっております緊急輸入の問題、この問題にやはり相当大きなウェイトをかけていく必要があるであらう。

こういふものもろの施策を通じまして、この輸出数量を前年度程度に抑えるという方針は堅持しながら、経常収支六十億ドルということを目指して最大の努力をしようじゃないか、こういうことが大體閣僚会議の意見として一致したところでございます。

○佐藤(観)委員 しつこいようでありませぬけれども、これは今後の経済運営の非常に重要な問題でありますので、経済企画庁にもあるいは大臣にもお伺いしておきますけれども、三月一日にすでに通産大臣は、いまの調子を見てみますと、やはり黒字六十億ドルというのには困難だということをお伺いして、困難で、一体どのくらいこれがオンされるのかといふことはまだよくわかりませぬけれども、いまの全体の実勢を見ますと、私は、先ほど審議官が言われたようなあいつた輸出の前倒しの要因だけではないと思つておるのです。それは理由としてはありますよ、行數に書けばあるけれども、ウェイトとしてはそんなに多くないといふ

うに見ているわけでは

そうなりまして、たびたび言うようでありませうけれども、五十二年の経常収支が百三十億ドルとなりまして、ここですでに三十億ドルのけたをばく。そのけたを五十二年の経常収支六十億ドルにオンさせるということになりますと、これはもう事実上、秋に政府が世界に約束した百億ドルとそんなに変わりなくなってしまう。六十億ドルの経常収支の黒というのを約束しておきながら、なおかつまだ五十二年の分、三十億ドルけたをばくとということになりますと、これはかなりと、五十二年の経常収支を予算以上に新たなことを考えていかないと、私はとてもこの国際収支問題というのは解決しないと見ているわけでありませう。

したがって、今月の半ばにまた大蔵省が国際収支の状況を発表するわけでありませうが、それを見て、早い時期に次の手を考えるべきだ。いま大臣が言われた輸入の促進についても考えざるを得ないのではないかと思っております。その辺、一体五十二年の経常見通し、これについてどういふ時点で見直しをされるのか、そして、それに関して大蔵大臣としては、今後の財政経済運営の中で、四月の半ばになれば出るわけでありませうけれども、大きく変えられるおつもりがあるのかどうか、その辺のことについてお伺いしておきたいと思っております。

○村山国務大臣 何と申しましても、これは輸入の拡大が中心問題になると思っております。やはり輸入数量をふやさなければならぬという問題が中心になってまいります。今度の拡大政策である程度は望み得るわけでございますし、それからまた、価格とも関係してくるわけでございますけれども、その両方をならみ合わせながら今後の施策を立ててまいりたいと思っておりますが、何と申しましてもいま即効薬のありますのは、自然に輸入がふえるという分を除きまして、緊急輸入の問題がやはり中心になってくるだろうと思っております。三月末までに大体十億ドルとい

うぐらひのところは目当てはついてはいるわけでございますが、この問題を引き続き検討題目として残しまして、そしてこれによる緊急輸入がどれぐらい一体可能になるか、こういふ点を十分見守りながら必要な対策を考えてまいりたい。何しろ年度がまだ始まったばかりでございますので、そういう問題を問題意識としてわれわれ持ちながらこの問題に対処してまいりたい。

○佐藤(観)委員 もう少しその点についても討議を深めておきたいのでありますが、ただ、これだけ円高が激しくなると、輸入を拡大したいにしてもその分だけ、つまりドル表示になりますとその激しさゆえに量がふえただけかえりかえないわけですね。そこが非常に問題があるわけでありませうので、どうも大臣が言うように輸入をふやす、輸入をふやすというふうなことだけで、この問題は簡単に解決すると私は思わないのであります。

○佐藤(観)委員 次の問題に移ります。次は、公定歩合の操作と為替レートの関係の問題。そして、いま問題になりつつあります過剰流動性の問題について、日銀総裁にお伺いをしていきたいと思っております。

総裁が三月十六日、公定歩合の引き下げと同時に発表された談話の中でも、その引き下げの目的を、景気の回復と国際収支の均衡化に一層寄与する趣旨から「引き下げを実施したという趣旨の談話を出されているわけでありませうけれども、われわれがその後の為替レートの状況を見ますと、一体あの時期に公定歩合の操作をやったことが幾らかでも円高を仰る役目になったのだから、少なくとも投機筋の金が金利の高いアメリカの方に戻るといふ状況になったらどうかということについては、その後の円の急ピッチな上げを見てみますと、どうもその効果はなかったのではないかと思

わざるを得ぬのでありますけれども、なかなか酷な質問かと思っておりますが、この点についていかがお考えでございますか。

○森永参考人 当面の経済情勢を、国内景気の回復は依然としてはかばかしくなく、しかも国際収支の黒字幅は大変大きくなってきておる、そこで、いままでの国際収支黒字依存型の経済運営を内需依存型により多く切りかえていただき、それによって輸入の増大を図り、国際収支の黒字を縮小する、そのことが国内景気の回復にも通ずるわけでございますので、そういう運営方針で経済運営を図られておると存する次第でございます。

その場合の主役はあくまでも財政が担うべきものであると存しますが、金融の面からもやはりお手伝いをしなければならぬ面もあるわけでございます。公定歩合を引き下げましたのも、それによって国内の企業の金利負担が減少し、企業に若干でも明るい気持ちが出てくるように、そして、景気の回復、内需拡大につながってまいりますようにということも本来の目的でございますが、それと同時に、公定歩合の引き下げに伴う国内金利の一層の低下に伴いまして、資本の流出量の関係でやはり国際収支が縮小する方向への影響が期待されるわけでございます。本邦資本の流出が盛んになり、あるいは外国資本の流入がチェックされるというふうな効果も期待できるわけでございます。

後者につきましては、同時に、外国人による短期の債券の取得を禁止されましたので、一層その効果が出たようにございませうが、そういうことによりまして、為替相場にも間接に影響してくるのではないかと、そういう効果を期待したわけでございますが、しかし、景気への寄与と申しますし、また金利の現実の低下と申しますし、やはり時間がかかるわけでございますので、すぐにあしたから効果が出るというふうな性質のものでもなかつたわけでございます。

これは諸外国の例に徴しましても、西ドイツあるいはスイス等におきまして公定歩合を極端に引き下げておるわけでございますが、その効果が出ますにはやはり若干の時間がかかったわけでございます。日本の場合、為替相場の現実、たまにこの三月の輸出形勢の出回りが多いというふうな時期的な関係もございませうし、また、海外の投機的な動き等もございまして、逆にあらわれておるわけでございますが、それはともするとそんなにすぐ効果が出るものではない。スイスの場合など、一月ごろ実施しました影響がようやく先月ごろになって出ておるといふようなこともございませう。日本の場合にも、先ほど申し上げましたような本来の公定歩合引き下げの効果はだんだんに浸透して出てくるのではないかと。当面は内需拡大、それによる輸入の増加、したがってまた、この円高の背景でございますが、国際収支黒字幅の縮小、そういうふうな影響がだんだん出てくるのではないかと、そういう効果を期待しておる次第でございます。

○佐藤(観)委員 ちょっと私が聞き漏らしたかも知れませんが、いま総裁の言われる効果は、後からじわじわじわじわいてくるという話は、為替レートの問題ですか、それとも経済運営としての金利負担を軽くしたという、そちらの面ですか。

○森永参考人 本来の目的である国内景気の回復にとつての効果もすぐに出るわけではございませぬ。だんだんに浸透してくる。それが内需の増大をもたらし、国際収支の黒字幅を縮小し、為替相場にもだんだんに影響が出てくる。両方を通じて効果の発生には少し時間がかかるのではないかと申し上げたわけでございます。

○佐藤(観)委員 原理的に言っても、いま日本とアメリカの金利差が三割ぐらいいございませうか、それから、円相場は直物と先物とが五割近くも乖離しているという状況の中で、では、さらに金の流れを、あるいは投機筋の金の流れを金利差というものでアメリカの方へ持っていき、戻していくということをするためには、まだ若干アメリカにも上げられる余裕があるぞ、あるいは日本の

場合も、あるいは通貨の最強国であるスイスなりあるいは西ドイツの場合にもまだ下げられるという状況があるときには、まだ金利差というもので投機筋の金の流れをアメリカに戻すということもできましようけれども、アメリカの方もちょっと景気の動向からいってこれ以上金利を上げるといふのは恐らくむずかしいだろう。それから日本についても、総裁の言われたようにほぼこれが最後、そして西ドイツももう下げられる余地はないだろう、スイスに至っては一部です、ないというふうな状況の中で、為替レートを、つまり円高をある程度食いとめるために金利差を利用するということが果たして効果が十分原理的にもあるだろうか、あるいは実際にその後の動きを見たときに、金利差というものによってある程度金の流れが若干なりとも変わったということが見通せるのだろうかという点、私にはどうもその辺が、総裁の言われるような国内経済への影響、これはまた後で若干お伺いしますが、これはわからないわけではないのですけれども、金利差でこの円高の問題をある程度緩和しようということができたかどうかということになると、原理的にもあるいはその後の動きを見てみても余り納得できぬのでありますが、その点についてもう一度お伺いしたいと思います。

○森永参考人 通常の状態におきましては、内外の金利差が資本の流出に非常にはつきりした影響を持ち得るわけですが、お話にもございましたように、円の先高感あるいはドルの先安感という心理状態がまだに払拭し切れずにおりませんで、円の為替相場について見ますと、直物と先物との差が非常に大きかったわけでございます。一時は六カ月でしたが、三カ月でもそうでした。七、八%のデイスカウントになっておったわけでございます。若干の金利差はそれによってのみ込まれてしまふ。したがって、金利は日本の方が安くても、三カ月先には円が高く、なるという計算に入れますと、金利差にかかわらず資本が流入し得たような状況であった

わけでございますが、これはもっぱら国際収支が一体将来どうなるであろうか、あるいは円及びドルの為替の相場感がどうなるであろうか、そういう要素にかかっておるわけでございます。私どももその意味で、直先の開きを毎日のように注目しておるわけでございますが、幸いにしてこの数日、縮小の傾向が出てまいりまして、八%でございましたのが一時は五%、また少し戻しまして五%ぐらゐになっておりますが、だんだんにいい方に向かつておるわけでございます。その直先の開きのデイスカウント幅が縮小してきますと、内外の金利差が物を言ってくるということになるわけでございます。だんだん資本取引の面にも日本の金利が安いということが響いてくるのではないかとおもうのでございます。

もつと端的に申しますと、たとえば円建て外債でございますが、これは最近非常に希望がふえておるわけでございます。金額もいまだかつてなかつたほどの大きな金額に達しておるようでございます。また、自由円預金による流入は、これは準備率を一〇〇%にしたということもございまして、若干の逆さぐらゐでは引き合わないはずでございます。それが現実には、三月の末に少し増加いたしましたけれども、現在ももうすでに流入がとまっておるようでございます。やはり直先の開きと金利差両方をおきか合せておるわけではなからうか、そういうふうにお考えしております。

○佐藤(總)委員 ちょっとむずかしい質問になるかと思いますが、総裁の御答弁を受けての質問なんです。公定歩合を引き下げられた効果は直には出てこない、じわじわと出てくるということですが、一応総裁の頭の中では、国内経済に対してもあるいは円高のいまの状況に対しても、大体いつごろになると引き下げの効果というのが出てくるだろうと考へていらつしやるのですか。

○森永参考人 御承知のように、公定歩合が下りますと、市中金融機関は短期プライムレートを下げるわけでございます。ほとんど全部の銀行で

ございまして、金融機関がもうすでに下げ終わっておるわけでございます。そのプライムレートの期限が来るとして新しく貸し付けが行われるときに金利が下がる、下がったプライムレートを適用する、そういうことになるわけでございます。また、並み手等につきましても理屈は同じでございます。貸し付けの期限との関係で月を追うて出てくるということになりましようか、半年ないし一年近くたてばその効果がフルに出てくるわけかと思つております。昨年は三月以来三回にわたりました公定歩合を下げましたが、その効果はいまだに続いておるわけでございます。その前の四回にわたる引き下げに伴う市中金利の追随率よりもすでに高くなつておる。そこへ今度の引き下げ以上かかるのではないかと。

しかし、先へ行って金利が下がるということはもうお約束しておるわけでございますので、企業家としては将来の金利負担の軽減を望むことができておるわけでございます。その意味で、心理的な効果、これは地方などに行つて伺いますと、もうかなり始つておるような感じもいたします。しかし、これはあくまでも心理的な効果でございます。

○佐藤(總)委員 次に、過剰流動性の問題なんです。ありますけれども、これは総裁からは言えないと思ひますけれども、大体三兆円近い金が外国為替特別会計の方から出ておるのではないかと聞かれておるわけですね。それがM2にあらわれてないから平気だというのでありますけれども、四十七年当時問題になつた過剰流動性の状況というものは、いまの大量のドル買ひあるいは貿易収支の黒字、こういつた状況から見ますと、政策は高度成長じゃないことが若干違ひますけれども、非常に似通つた状況にあるわけですね。総裁として過剰流動性については心配なさつていらつしやるのか、その点についてはいかがでございますか。

○森永参考人 マネーサプライのM2でございますが、二月が一〇・七%でございます。その前の月より一〇・七%でございます。その数字で見ると、これは一かそこら上がつておるわけでございます。しかし、これは一か所だけの数字で見るのはいかかと思つておるわけでございます。ある程度の期間をとつて考えなければならぬと思ひますが、十二月ごろからの期間で見まして、大体一〇・一ぐらゐつ上がつたり下がつたりするところでございます。マネーサプライそのものは落ちついておるような感じがいたします。三月はまだわからないのでございますが、現金と申しますか日銀券だけでとつてみますと平残が八・六%でございます。ちょっと高くなつたような感じもいたします。果たしてそのほかの準通貨あるいは定期預金等がどう動いておりますか、もう少し時間がたつたないとわかりませんが、現金通貨に関する限りはわずかに増加するような兆しが見られないでもございませぬ。しかし、全体を通観してみますと、マネーサプライそのものにはまだ余り変化がないような感じがいたします。大体落ちついておる。これは国債もたくさん出ておりますけれども、何分にも民間の資金需要の方が落ちついておりますので、マネーサプライそのものはまだ落ちつたような状態が続いておるといふことかと存じます。

そこで、私もいたずらに心配ないといつて來観してはどうかという点、決してそうではございません。四十六、七年度の経験もございまして、毎月のようにマネーサプライの動向を分析いたしました。四十六、七年度と比べてどうかというところを見比べていたして、周到に慎重に検討を続けておるわけでございます。一般論として申しますと、これだけ国債が出ておるわけでございます。また、国際収支の面でも黒字が続いておることもございまして、そこへもつてきて、いまはまだ民間の資金需要が落ちついておるかと、懸念なしとしないつもりで事態を真剣にウォ

と、懸念なしとしないつもりで事態を真剣にウォ

乱に対処するため介入するほうが、円市場の混乱に介入するよりも効果がある。そして、ドイツ・マルクの安定は、他の通貨の安定にも資する。」というふうな言い方をしておられる。

いろいろな面でもこういう姿勢があらわれているというのが今日の状況ではないかと思いますが、これからの関係関係会議などでも対米交渉の問題について、いろいろな首脳会談もございまして、また、アメリカから要人が見えるという予定もあるわけですが、そういう中で対応について御相談なさっておると思いますが、こういう事態の認識についてどうお考えになつておられるかということ。

それから、まとめて済みませんが、もう一つは、しばらくのところターゲットゾーンを設ける、こういう構想がございまして。ローザ構想あるいは官澤構想とか言われているようですね。緩やかな形でもそういうことができないだろうかというところが言われております。まあ大臣も意見を表されたようでございまして、アメリカの方はクルナ対応をしておるというふう聞いておられるわけですが、そういうふうな段階なので、もっと多面的といえますか、総合的な調整を講じなければならぬ。各国の中で政策目標をどう立てるのかということもございまして、通貨面での努力もございまして、そういう総合政策という方向に、来月の総理の訪米などを前にして移っておられるようですが、そういう経過とそれらの方向、内容といいますが、いまの段階ですから細かいことは別にして、さつき申し上げた第一の認識の問題と、それから二つ目の物の考え方を伺いたいと思

います。
○村山國務大臣 まず対外的に關する、特にアメリカに対する認識の問題について申し上げます。為替相場の変動というものが、やはり為替の供給関係を最終的には反映するといふ基本論については、だれも異論のないところであるわけでございます。しかし、最近におきます円高あるいはマルク高あるいはスイスフラン高という問題は、反

面考えてみますと、それらの通貨に対してドル安になつておるといふ、裏返して言いますとそういうことであるわけでございます。そこで、基本論であるその為替の需給の問題といふものは、やはり実体経済あるいは国際収支の実態から出てくるわけでございますけれども、これだけいま象徴的に申しますれば、円高それからドル安といふものについて、そういう基本論だけでなく、何らかそれれ国内的努力する道があるんじゃないか、そういう問題が一つ認識としてあるわけでございます。

具体的に申しますれば、アメリカ自身も基軸通貨としての役割を持っておられるわけでございます。アメリカに言わせれば、おれは好んで基軸通貨になつたわけではなくて、勝手にみんながおれを基軸通貨にして、こういう反論もあるかもしれないけれども、よかれあしかれ、その意味で国際的な責任を負つておられることは事実なんだから、ドル価値の安定のために、単に自然に任せておるといふことでなくて、いまアメリカが計画しておられますところのもろもろのドル安定策について急いでやつて、さらに力を入れてやつてもらふ道があるかないか、この道を特にわれわれとしてはアメリカに対してはお願い申したい、要請したいということでございます。

石油法案の問題にいたしましても、あるいは最近雇用よりもインフレーションの問題が徐々になつておるといふ問題、国内的にも大きくなつておる。そういう問題、国内的にも大きくなつておる。国内的努力を早くやつてもらいたい、あるいはやり一層力を入れてもらいたい、こういうことが一つの問題でございまして、そしてまた、その段階で日本とアメリカと両方がそれぞれ、われわれも一生懸命いたしているわけでございます。それから、多くの者が現在の通貨価値の安定のために共通の認識を持つておるといふこと、そのことと自身が、共通の認識を持つてこれからみんなそれぞれの立場でやつていくということ、国際的な

政策をにらみながら国内政策を進めていくといふ共通の認識を持つておるといふことがもしできれば、それ自身、やはり相場というものは非常に心理的な影響が働くわけでございますから、私は、現在のいろいろな将来の通貨価値の見通しに対して不安を持つておる、そういうことによる資本の動きに必ずい影響を及ぼすであろう、そういうことを考えながら、これから対外的な関係、そういう道を探つていきたいというのが私の考えでございます。

それからターゲットゾーンの問題でございますけれども、これはなかなかむずかしいということ、あの説を唱えましたロザ自身が実は言つておられるようにございまして。いわゆるローザ構想といふものが一面的にとらえられているということ、ローザ自身が言つておられるやに私は聞いておられるわけでございます。ローザ自身があの構想がすぐできるというふうには考えていないので、一つの将来の考え方として述べたにすぎぬので、自分自身としてはそれがいきなりすぐできると思つていないといふやに聞いておられるのでございまして。

私たちが、こういつた基軸通貨の間でターゲットゾーンをいま設けることが可能であるかどうかという問題が一つありまして、それはなかなかむずかしいかろうと思つておられます。下手に結びますと、逆にその間を縫ひまして、やはり投機家が非常に介在してくるおそれが十分あるわけでございます。その点はむずかしいんじゃないかなという感じがいたしておられるのでございまして。私が官澤構想といふものに賛成したといふのは、官澤さんも同じように、やはりターゲットゾーンをつくるということをやつておられるわけじゃないんで、前段に私が申したような国際的な何らかの、その内容は人によつていろいろございまして、それは、非常に、何らかの合意を見ることができれば、それは、非常に、何らかの国の立場において、この際為替相場を安定させるために何らかの措置をとることが、あるいは早めることが必要であるといふ共通の認識ができれば非常に幸せ

だ、また、自分はそういうことに努力したいといふことを官澤さんは言つておつたのでございまして、私もその点は同感であるといふことを申し上げたのでございまして。

○伊藤(茂)委員 大きな問題ですから、いろいろお伺いしたいこともございまして、時間がございませんで、また別の機会にさせていただきますと思つておられます。いすれにしても、国民も経済界もいろいろいらして、いろいろな状態であるわけですから、極力説得性のある努力、そしてまた、国民にわかるような対外的な努力の面ですね、アメリカに要望する幾つかの点もいろいろ指摘をされているわけですが、努力をしていただくようにだけお願いしておきたいと思つておられます。

日銀総裁にお伺いしたいんですが、急激な通貨の変動のもとでいろいろ御苦労なことも多いわけですが、いままでも昨年来何回かマスコミでは、二百四十円台防衛とか二百三十五円台買支えとかいうようなこととか、先ほど佐藤委員の質問にもありましたように、過剰流動性の心配、あるいはまた他国からの介入、批判とか、またそのこと自体がさらに円高を招くのではないかと、何かを伝えてきたわけですが、総裁の記者会見では、総体としてスムーズにオペレーションの範囲で対応してこられたと伺つておられますが、振り返つてみておられるのかどうか。それから、これからどういふ事態になつてくるかしらませんが、混乱の事態が起らないようにしなければなりませんけれども、中央銀行の立場で、いまままでと同じにこれからはいゆるスムーズにオペレーションの立場で、そういう範囲で対応されるということでございますか。

○森永参考人 むしろ当然の義務として、余り急激な変動を起して、それが国際通貨に影響があらはれるという面があるわけでございます。むしろIMFのガイドライン等におきまして、むしろスムーズにオペレーションを義務づけておられるような感じにもなつておられるわけでございます。いわゆるベッグと申しますか、ある特定の点に為替相

場を固定するとか、特定の方向に誘導するようなら意味での介入は控えるべきでございますけれども、余りにも急激な変動が起こって混乱が起これるといふような場合は、スムーズにオペレーションを今後といえども、そのときどきの情勢に応じて考えていくべきものと思っております。

○伊藤委員 今後ともそういう立場でいふうにお伺いいたしました。それだけに政策面の努力が非常に重要になっているといふふうなことはなからと思っております。

日銀総裁にも一つ伺いたいのですが、先日総裁の記者会見の中で、円高のメリットを生かすようにしなければならぬ、いわゆる円高差益の問題、たしか電力のことか何かにもお触れになっておられたように伺っております。

これも西ドイツなんかと比較しまして、西ドイツの場合には、政策としても国民的にもマルク高をエンジョイする、また、それを有効に活用していくということが行われているようなことを伺うわけですが、日本の場合には、高くなった被害の方は強調されておりますけれども、いわゆる円高によるメリットあるいは円高差益の活用とかいう部分については、対策としても、またマスコミなんかでも非常に関心の薄いとこではないか。しかし、これは非常に大事なところだと思っております。この間の記者会見の報道でも伺ったのですが、この部分において重点的にこういふことをすべきではないかと、何かそういうお考えなどがございますましたら、この間の記者会見に関連してお考えを伺いたいと思っております。

○森永参事 円高が輸出産業にいろいろ影響がありますのみならず、全体としてデフレ効果を待つというデメリットがございますことは、申し上げるまでもないと思っております。業種によりましては、このデメリットをもうすでに克服し、かなり円高になりましたも大丈夫だといふような態勢を整えたところもあるかと思っておりますが、その意味での努力はできるだけ進めたいと思っておりますし、どうしても円高で輸出が不可能になる

というふうな困った業種もございましょう、それらの業種につきましては、さらに合理化も必要でございましょうが、どうしても輸出ができないというふうな場合には、内需転換ということも考えなくてはならないと思っております。そういうことで、何らかの意味の構造問題がもうすでに出てきているわけでございます。

そういうデメリットにいかにか耐え抜くか、克服するかという問題のほかに、もっとメリットの方を積極的に活用する。これはもうすでに政府においてもお考えになられ、実行に移しておられることと、やはりもっと真剣に、国民経済全体としてこの問題と取り組んでいかなければならぬのではないかと気がするわけでございます。

卸売物価にはすでに円高のメリットが出ておるわけでございますが、これを単に卸売物価にとどめず、企業のコストダウンにも及ぼし、また、消費者物価全体の落ちつきにも及ぼしていくことが必要かと思っております。さらにもう少し進みますと、貿易構造の面でも、競争力のあるものが残り、競争力のないものは、ただ製品輸入と申しますか、水平貿易みたいなものが進んでいく、そういうふうなことで国民経済全体の構造が変わっていく、そういう問題はやはりなおざりにしてはいけなからと思っております。

西ドイツあるいはスイス、特に西ドイツがしかりでございますが、あの何度もございましたマルク高のたびにマルク高のメリットをフルに活用し、産業構造を合理的に転換し、しかも消費者物価、賃金の安定を達成することができた、この先例は私どもとしても学ばなければならぬのではないかと思っております。そういう趣旨のことを申し上げましたのが新聞に伝えられたわけでございます。

それでは、特に円高のメリットを活用する意味で具体的にどういふことを考えるかということになりますと、これは所管、所管の官庁がございま

して、それぞれお考えになっておられることと存じますので、素人の私がかれこれ申し上げるべき筋合いではないかと思っております。あえて特定の業種を指定して申し上げた趣旨はございませんので、その辺のところは御理解いただきたいと思っております。

○伊藤委員 一般的な考え方としては、私もそのようなことであろうと思っております。時間ですが、経企庁ですか通産省ですか、どちらかに伺いたいのですが、私は、そこで対策の選択が出てくるのだと思っております。たとえば電力で、電力会社が自分で石油を買う場合、あるいは石油会社を通じて買う場合とあると思っておりますが、相当多額の差益が生まれてくる。それをどう国民経済に生かしていくかということになりますと、一つは、消費者に還元をするか、あるいは特に電力なんかの場合には設備投資に重点を置くか、あるいは新たな税制とか何かで税金を吸収するかということになってくると思っております。いま総裁が言われたように円高のメリットを生かしていき、そしてまた、国民にもそれが還元されるという、西ドイツの場合のように国民的な理解が得られるような努力が進められることが私は望ましいと思っております。

ところが、たとえば電力の場合でも、当面の景気状況の中で設備投資の目玉としてこれが使われると、どうしてもこれがなかなか理解がいかないと、どうしてこの面が出てくるのだらうと思っております。それはいろいろな政策視点からの選択の問題にもかかわるわけですが、電力にとどまらず、その他砂糖とかウイスキーとかたたくさんの問題があるわけですが、その辺の努力を国民に大きくわかるように、そしてまた、政府の政策としても国民にでかく目に映るように努力をされていく。そのことになると、西ドイツ以下の努力しかないといふことになるわけですから、そういうことをぜひなさるべきではないだらうか。報道で伺いますと、

政府の方でも関心が向き始めているというふうなことも伺うわけですが、その辺をどうお考えになつておられるか、最後にお伺いしたいと思います。

○水田政府委員 ただいまの円高差益の還元の問題でございますが、日銀総裁のお話にもございましたように、昨年年初めから円高が進行を始めたわけでございますが、当時から円高による円建て輸入価格の低下の効果を国内の販売価格の低下にできるだけ生かすということで、企画庁におきましては、農林、通産その他関係各省と緊密な連絡をいたしまして、昨年六月と十二月、二回にわたって発表していただいております。内容については、詳細新聞にも発表されましたし省略させていただきますが、消費物資について、一般消費者が販売業者とかけ合つて円高効果を生かした買入方をしますというのがなかなかむずかしいと思っております。さらに最近、急速な円高が見られるわけで、物価局を中心にこの調査をさらに続けていきたいというふうに思っております。

現在までの効果のあらわれ方につきましては、卸売物価につきましては、ことしの二月で卸売物価は平均一・七%低下いたしました。そのうち、円高による効果は二・二%ということでございます。○五%は、国内要因で価格が上がつておる、あるいは外国の元値が上がるといふことで、一・七%上がったわけでございますが、二・二%という、最近では不況の影響もございしますが、非常に効果があつたわけでございます。

先ほど言われました電力、ガスそれから灯油等の問題につきましては、電力、ガスにつきましましては、一月の二十日前後に通産大臣が九電力の社長、三大ガス会社の社長を呼びまして、少なくとも五十三年度度については据え置く、その後もできるだけ長く据え置くという指導をいたしましたわけでございますが、電気、ガスともに原価計算期間、この前はおとし認可をしたわけでございますが、この三月で認可の査定期間が過ぎております。今後

人件費とか資本費、償却費、金利等が上がっていきと思ひますが、電氣について円高差益五十二年度一千億と言われております。そういうものをできるだけ生かして、通産省の方では、いまのところできるだけ長く据え置くという指導をしております。今後も、最近の急速な円高がありますので、さらに一層力を入れて指導をしていきたいというように思っております。

○伊藤(茂)委員 時間ですから、これで終わりますが、いま事務的な御答弁がございましたけれども、この一年間の急激な円高の中で、差益なる円高のメリットは一体どこへ行っているのかというところが、いつでも国民の関心の的にもなってきたし、報道されてきたという経過だと思ひます。こういう問題について、非常に急激な通貨変動、そしてまた、経済的にも国民経済上非常に大変な時期ですから、やはり少なくとも西ドイツでなされていような努力が全面的に生かされるような努力を、これは大臣も関係閣僚会議の中心の一人として、国民の目に大きく映るよう努力をしていただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思ひます。

○大村委員長 坂口力君。
○坂口委員 総裁には大変お忙しいところありますが、どうぞご容赦願ひます。
まず最初に、基本的な問題を一つお聞かせをいただきたいわけでございます。
先日、この委員会におきまして、総理の出席を求めましていろいろ質問をしたわけでございますけれども、そのときに私の方の宮地議員の質問に對しまして総理は、現在のこの円ドルレートの状態について、これは円高というよりもドル安なんだ、このドル安を非常に強調になったわけでございます。先ほど若干大臣からの答弁にもこの問題は含まれておりましたけれども、これをどう見るかということによりましてその対応の仕方もまた大分変わるのではないかというように思ひます。総理がおっしゃいましたには、若干政治的な発言も含まれてはいると思ひます。

れども、そういう立場ではなしに、総裁として政治的な立場を離れて、ドル安というところに主体的な原因を置くのか、それとも円高というもの比重を置くのか、これはこの見方の違いによりましてかなり対応の仕方も違ってくると思ひます。このことについてどういふふうな認識をお持ちになつておられるか、まずお伺ひをさせていただきます。

○森永参考人 昨年の九月以後、この問題が大変やかましくなつてまいりました。その当時は、アメリカの膨大な国際収支の赤字、反面日本の膨大な国際収支の黒字というところが背景にありまして、円の割り安感というような為替観がわかに起こつてまいりましたので、円がむしろ主役を演じた形で、その影響がマルク、スイスフラン等にも及んでいったということでございます。ところが、その後の動きを見ますと、円主導型の時代からマルクあるいはスイスフラン主導型の時代に一時移つていったのでございまして、その間において、円がむしろ若干落ちつきぎみなことであつたようなわけでございます。

○村山國務大臣 いま日銀総裁がおっしゃったこととはほぼ同じような考えを持っております。
○坂口委員 きょうはうまく意見が一致したわけでございますが、総理がおっしゃる通りに、ドル安というものが主体であるならば、米國等に対してはもう少しはつきりと物を言うべきである、私はいまもう少しふりに考えるわけでございます。いま双方とも相半ばしてその責任ありというお話でございます。これは米國にだけ云々というわけではなしに、日本自身もそれだけの努力をしなければならぬことは当然でございます。しかし、米國の態度を見ておられますと、クリンソンプロートをすることが米國の利益になると考へているような感じがするわけでございます。たとえば日本のか、あるいはダートフットにも入つておられるのか、その辺のところ私よくわかりませんが、

これは世界的に、國際的に見ました場合でございますが、米國と日本との關係ということに限つて申しますと、これは両方に原因があると思ひます。日本も先ほど米國問題になりましたように、經常収支の膨大な黒字でございます。そのかなりの部分は対米でございます。また、アメリカの赤字が非常に大きくなつておりますことは御承知のとおりでございます。これはやはり両方に問題があるのではないかと。アメリカのドルが國際収支との關係で安くなつたというのが共通の原因ではございませんけれども、日本もまた、日本の國際収支の黒字幅を縮小する努力をゆめゆめ怠つてはならないというのが、現在の問題ではないかと思つておる次第でございます。

これは大臣の方から先にひとつお聞きをしたいと思いますけれども、IMF等にも大臣は今月末お出かけになるやにも聞いておりますけれども、この辺の國際的な關係で、どういふふうな手を打つていったらいいかというふうにお考えになつておられるか、基本的なお考え方をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。
○村山國務大臣 先般の米獨間でもってスワップの、従来の二十億ドルというのをさらに二十億追加した件でございます。日本との間にはそういうスワップの拡大ということも行われなかつたのでございまして、それにつきましては、私は、特に円を重視しマルクを重視したというふうには受け取っていないのでございまして、アメリカはもう御案内のように、ほとんどがドル建てでございます。そして外國通貨のうち、シェアは非常に少ないのでございまして、聞くところによりますと、その外貨建てのうち三〇％ぐらいがマルク建て、それから円建ては五〇％ぐらいだ、こういうことでございまして、アメリカ自身がいまの乱高下を何らか避けて國際的な取り決めにするとすれば、やはりマルクとやるのが一番実効性があるし、そのことは当然、最近における為替相場の動きからいいますと、円にも替りてくるわけでございます。それから、そういう技術的關係であらうと私は受け取つておられるわけでございます。そのこと自身は、日本が無視されたとか何とかいふふうには受け

取っていないのでございます。

問題はもう一つ、どうするのか、こういう話なら、具体的な措置というよりも、やはりそれぞれが単純に基本論だけやって、そしてまあいざれば国際収支が均衡するのだ、そのために努力するのだという本論だけを述べておいたのではその時期は大分遅くなるわけでございます。その道に向かつてみんな努力しているわけでございますけれども、その努力を強めるあるいは早める、その必要性を現在の為替相場のいろいろな動きの中から共通の認識として持つことができるかどうか、ぜひそういう認識をとももって持ちたい、実はそういう認識の一致を持ちたいということに最大の努力をいたしたいということなのでございませう。その上、そういう認識がありませうれば、方法論というのはいろいろ出てくるわけでございます、何よりも現在、何らかの新しい別の意味の、基本線は基本線でございますが、それに沿った新しいアクションを起こす必要性、共通の認識を持つということ、これが一番最大の課題ではなからうか、かように思っているところでございませう。

○坂口委員 大臣の御発言、かなり抽象的でございますので、ちょっとわかりかねる面もございませうけれども、要約すれば、とにかく土台づくり、共通の認識づくりということをまず行い、それをいずれの日か実行に移していくという御発言かというふうに思いますが、この問題に対して総裁の方も何か御意見ございましたら、ひとつお聞きをしておきたいと思えます。

○森永参考人 先ほども申し上げましたように、今日世界的な問題が起こっておりますのは、やはりドル安ということでございませうので、日本もあるいはドイツその他も、国内政策等において努力をしなければならぬことはもちろんでございますけれども、やはりアメリカにも国際収支の改善、インフレの抑制等々に努力をしていただきたいたいことは、ぜひとも要請しなければならぬところでございまして、アメリカはもうそのつもりで

政策の運営に当たっておられるんじゃないかと想像しております。

具体的な市場のテクニカルな問題として、たとえばスワップの拡大を西ドイツとの間でだけしかやらなかったとか、あるいは介入は西ドイツのマルクだけを対象にしているとか、ああいうようなことはございませうが、それにつきましては、ただいま大蔵大臣からお答えになりましたような事情もあるわけございまして、決して円をないがしろにしておるといふことではないと思えます。現に私も昨年末、為替相場の成り行き、特に投機的な変動、乱高下が日本の為替市場の休みに中外国で起こるのではないかと心配もいたしたもので、アメリカの連銀に頼んで、そういうときには日本の計算、リスクにおいて介入をしてくれということをお願いしたわけでございますが、それは快く応じておるわけでございますが、現実にもたびたびそういう場面に際して非常にうまく臨んでくれておるのが実情でございます。したがって、円についてどうこうという差別感ももたらないと思えます。

しかし、先ほど大臣もお答えになりましたように、関係各国がより一層フロート制の機能を発揮できる方向で今後とも一層協力していかなければならぬことは、これはもう当然でございます。その意味でのアメリカ政府に対する努力を要請していくことは、今後ともぜひとも必要なことではないかと思っております。私も国際決済銀行の会議が毎月一回ございまして、総裁ないしはそれにかかわる人が出まして、為替、金融問題等幅広くフリーディスカッションをしているわけでございますが、そういう機会にはそのつどアメリカに對しまして、ドルが少し安くなって困るんじゃないか、それについてはアメリカ政府も大いに一層努力をしていただくようにという要請をいつも重ねているわけでございますが、今後ともそういう努力を中央銀行の会議では続けていかなければならぬのではないかと思っております。次第でございます。

○坂口委員 この問題でもう一つだけお聞きして次に進みたいと思えます。

大臣は、先ほど共通の認識ということをおっしゃいましたので、ひとつここだけ突っ込んでお聞きをしておきたいと思えますけれども、その共通の認識というのをどこに落ちつけたかと思っております。かというところを、もう少し大臣の腹のうちのひとつお伺いして、次に移りたいと思えます。

○村山山務大臣 アメリカ自身も、ドル安の原因がどこにあるかということによく知っておりますが、具体的に言いますと、やはりエネルギー法案がまだ通らないとか、あるいはみずからの輸出努力が足りないとか、いろいろなことを言っているわけでございます。そうしてまた、アメリカ自身も、かつては雇用問題が中心でございまして、けれども、やはりドル安の関係で輸入物価が上がってきておりました、インフレ問題が徐々に大きな問題になっておるわけでございますので、だからアメリカ側としても、ドル安を早く直すように国内的の努力を早くしてもらい、そういう認識を持ってもらいたいということではございまして、いずれはそうなるということではなくて、いまが大事のときであるということが、まず一つ認識してもらいたい第一でございます。

第二番目の問題として、もしそういう認識が得ますならば、それなら何か技術的な問題があるかというのが第二段の問題だと私は思うのでございまして、その場合には、いろいろな技術的な問題も考えられましようけれども、技術的な問題というのには私は、二段、三段の、重要性から申しますれば、それほど大きな問題ではないような気がいたしますのでございませう。話によりましては、そのための技術的な問題に話が及ぶかもしれません。しかし、事柄の重要性から申しますと、それにはおのずから限界があるというところは、通貨当局みんな知っているわけでございますので、そういうよりも、より一層この際、いまが大事のときであるという認識を持ってもらいたいということを基軸通貨国に申し上げたい、その共通認識を得たい、こういうことなんです。

○坂口委員 その次に、円高と産業構造の問題につきまして、一つだけお聞きをしておきたいと思えます。

いずれにいたしましても、日本がこの円高のあらしの中から一日も早く抜け出さなければならぬことだけは事実でございますし、そのためには、いろいろの手段を講じていかなければならぬわけでございますが、この円高が産業構造に及ぼす影響を及ぼすと思えます。国内におきましては、需要構造といふものにつきましては、円高がどれだけ影響を及ぼしますか、私もちょっとよくわかりませぬけれども、少なくともこの円高そのものは、貿易の内容と申しますか、外需の内容につきましては、かなり大きな変化を及ぼすのではないかとと思えます。

この円高がいわゆる内需拡大ということに直接結びつかなくて、円高というものが及ぼす影響はむしろ貿易内の変化と申しますか、まあもう少し具体的に言えば、軽工業製品というものが非常に少なくなっている、重工業工業がより重くなっているというような変化を円高は起こすのではないかと思えますが、こういった円高が及ぼすであろう変化といふものが、果たして内需拡大についてプラスになることであろうかどうかというのを考えてみますと、私、少ない知識の中で、考えてみますと、十分な結論を出すことはできませんけれども、どうも円高による変化というものは、必ずしも内需拡大にプラスになるような方向には向いていないという気がするわけがあります。どちらかと言え、内需拡大とは関係の少ないような産業部門、その辺のところは円高によつてより発展をしていくような感じがするわけでございます。

したがって、現在の産業構造というものを自然の流れに任せておくということになりませうと、内需拡大、内需拡大といかに叫びましても、そちらの方向になかなか向いていかないと私は考える一人でございます。

そういう意味で、ことしの予算を見てみまし
た場合に、確かに大臣がよくおっしゃる通りに、
内需拡大のために公共事業をうんと伸ばしてあ
る、これは私も認めるところでございますが、し
かし、いまこれだけではなかなか内需拡大を起
させるための産業構造の転換というところまで
いかないのではないか、その産業構造の転換をせ
しめる要素は今年予算の中には少ないのではな
いか、こういうふうには私には考えられてござい
ますが、この辺、大臣はどういうふうにお考えで
ありますか。

○村山國務大臣 三つ御質問があったのでござい
ますが、円高と内需の問題との関係、それから産
業構造の変革と内需拡大の問題と申しますか、そ
れはさっぱり今年度の予算に計上されていな
ないじゃないか、大きな問題はその二つかと思
います。

確かに円高の問題というものは、内需拡大とい
うのは何と申しても円ベースで考えるわけで
ございますから、どう考えましても、今年度の円高
がデフレギャップを生ずるといふ意味では、内需
拡大にはかなりむずかしいという問題があると思
います。しかし、円高によりまして、これは
最後に相場がどこに落ちつくかわかりませんけ
れども、そのことが今年度は内需拡大に直接、マクロ
としてはデフレギャップが生じると思いますが、
しかしシフトとしては、とてもこれは輸出じやだ
めだからというので、国内の方に事業方針を転換
している事業も私は二、三知っているわけでござ
います。そういう意味では、やはりマクロで言
いますと、いろいろな対応が出てくるのじやない
かという感じがするわけでございます。

一方、今年度の予算は内需拡大をねらっておりま
して、そして、全般の日本の成長を内需によつて
支えていこうということで、それであればこそ、
それは効果も測定いたしまして、公共事業とかあ
るいは住宅、こういったものを中心にしてやっ
ていくわけでございまして、公定歩合の引き下げも
またそこにあるわけでございます。そのことによ

りまして、従来外に向かつておつた輸出圧力が漸
次に内に向かつてくるのでありましようし、それから
また輸入も、これは製品輸入割合は少ないとはい
うものの、やはり全体として輸入がふえていく素
地をつくるということもございまいましようし、また
内需拡大によりまして、そういうことを通じま
して、やはり円高にもまた影響がくるわけでござ
いまして、いずれにしても、その内需拡大という
基本方針はかなり長期的な効果でございまして。私
たちは、いつということにはつきり申し上げませ
んけれども、まあ年の後半からぼつぼつ出てくる
のじやなからうかということも期待いたしておる
のでございます。

ところで、その内需拡大と特に不況業種の構造
転換の問題でございましてけれども、一般論として
言いますと、成長している経済の方が転換しやす
いか、そうでない経済の方が転換しやすいかとい
う場合、やはり成長しつつある経済の方が潤滑油
的な役割りを果たすわけでございまして、事業
転換ということには私は、一般論としてはその方が
やりやすいと思っております。

それから、今年度の予算で、特にそういう事業転
換なりをねらった予算に乏しいのではないかと
御指摘でございますが、実はその点は、構造不況
業種に対するものもろの政策をとつて、その面につ
いて、一般会計あるいは財政投融资についてもそ
れぞれの所要の資金をつけているところでござ
いまして、どのようにしてこれからそれを図って
かというの、実は通産なりあるいは運輸省なり
実体官庁のこれからの問題にかかるとござい
ますが、予算措置といたしましては、財政当局と
いたしましてはできるだけのそれができるように
という環境をつくつた、こう申し上げて差し支
えないのらうと思っております。

○坂口委員 もう少し聞きたいのですが、時間が
なくなつてまいりましたので、最後の質問をさせ
ていただきますと思つて、いまいろいろ大臣の
御説明をいただきましたが、ことしの予算は、内

需拡大のために下から押し上げるといふよりも、
むしろ上から引つ張る、だから、手を離せばまた
もとどおり落ちてしまふというふうな感じを受け
るわけでございまして、その辺のところをもう少し
しお聞きしたかったわけでございまして、次の機
会に譲りたいと思つて、

最後に私、総裁に一、二お聞きしておきたいと
思つて、
一つは、BIS等に出席されたときのことをお
聞きしようと思つたのですが、それは先ほど若干お
触れをいただきましたので、そのほか、ここでど
ういったことが最近話し合われていたかというよ
うなことを、先ほど言つていただきましたこと
はかにももももございまして、もう少しつけ加
えていただきたいのが一つ。

それからもう一つは、総裁はいままでの歴代総
裁の中では、むしろ歯に衣を着せずにはつきり物
をおっしゃる総裁であるということで、そういう
面でも評価が高いわけでございまして、今年度、
大臣いろいろお挙げになりましたし、それなりの
努力をしておみえになることは私も認めること
でございますが、金融面からいまして、総裁
もいつかおっしゃいましたように、大体打つべき
手は打ち尽くしたというふうにおみえにな
るわけでございまして、総裁の側からご
んになりまして、政治的な問題は抜きにしてご
ざいまして、内需拡大のためにももう少しこうい
う手を打てばいいのではないかと、歯に衣を着
せない御意見をひとつ承りたい。はたに大臣がお
座りになつておられますので、いささか言いく
かもしれませんが、もうやむにやまれぬ気
持ちから本意ならずともというところでお聞
かせたいので、終わりにしたいと思います。

○森永参考人 BISの会議で定例的に行われま
すのは、各国の経済情勢の報告、その中には通貨
情勢ももちろん入っております。そのほかには昨今
ととられまして措置等がいつも問題になるわけで
ございまして、すでに先ほど来申し上げておりま

すようなアメリカに対する要請みたいなことが、
会議の雰囲気としては強く出てくるというわけで
ございまして。しかし、この会議はどちらかと申
ますとクラブ的な集まりでございまして、議論を
することに意味があるということもございまして。
したがって、何らかの結論をどこかの国に押
しつける、そういう性質のものではございませ
ん。雰囲気として出てくる、そういう性格の会議
でございまして、その点は御理解いただきたい
と思つた次第でございまして。

今後日本の景気回復がどうなるか、場合によつ
てはまた何らかの手段が必要であるかどうかとい
う問題についての率直な意見を申し上げるとの御
要請でございまして、せつかくこの予算が通つた
ばかりでございまして、とにかくこれから十二カ
月あるわけでございまして。その間、決して手をこ
まねいておられるわけにはもちろありません。そ
のとときの経済情勢を、政府におかれてもまた
私どももいたしましても検討して、時々刻々その
ときどきの情勢に即して機動的にいろいろなこと
を考えていかなければならないと存じますけれど
も、いまのところは、せつかくあれだけの内需刺
激的な予算を組まれて、それを上半期に重点を置
いて施行しようというふうな御努力をなさつてお
られるところでございまして、さらにはまた、緊
急輸入等についてもいろいろの対策をお練りになつ
ておられることでもございまして、また微力では
ございまして、公定歩合の引き下げによる企業金利
負担の低下もこれからだんだんに進んでいくわけ
でございまして、当面のところは、情勢を慎重
に見きわめておるべき段階ではないかと信じてお
ります。

将来こういうことが必要になるんじゃないかと
いったような先走つた意見をいま申し上げるの
は、その時期でもございませぬし、また、私の
役柄から申しましても控えなくちやならぬことか
と存する次第でございまして、要するに、いまの
情勢の推移を周到に見きわめて、そのときどきの
情勢に応じて必要な手段を講じていくということ

れて申し上げますが、介入によりまして日銀資金が金融機関の手元に入るわけでございます。私どもは、毎日の金融市場の情勢を見まして、もし金が多ければ、それを日本銀行に吸い上げておるわけでございまして、その結果として、たとえは貸し出しが減少するとかその他のいろいろな事態が起こるわけでございますが、いずれにしてもそれだけポジションがよくなつておるわけでございませう。三月は、預金の関係もございませうか、例年ポジションが少しよくなる時期でございませうけれども、ここの三月は、例年よりも少しよけいにこのポジションが改善をされておるのではないかと思つておるわけでございませう。その結果、民間から資金需要が起りました場合に、金融機関としては貸しやすしい立場に立つておることは、先ほどもお答えしたとおりでございませうけれども、その貸し出しがまだ起つてはいない状態でございます。二月がM2で一〇・七でございませうけれども、三月がどうなりますか、動いたと思つたとしても、一とかそこらじゃないかと思つた。現実には、まだマネーサプライの方には影響は起つていない。これはまだ貸し出しとして動き出していないと思つておると思つた。

動き出した場合のことを考えると、そう安閑としておれないというところは、そのとおりでございませうけれども、まだ動き出しておるという事象ではないと思つておる。動き出した証拠じゃないかということ、株式市場のお話もございませうけれども、なるほど昨今は取引高も大きくなつておるわけでも、株価水準も日増しに高くなつておるわけでも、やはり業績のいい株、たとえば公共事業との関係で少し業績を持ち直した会社の株であるとか、あるいは円高の影響で業績がよくなる見込みのものであるとか、そういうものが物色と申しますか、選択されて、株価水準全体を上げておるという状態のようございまして、四十七、八

年ごろ経験いたしましたように、もう株でさえあれば何でもいいたつたようなインフレ期待、あるいは金より物へとかいいたつたような、そういう意味の動き方ではないわけでもございまして、しかし、いつ何とぞそういう過熱状態に陥つても困るわけでもございませうので、証券取引所では、しばしばいわゆる規制を強化され、大蔵省でも業界に対して警告を發せられる等より注意をしておる状態でもございませうので、まさかそういうことにはならないで済むのではないかと。現状はまだその程度の状態だと思つておるわけでもございまして、それが現状以上に過熱状態にならぬようにということ、私どももぜひそうありたいとこいねがつておる次第でございませう。

要するに、過剰流動性が現実に動き出しておるという状態ではないと思つたが、今後の情勢の推移によりましては心配しなければならぬこと、も出てくるわけでもございませうので、その辺のところは十分気をつけてまいりたいと思つておる次第でございませう。

○永末委員 過剰流動性なんというふうなものは、過熱し出したらとまらぬわけですね。それでやはりあらかじめ備えをするのが第一でございませうが、予算が通過した、この予算というのは、公共投資前倒しというので、昨年度の補正予算ですでに始まつておるというのですが、不況産業だ、不況産業だとそれまで言つておりました、たとえば建築資材の中でセメントのごときは、もう不況でなくなつてしまつて好況産業になつておる。物がな、価格が上がる、こういう現象が起つておるわけでもございまして、いま総裁が株やあるいはまた利付債券等の値上がりを見られて、まだまだ過熱ではないと言われておられますが、もしいよいよさあ予算が通つたんだということ、こういう公共事業関連の建築資材に投機が起つてきたら、とどめようがないのではないかと、これをわれわれは心配しておる。不況下のインフレになつてはえらいことになりませう。そういうことに対して、日銀は何らかの予防措置を講じようと思つ

えておられますか、あるいはどういふ準備をしておられますか、いまだどういふ状態でしょうか。○森永参考人 いわゆる過剰流動性の問題につきましては、四十六、七、八年に大変苦しい経験、貴重な経験を経たおる次第でございませうので、私どももいたしましては、毎日と申し上げてもいいくらいにマネーサプライの状況その他物価、国際収支全般の情勢を検討をいたしまして、いざというときに誤りがなきようにと期しておる次第でございませう。

現在のところは、金融緩和ということと進んでまいりまして、景気の回復に資しようというところでも来ておるわけでもございませうが、今後の情勢次第ではいつ何とぞでも対策を講じなければならぬ場合もあるわけでもございまして、私どもの使命の最大のものは何と云つても物価の安定ということでもございませうので、その点を念頭から寸刻も去らせないようにしながら、今後の情勢に即してそのときどきの情勢にマッチした対策を講じてまいりたいと思つておる。

○永末委員 いま総裁が言われましたように、不景気から抜け出るためには金融緩和は貴重でございまして、そこであなたの方では、窓口規制がございませうけれども、むしろそれを受ける銀行側としては、割り当てられた枠はやはり簡いっばい消化しておかないとえらいことになるというので、言うならば望ましくないというか、いわば少し無理な資金運用もしておるのではないかと見られる節がある。これが逆転しますとえらいことになりませうね。そういう意味合いで、この辺の事態の推移をしっかりと見きわめて、打つ手に誤りないよう、インフレを来さないようにしていただきたいとお願ひしたいと思います。

さて大蔵大臣、日銀総裁にはそういう御注文をしておきました、いよいよ財政資金の配布をするのはあなたの方でございませうが、いまそういうところになつておると思つたのです。あなたの見込みはいかがですか。

○村山國務大臣 現下の情勢は、いま森永総裁が

おっしゃつたとおりでございませう。問題は、いまの市中の資金需要が急速にどうして起るか、起る原因はいろいろ考へておるわけでもございませうが、一つは、物価騰貴によつて起つてくるというものは、これは一番こわいわけでもございませう。その場合は、やはり公共事業の執行に当たりましては、その点を一番注意しておるわけでもございませう。現在の状況のもとではそういうことにはないと思つたけれども、あるいはある地域に公共事業が短期間にかたまりますと、急速に特定の物資が上がるとか、そういう問題が心配しておるわけでもございませう。今度の公共事業を全般的にやつて全面的な物価高が起るなどはわれわれ見ないのでもございませう。ですから、やはりあくまでも卸売物価を中心にして注意していく必要がある。

もう一つの問題、資金需要が起るというの、実は設備投資意欲が出てくる、こういうのでございませうが、実はこれは一番望んでおるべきでないものでございませうから、先ほど坂口さんでございませうか、あなたでございませうか、委員の方おっしゃいましたように、上から引つ張つておるのじゃないか、確かに上から引つ張つておるのじゃないか、確かに上から引つ張つておるのじゃないか、ほつておいたのではなかなか自律回復性が望めないというところで、上から引つ張りまして早く自立回復力を与えたいということなのでございませう。

そこで、設備投資との競合の問題になりますと、本当は目的を達したわけでもございませうから、そのときは金融面でも両方やなくてはなりません、公共投資の方が少し控えるというのが本筋だと私は思つておるでございませう。だから、どういふ形で資金需要が起ってくるか、その原因によりましてそれぞれ打つ手が違つてくるであらうし、また、金融面での対策、実体面での対策もおのずから違つてくるであらうと思つたわけでもございませう。いずれにしても、そういう場合の用意は

す。そしてまた各国とも、そのことは保護主義的な動きにつながるという心配がございますので、先般の対外関係会議におきましては、数量については行政指導で横ばいぐらいのところをすつとやっけていくということ、そして、そのことによる經常収支の黒字、いまのような為替相場でございますと相当の黒字が予想されますので、その問題は輸入の拡大をやっけていこうということを決めたわけでございます。

その一環として特に重要なものは、自然に輸入がふえるということもありませんけれども、やはり政策的に緊急輸入を進めていこう、こういうところでございますので、目下のところ私は、この施策でいくのが妥当ではないか、このように思っておりますところでございます。その成り行きを十分注視してまいりたい、かように思っているところでございます。

○荒木委員 せっかく御答弁いただいたのですが、だがしかし、それはもうすでに昨年来そういう方針が出ておりました、しかも御案内のように、日本の輸入は原材料が七割以上という構造でございますから、緊急輸入といましてもそうにわかには即効が出るような性質のものでもない。

そのこと自体は私は意見を持っておりましても、でも、それはおきまして、何といいますが、発表されております諸般の施策、いずれもじわじわと効いてくるような性質のものじゃないかと思うのです。ところが、為替相場の方はスピードが非常に速いわけですね。ですから、そういう成り行きを十分注視をしてというお話なんですけれども、いままで半年成り行きを注視してきたところでは、おっしゃることは今後にかわかに様子が変わろうとは容易に思えない。

そこで、大臣の注視をしてこれだとおっしゃる、同じことをされてそういう効果が出ると思えませんので、そういう意味で一步踏み込んで、様子が変わらないとすれば、それでも注視しながら同じことではいられるのか、あるいは別の手だてをおとりになるのか、これを明らかにしたい

ただきたいと思えます。

○村山國務大臣 為替相場の行く末についてわれわれは予断を持ってはいるわけではございませんが、世間一般の見方、あるいは先物と直物のディスカウントの割合が狭まってきたこと等を考えますと、何かその辺にも安定感が少し出つつあるように思っております。

先般、円高関連の中小企業に対しても施策をとったところがございますし、また、その影響について目下調査中であるわけでございます。それから、これは新聞ですからなんでしょうが、各地のいろいろな模様を見ておきますと、日本の中小企業の方が一番お困りになったのはやはり去年の秋からの円高、これは急に来たわけでございます。初めの経験であったわけでございます。その後、昨年の暮れから二月の中旬まで幸い二百四十円台でございます。この安定時期は相当時をかせいだ。その後また円高になってはいるわけでございます。だから、中小企業に対してはもちろん、必要な施策をとっていかねばならぬわけでございますけれども、対応にも少しなれてこれたような気もするわけでございます。もちろんこれは安心できません。さればこそいま実態調査をやっておるわけでございます。

したがって、施策は変わらなとおっしゃいますけれども、実は時々刻々状況は変わっておりますので、次から次いろいろな立法を出していることももう御案内のとおりでございます。なお、今後の模様につきましても、さつき申し上げましたとおり、中小企業方面についてはいまの状況調査を急いでやっているとということでございます。

○荒木委員 時間が参りましたので、参考人一人言お伺いをして、質疑を終らせていただきます。通貨当局として金融政策の政策手段、手法をいろいろ御検討いただいておりますが、最終需要項目として財政あるいは設備投資、いま論議した輸出とございますが、特に個人消費

の喚起について減税ということがしばしば論議をされてまいりました。

私は、直接通貨面での御質疑を申し上げたいと思っております。時間が参りましたので、個人消費喚起のための大幅減税ということについて、いまの段階で参考人の御意見を伺っておきまして、また委員會議議の参考にさせていただきます。これで質疑を終らせていただきます。

○森永参考人 財政が当面景気刺激策についての主役であるべきだという点については、かねがね申し上げておる次第でございますが、その場合に、公共事業費等の歳出面の効果が大きいのかあるいは減税の効果が大きいのか、これはいろいろな考え方があり得るところだと思えます。たとえばBISなんかでも年報などをみますと、日本はなせもう少し減税をやらぬのだからかというような意見が毎年のように出てくるわけですね。しかし、これはその国の事情はその国の当局者が一番よくわかっておるわけでございます。欧米諸国における財政の規模であるとか公共事業の普及の状態であるとか、あるいは租税負担の限度であるとか、いろいろなことを考えますと、欧米諸国では恐らく減税の方が効果があるという結論が出るのだらうと思えます。日本でもそれらのところを十分検討していただくと、その上でどちらということをお決めいただく、その検討は十分に尽くしていただきたいという気持ちをお私がかねてから持っておりますけれども、その検討された結果として、日本の現状では減税よりも公共事業ということに帰着しておるわけでございます。現に本年度の予算もそういう考え方で編成が行われ、これからいよいよ施行に入るわけでございます。

私どももいたしましては、政府で衆知を尽くして検討されたその結論で生まれたこの予算が、一日も早く執行されて所期の効果を上げるようにということをおひたすらこいねがっております。いまの状態ですら減税が必要である

かどうかということについて、意見を申し上げるのはまだ時期尚早ではないかという感じがいたす次第でございます。

○大村委員長 永原君。

○永原委員 たまたま日本の経済基盤の弱さを露呈している現状ですけれども、世界第二位の経済総量を誇っている日本、いまは国内問題として円高が論議されておりますが、しかし広く視野を広めて、世界経済に日本のこの円高現象が一体どうい影響を与えているのか、こういう点について日銀總裁の御意見を伺いたいと思えます。

○森永参考人 変動相場制下、円が高くなったのはある程度やむを得ないところと存じますが、その結果、本来でございますれば変動相場制の機能として、日本の国際収支の調整が円滑になり、各国の経済と均衡のとれた発展に役立つ、そういうことになるべき筋道でございます。しかしながらこの円高の進展が、私どもが経験しましたように余りにも急テンポでかつ大幅ということになりますと、そのことが日本経済にデフレ的影響を与え、さらにはまた否めなないところがございます。もしそうなるとまいますと、日本経済が世界経済に寄与する上において、世界経済の正常化にかえって好ましくない影響も与えかねないという問題もあるのではないかと思っております。

そういうことになりませんように日本では、為替相場の変動による国際収支の調整ということだけではなくて、内需の拡大による景気の拡大、それによる輸入の増加、さらにはまた、その措置の効果が上がります。これは時間がかかりまますので、その間における緊急輸入増加等、いろいろと対策が講ぜられております。いま申し上げたようなデフレ的な効果が国内においても余り起こらないように、また、それが世界経済に悪影響を及ぼさないように、そういう趣旨からの措置であるというふうにご考慮しておる次第でございます。今後、予算等による内需の拡大が順調に進展し、ひいては輸入の増大、世界経済の拡大、正常化につ

ながってまいりますようにということをはたすなら、こいねがっておる次第でございます。金融面からも、一助になるかということ、先般の公定歩合の引き下げを履行したような次第でございます。

○永原委員 大蔵大臣に伺いますけれども、いま総裁がおっしゃったような状況の中で、当面する問題として国内問題を中心に処理なさろうとするのは当然ですけれども、やはり福田内閣の中で、エンジンカントリーとして世界経済に貢献するというようなことを胸を張っていらっしゃる、そういう中で、こういう通貨の不安定について、世界経済の中の大国であるならば、何かもう少し強いイニシアチブを持って各国に働きかける、こういうようなお考えはいかがでしょうか。

○村山山岡大臣 為替相場の問題については、いま三つあるのだからと私は思うのでございまして、一つは、本格的な実体経済の面でそれを調整するというのが、やはり本格的であろうと思うのでございまして、その点、内需の拡大ということをわれわれがやっておるわけでございまして、それから、最も短期的なことを申しますと、急激に動かないように、乱高下がないように、日銀を中心としたしまして適当な操作をしていくとか、あるいは、急に短資が流入して投機資金が入るといふのを緊急避難的に抑えていくのが一つの問題であるかと思っております。

それから、ちょうどその中間になりますのは、国際的に長期的なことばかり言っておったのではなかなか大変でございますので、いまが一番大事なときだということ、そういうことについて合意を見、それぞれ基本的な政策について急ぐといえますか力を入れる、そういう共通の認識を持っていますか、やはり短期資金の移動にもかなりの心理的影響を持つてありましょし、また、将来の為替相場についての成り行きについても、主導国はみんなそういう共通認識を持っておるといふこととでございますと、ある程度の見通しといたします。

か安心感を持つてわけでございますので、それぞれ国の企業マインドに及ぼす影響が甚大だ、このように思っているでございます。

○永原委員 首脳会議などで、ぜひそのような態度で貫いていただきたいと思っております。

非常に時間が短いものですからあれですけれども、この円高の現象の中で不況がずっと続いておりますが、不況がかえって円高を呼んでいるのが現状だと思っております。やはり企業はやむを得ず輸出をしてはいる。そういう中で、みずから企業が不況に追い込まれ、さらに輸出増が円高を招いている、こういうような悪循環になっていると思っておりますけれども、日銀の総裁はこういう円高現象について介入をなさっていらっしゃいます。しかし、いまの企業がどの程度を限界点として耐えられるのか、どういふようにお考えになっていらっしゃるのか、それから、介入点をどういふように押えてその都度介入していらっしゃるのか、その辺について承りたいと思っております。

○森永参考人 不況が円高を招き、その円高がまた不況を招く、いわゆる悪循環みたいな状態を一日も早く断ち切らなければならぬ、ということ、内需の拡大による景気の回復、さらには、輸入の増大による国際収支の黒字幅の縮小が大変重要な課題になっておられます。これは御指摘のとおりでございます。その意味で最大限の努力をしなければならぬと思っております。

介入でございますが、変動相場制のもとにおきましては、為替相場の決定はあくまでも為替市場における需給の結果にゆだねるというのが基本でございます。ある特定の為替相場を維持するために、あるいは特定の方向に為替相場を誘導するために介入してはならないということになっておるわけでございます。ただ、それだけではありません。投機の結果、時として為替相場の乱高下が起り、それが国内経済に悪影響を及ぼし、また、国際経済を混乱に陥れるということになりますので、スミッシングオペレーションと申しますか、変動をならす意味での乱高下防止のための介入は各国とも実施しておるといふのが現状でございます。

そういう趣旨の介入でございますので、私も、どの辺の為替相場が日本経済にとって最も適正であるというふうな、そこまでの判断をすべきではない、やはり為替相場のあるべき実勢は為替市場にゆだねるのが本来であると考えておる次第でございます。したがって、幾らがいいのか、また幾らなら日本の輸出産業が耐え得るのかどうか、これは千差万別ということになるわけでございます。しかし、その点についてはあるべき為替相場についての考え方は、申し上げるべき立場にございませぬことを御了承いただきたいと思っております。

○永原委員 現実には乱高下を防止するという観点からでしょうか、介入なさって、どのくらいは先月五十億ドルもふえた、こういうふうに言われておられます。さつき大蔵大臣がおっしゃったように、外資の増加を防ぐためにも、非居住者の短期国債の購入を禁止するといふような措置までなさって外貨のたまるのを防いでいるような状況ですけれども、日銀として、たまたま外貨準備についてどういふように利用なさろうとしているのか、お考えを承りたいのです。

特に昨年は、貴金属特別会計も廃止したが、戦時中、日銀から買い戻し条件つきの金を日銀に売却すといふような措置を国ではとったわけですが、これに対応しながら、金を保有するといふようなお考えはないだろうか、その点について御意見を承りたいと思っております。

○村山山岡大臣 これは外為の關係でございますので、私からお答え申し上げたいと思っております。

新しいIMF協定におきましては、金貨の方向が進みまして、金の売買に対する中央銀行の制限が解除されて、また、その売り値、買い値につきましても全部解除されたのでございます。しかし、私たちが注意しなくちゃならぬのは、金の相場というのは必ずしも安定してないということとでございます。ごく最近をとりましても、いまは一オンス百八十一ドルぐらいたと思っておりますが、つい二、三年前は百ドルぐらいた、その前は百九十三ドルぐらいたと思っております。それからもう一つは、わが国のような大きな国際的影響力を持つておる国が、金貨になるということは国際的な取り決めでございまして、これは新協定ができたというので軽々に動くということは大変な影響を持つておるわけでございまして、また、金市場に与える影響、マーケットは狭いわけでございますから、これは大変な問題を起すわけでございます。そういう万般のことを考えまして、慎重に対処してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○森永参考人 介入による外貨資産の増加は、これはすべて外為会計の所屬でございますので、したがって大蔵大臣にお答えをいただいたわけでございます。

私もどもいたしましては、金の問題には若干関心もございまして、金の保有率が低いかどうかといったような問題、あるいは、今度金貨の方向と関連して金の取引が自由になったわけでございますけれども、日本銀行として金をどう考えるかという問題はあつたわけでございますが、その点、ただいま大蔵大臣からお答えございましたとおり、もうしばらく、一体金が国際決済上どういふ役割りをこれから果たすのかというその辺のところを少し見きわめなければ、まだ結論を出すのは尚早ではないかと思っております。そういうものは、前提にしないで、こういうふうな為替の変

動の激しいときに、もう一度為替変動準備金とい
いますか、こういうものについてどういうように
お考えになるか。いまの制度は制度として理解し
た上で、そういうものが必要ではないかという気
がするのですけれども、どういうお考えでしょう
か、その点だけ承って、これは長くなるといけま
せんので、結論だけで結構です、いずれまた機会
を改めて伺います。

○大倉政府委員 永原委員十分御承知の上での御
質問でございますので、ごく簡単に申し上げます
と、一時特別措置法で為替変動準備金という制度
を長期の外貨建ての債権債務について認めてお
りました。ただその当時は、長期ものは企業会計
上、取得価格ベースが原則で、それを期末で評価
がえをしないというたてまえのもとでそういうも
のがあったわけで、現在は企業会計の方で、著し
い変動があれば期末に評価がえができるというふ
うに切りかわってまいりましたので、税法もそれ
をはつきりしますために、本法の政令でそういう
趣旨の規定を設けておりますので、あの当時設け
たような趣旨であるのと同一準備金をつくるとい
う必然性はなくなつたわけでございますが、し
かし、そのことを御承知の上でおかつ、今後非
常に変動が大きそうなきに、将来に向かつて何
か準備金を考える必要はないかということであ
ろうと思ひます。

私ども一般論としましては、将来の予想損益に
ついて準備金を設けるといふのは、純粹の利益留
保になるものになりますので、かなり消極的に考
えておりますが、しかし、せつかくの御指摘の御
趣旨は十分念頭に置いていきたいと思ひます。

○永原委員 どうもありがとうございます。
○大村委員長 森永参考人には、御多用のところ
御出席いただき、かつ貴重な御意見を述べたい
だきまして、まことにありがとうございます。
厚く御礼を申し上げます。

○大村委員長 この際、金融機関の週休二日制に
関する小委員長より報告を求めます。綿貫民輔
君。

○綿貫委員 金融機関の週休二日制に関する小委
員会における審議の経過と、去る三月二十八日の
小委員会における決議について簡単に御報告申し
上げます。
本小委員会は、去る第七十五回国会に設置され
て以来、金融機関の週休二日制の問題が、単に銀
行等の営業日としての問題にとどまらず、一般経
済取引その他社会経済全体に影響を及ぼす重要問
題であるとの立場から、特に銀行の休日について
定めた銀行法第十八条の改正問題、各企業の週休
二日制の実施状況、土曜日に閉店することについて
の社会的状況、土曜日に閉店することについての社会的
コンセンサスの問題、手形や小切手等の土曜日の
決済に関する混乱防止策、郵便局やその他公務員
の週休二日制との関係等、広範囲にわたり熱心に
審議を行つてまいりました。

去る三月二十八日の小委員会におきまして、最
近における経済全体の動向、一般企業における週
休二日制の普及状況等にかんがみ、金融機関の週
休二日制の実施に關し、次のとおりの決議を行つ
た次第であります。
以下、決議文を朗読いたします。

金融機関の週休二日制に關する件
金融機関の週休二日制を早期に実施するに
は、銀行法第十八条を改正する必要がある。そ
のためには、中小企業、消費者等金融機関利用
者の理解を得ること、郵便局、農協等関連する
諸機関の週休二日制もあわせて実現されること
等が必要である。
ゆえに、政府は、次の諸点につき所要の措置
を講ずべきである。

一、金融機関の週休二日制について、國民の理
解を得られるよう積極的な努力をするとも
に、全銀協等に対し、金融機関利用者の理解
を一層深めるため、P R活動を強化するよう
指導する。
二、全銀協等に対し、週休二日制を円滑に実施
するための具体的諸問題につき、対応策を早
急に検討するよう指導する。
三、金融制度調査会の銀行法改正についての審
議に關して、公務員等他の分野における週休
二日制の進展に應じ必要と認められる場合に
は、同調査会に対し他の審議事項と切り離
し、本問題について中間的に報告を求めらる。
右決議する。
以上でございます。(拍手)

○大村委員長 以上で報告は終わりました。
○大村委員長 次に、酒税法及び清酒製造業の安
定に關する特別措置法の一部を改正する法律案を
議題とし、質疑を続行いたします。
沢田広君。

○沢田委員 最初に、数多くの議員から言われて
おりますから、なるべく重複を避けて質問をして
いきたいと思ひます。
まず、酒税というものはどのような國民の階層
から主体的に徴収することを意圖して設定されて
いるのか、また今回の改正は、今日の社会的な生
活水準、そういうものを前提におきまして、どう
いう分野からこれを徴収しようと考えているの
か、そのいわゆる前提となる考え方を簡単に御聞
かせいただきたいと思ひます。

〔委員長退席、綿貫委員長代理着席〕
○大倉政府委員 簡単に御答へすることはなかな
かむずかしいと思ひますが、私どもの
気持ちとしては、お酒はかなり収入の多い方
でもお飲みにならない方もあり、それからま
た、あまり収入のない方でもお好きな方もいら
っしゃるものですから、どういふところに負担して
いただくかと申せば、それはやはりお酒を飲んで
おられる方に負担していただきたいと申し上げる
ことになると思ひます。ただ、それは申しまして
も、常識的に申せば、お酒をお飲みになる方の中
では、収入の多い方は一般的に言えばわりあい高
いお酒をお飲みになるのではなからうか、収入の

低い方はやはり一般的に言えばわりあい安いお酒
をお飲みになるのではなからうか。その意味で、
税率の組み上げ方としましては、各種類のバラ
ンスの問題が別にごさいますけれども、同じ種類
の中では、高いものは負担が高くなるというよう
な工夫をしながらいまいおっしゃつたような問題に
対処してまいりたい、そう考えております。
○沢田委員 では、従量税と従価税の併用を行つ
ているわけですが、ここに説明に書いてあります
一般的に高い価格と称せられるもの水準はどの
辺に置いているのか、何を物差しにして高い低い
という議論をされる場合の標準にしておられるの
か、それをお聞かせいただきたい。
○大倉政府委員 これは酒の種類ごとにそれぞれ
若干差があることは御承知のとおりでございます。
そこで清酒の特級、清酒は特級だけ従量、従
価両方あるわけでございますが、清酒の特級につ
いて御説明させていただきますと、大体特級の中
でも通常一番多く飲まれていたものは、清酒の場
合には従量税の方に残しておいた方が、メーカー
の実態からいましても現実には適当ではないかと
いう考え方がとられております。その意味で、初
めて従価税を併用いたしましたときには、この従
量税の最高限度というものは、メーカーの税抜き価
格で決まっておりますので非常にわかりにくいわ
けでございますが、標準的なマーゼンなどを使
まして計算いたしますと、大体一升びん一本、一
・ハリッター一本で千八百五十円というところが切
れ目になっておりました。それ以後清酒は、原料
価格の上がりとあるいは途中での負担増加とか
いろいろございまして、現在この切れ目は一本当
たり二千百円というところになっております。
したがいまして、その清酒の特級では、普通に飲
まれております特級は、大ざっぱに申しましては
ほとんどすべてが従量税の適用の酒になっておりま
して、ごく一部の、一本当たり二千百円よりも
かなり高いという特殊の銘柄のものが従価税の対
象になつておるといふ状況でございます。

○沢田委員 大体レクチャアで質問の通告の内容

好品として伸びていく可能性のあるものと思われ
ていますか、それともだんだん減少していくもの
と思われておられますか、どうですか。

○村山国務大臣 普及率で言いますと、かなりい
いところまで来たんじゃないかという感じはして
います。

○沢田委員 ストレス解消というお答えがあり
ましたが、それ以外に酒の効果というものは何
があると思っておられますか。

○村山国務大臣 詳しくは存じませんが、少
量だと体に非常にいいと聞いておられます。

○沢田委員 どの程度までが少量と言われるの
か。

○村山国務大臣 どうも人によってかなり格差が
あるように思っております。

○沢田委員 ここにあります「アルコール中毒」
という本あるいは「健康と労働」という本等から
見てみますと、大体一合五勺、三合飲むと若干過
ぎる、こういうふうな科学的な先生方のお説では
言われているわけなのであります。ですから、い
まのストレス解消ということについて、酒ばかり
ではない、もし大蔵大臣が意思を決めれば、酒ば
かりに依存をしなくとも、たとえばいま日本は働
き過ぎだ、週休二日制を委員会が採択をされまし
たが、これは非常に結構なことだと思つて大いに
歓迎し賛成をするものであります。職場環境を
変えるということ、あるいは人事管理を変えると
いうこと、ある場所では音楽を流しながら仕事を
しているところもあるくらいですね。ですから、
そういう多角的な面で、日本の産業構造の中に
けるストレス解消というものを考えていくことが
必要なんじゃないかというふうに思っています。別
にそれによって酒の消費量を減らそうというね
らがあるわけではないのであります。しかし、
そういう方向から考えるべきであつて、ストレス
のために酒があるのだということではないだろう
というふうに思つておられますか。

○村山国務大臣 もちろん酒だけがストレス解消

【綿貫委員長代理退席、委員長着席】

ではないわけではございません。その他の面におい
ても、余裕を持つ生活というよりなことは大事なこ
とであらう、漸次そういうことができるような情
勢を努力してつくつていくべきであらうという点
は賛成でございます。

○沢田委員 国民生活の中の嗜好品としてとい
うことであります。料理飲食税は、これも飲む人
と飲まない人がいるわけなんです。しかしこれ
は地方税であります。この酒税も、飲む人と飲ま
ない人がいるかもしれないが、その飲む主体の
場所はそれぞれの市町村の地域にある。現在、地
方交付税法では三税ひつくるみでとにかくこれを
措置しているが、酒税はやはり地方交付税の中
から独立して、そして地方にも還元率を高め
て、まあ酒類がどう伸びるか別としても、やはり
自分の町で飲んでもらう、そういうことをある程
度意識づけていくためには、私は将来は地方に移
したらいのじゃないかという気もしいではない
ありませんけれども、せめて五〇％ぐらいは地方団
体の方に酒だけは分離して地方交付税として交付
をしていくという考え方はないのかどうか。とに
かく三二％だけはひつくるみでやるけれども、い
わゆる酒における住民との接着力という意識と
いうものがこれではないのじゃないか。だから、
もっと別な法律なりを考えて、酒だけについては
私は、一応五〇と言つたが、四〇であるかどう
か別問題として、地方自治団体との関係におい
ては住民が飲んだお酒は住民に還元されるのだ、住民
が納めた税金は住民に還元されるのだ、そういう
目的的な性格において配置すべきじゃないか、
こういうふうに思つておられますか。

○村山国務大臣 私はその問題は、中央、地方を
通するところの財源配分というものは行政事務の
配分というものを前提にして考えるべきものであ
つて、酒税というものをその地元の密着性とい
うものから独立税にすべきだと思つておられます。
なかとりにくいんじゃないかと思つておられます。

○沢田委員 もう一回聞きますが、それはあなた
がそう主観的に考えているだけであつて、やはり

一杯飲み屋で飲む人あるいは自宅で飲む人、その
人たちの感覚というものは、それぞれの市町村
に行くとき、たばこはぜひわが市町村で買つてくだ
さいというスローガンが出ている実態を御存じで
しょう。だとすれば、同じ発想は酒にも通するの
じゃないでしょうか。ですから、いま直ちにここ
で、はい、そうですと云つて大蔵大臣が答えられ
る内容のものでないだろうということは私も想像
します。しかし、そういう方向で考えていくと
いう準備をすることは必要なじゃないか、
こういうふうに思つておられますか。

○村山国務大臣 たばこにつきましては、実は地
域性との関係もございまして、地方財源
が非常に苦しいときにいかにしてやるか、まああ
れは専売公社がやっておるわけがございまして、
どこにどれだけ卸したということがはつきりして
いるわけがございまして、その意味で技術的に
も可能だというわけがございまして、私の知つて
いる限り、あの前後の事情は地方財政が非常に困
つておるときに、むしろそつちの方の関係から出
たように思つておるわけがございまして。しかし、
いま沢田委員もおっしゃつておられるわけがござい
ますが、まあ検討はしてみますけれども、いま直
ちに賛成というわけにはなかなかまいりかねるとい
うことではございません。

○沢田委員 自治省おいでになつておりますか
ら、そのことに関連して自治省としては、いま言
つたように、酒税は所得税とかそういうものとは
別にして、酒とたばこ、こういうことではたばこ
や近い親戚関係にある、一つの連動はあるわけ
でありますから、そういう方向で考えていくこと
が正しいのじゃないかというふうに思つておられ
ます。自治省としてはどうお考えになつておられ
るか、お伺いをいたしたい。

○石原(信)政府委員 御承知のように、現在の交
付税制度におきましては、国税の最も基幹的な税
目であります所得税、法人税及び酒税の三二％を
交付税財源にするということに定められておるま

して、特に各リンク税目の性格に着目して率を変
えるということよりも、全体としての財源配分と
いう見地で率が決まっているように理解しており
ます。かつての地方交付税のころにおきまして
は、入場税あるいは遊興飲食税については二分の
一を地方に配付する、所得税、法人税については
十数％の配付率というふうになつておつたわけ
ですが、現在はそれを差を設けていないという制
度になつております。

この問題につきまして、交付税のリンク対象税
目の性格に着目して率を変えるかどうかというこ
とになります。これは交付税制度の基本的な考
え方にも影響してくる問題ではないかと考えてお
ります。

それから、ただいま先生が御指摘になりました
た、各自治体における酒の消費との関連におい
て税源を配分すべきではないかということになりま
すと、交付税財源というよりも、地方の独立税と
して酒の消費に関連した税を設けるべきかどうか
という議論に発展していくのではないかと思いま
す。交付税財源として配分する以上は、リンク率
を変えなくても、各団体の消費とは直接関係なし
に、各団体の財政事情と収入との関連で額が決ま
つてまいりますから、直接的な結びつきはむずか
しくなると思つておられます。

いづれにいたしましても、私どもは現在、地方
財政が非常に不足しております。こうした中で今
後、国、地方を通ずる税制改正の中で交付税制度
のあり方についても考えていかなければならない
と思つておられます。その中で、御指摘のよう
な点も検討の対象になるべきものではないか、このよ
うに考えます。

○沢田委員 時間の関係があるから若干ほかへ飛
びますが、まず大蔵大臣にも一つだけちょっと
お伺いしますが、現在私がちょっと挙げたもの
だけ、酒は、忘年会、花見、歓送迎会、結婚、火
事見舞い、お祭り、葬式、正月、お神酒、この前
出陣中見舞い、新築、建前、日本の古来から続
いているもの、これ以外にもたくさんあるだろう

一杯飲み屋で飲む人あるいは自宅で飲む人、その
人たちの感覚というものは、それぞれの市町村
に行くとき、たばこはぜひわが市町村で買つてくだ
さいというスローガンが出ている実態を御存じで
しょう。だとすれば、同じ発想は酒にも通するの
じゃないでしょうか。ですから、いま直ちにここ
で、はい、そうですと云つて大蔵大臣が答えられ
る内容のものでないだろうということは私も想像
します。しかし、そういう方向で考えていくと
いう準備をすることは必要なじゃないか、
こういうふうに思つておられますか。

○村山国務大臣 たばこにつきましては、実は地
域性との関係もございまして、地方財源
が非常に苦しいときにいかにしてやるか、まああ
れは専売公社がやっておるわけがございまして、
どこにどれだけ卸したということがはつきりして
いるわけがございまして、その意味で技術的に
も可能だというわけがございまして、私の知つて
いる限り、あの前後の事情は地方財政が非常に困
つておるときに、むしろそつちの方の関係から出
たように思つておるわけがございまして。しかし、
いま沢田委員もおっしゃつておられるわけがござい
ますが、まあ検討はしてみますけれども、いま直
ちに賛成というわけにはなかなかまいりかねるとい
うことではございません。

○沢田委員 自治省おいでになつておりますか
ら、そのことに関連して自治省としては、いま言
つたように、酒税は所得税とかそういうものとは
別にして、酒とたばこ、こういうことではたばこ
や近い親戚関係にある、一つの連動はあるわけ
でありますから、そういう方向で考えていくこと
が正しいのじゃないかというふうに思つておられ
ます。自治省としてはどうお考えになつておられ
るか、お伺いをいたしたい。

○石原(信)政府委員 御承知のように、現在の交
付税制度におきましては、国税の最も基幹的な税
目であります所得税、法人税及び酒税の三二％を
交付税財源にするということに定められておるま

と思うのです。そういうところには必ず酒が出るという仕組みになっているわけです。これは御承知でしょうね。

○村山國務大臣 古来の風習に結びつくものはやはり日本酒だなどという感じがしております。

○沢田委員 ですから、その意味で国民的な、いわゆる日本の生活様式の中の一部をなしている。お神酒にまで上げていくわけですから一部分を形成しているという位置づけは間違いないのじやないかと思うのですが、いかがですか。

○村山國務大臣 まさにそういういろいろなお祝いのとき等については酒が用いられておる。それがやはり生活の中に定着していると言え、その限りにおいてはまさしくそうだろうと思うのでございます。

○沢田委員 そこで、今度は警察の方と法務省の方にお伺いするのですが、まず法務省の方に、酒を飲んだ場合の免責判例というものは、どの程度の酒を飲んだ場合に免責になる基準となっているのであろうか。私も若干調べましたが、まずお答えいただきたいと思っております。

○藤永説明員 判例で、酒を飲み過ぎたために責任能力がないと判断された事例もございませんが、その限界につきましても、犯罪を犯したとされております被告人の個人差、飲んだときのいろいろな状況などもございまして、これ以上飲んだ場合には心神喪失として責任無能力になるとか、あるいはこの限度では心神耗弱であるというふうに、数学的には申し上げられないのが通常であらうというふうに考えております。

○沢田委員 いずれにしても、酒を飲んだ上で免責的な判例が出ているという事実はあるわけでありまして、

と、言うならばお巡りさんの個人判断になる。たとえばその人が五合飲んでも別に異常が出てこないという場合であっても、風船をふくらませられればそれは酒気帯びである、あるいはちよこ一杯であっても、それが非常に個人の差があつて、出てくる。それは何ら異常が出てこないものであつても、それらはどういう判断で酒気帯びと称し、どういふ判断で酩酊なり泥酔なりという判断をされるのか、もう少しその基準を明らかにされるべきだと思つておるのですが、いかがですか。

○広谷説明員 お答えいたします。酒気帯びということ、道交法の施行令に定められておるわけでございますけれども、血液一ミリリットルにつき〇・五ミリグラム以上、あるいは呼吸一リットルにつき〇・二五ミリグラム以上のアルコールを身体に保有しておる状況を酒気帯びと言つておりました、これが処罰の対象になるわけでございます。

それから、酒酔いと申しますのは、アルコールの影響によりまして正常な運転をすることができないおそれのある状態をいうわけでございますが、これはもちろん検知管等によりまして呼吸中のアルコール濃度の判定もいたしまして呼気中、それに加えて、運転をしておる状況といひますか、たとえば正常に運転ができる状況であるかどうかということ、たとえば言語、態度あるいはちゃんと直立をしておることができかどうか、あるいは真つすぐに相当の距離歩くことができるかどうかというふうなものを判断いたしました。まして、正常に運転ができるかどうかということ、これを判定することについては、その判定の基準となるべき事項につきましても、各警察官が個々の基準で判定をするということに、それぞれその基準をもちまして判定ができるようにいたしておりますので、具体的な場合に当たりまして、非常に差のある判定が出てくることはないというふうに考えております。

○沢田委員 いまあなたがおっしゃったけれども、この「アルコール中毒」という本で私は勉強

した。二十から五十までは味覚と嗅覚に支障が出てくる。それから五十一から百までは視覚、それから体の動揺を起こす。百から二百になると歩行障害、記憶が薄れ、怒り叫んだりする。それから二百から三百になると吐き気が出てくる。こういうふうな、いろいろな学者の本を調べてみても、百五十以上を酩酊と称する。病的な酩酊というものは、これはまた別の問題としてある。

いま言われている〇・二五の酒気という程度は、確かに個人差もあるのですし、学者さんの言われているのとあなたの言われていることも違つておる。しかもまた、お巡りさんの見る目によつて、おまえ、お前は大丈夫かと言つたつて、これはわかかりやしないでしょうか。相手がおいがかからぬのかかからないのか、何か持つてこなければならぬ。味は大丈夫かと言つたつて、それはわからぬ。それは五十です、線が、ですから、そうなるつてくると、〇・二五という線は何で判断をするのか。これはきわめて微妙なものだと思つておる。

私は特にここで公務員の場合を例に挙げるのですが、この場合に、私は正当だ、何ら支障は生じませんと言つてみても、私は平素五合飲んでおるのだからこの程度では微動だにしないのだと言つても、争うことができない。争えば、あるいは禁錮以上の刑に処せられて執行猶予がつけば退職金は棒に振つてしまわなくてはならない。あるいは解職、失職で棒に振つてしまわなくてはならない。公務員の場合を例に挙げれば、そういうことになるから、正当な主張ができないというハンデイキャップをあなたの方で思つておられますか、総理府もひとつお答えいただきたい。

○広谷説明員 私の方の御説明が少し長かつたかと思つておるけれども、酒気帯び運転と酩酊運転というものは刑罰がはつきり分かれておるわけでございます。

酒気帯び運転につきましては、これは数値ではつきりしておりました、呼吸一リットルにつき〇・二五ミリグラム以上でございますと、これは本

人の酔い方が酩酊であらうとほろ酔いの状態であらうとそれには関係なく、数値によりまして処罰される、こういうことになっておるわけでございます。

酩酊運転につきましては、数値に関係なく、アルコールの影響によつて正常な運転ができないかどうかということが判断のポイントになるわけでございます。

○橋本説明員 御質問の趣旨、私こういふように解釈してお答えしてよろしゅうございませうか。警察が飲酒運転の取り締まりをやるといふことと、酒気帯び運転の取り締まりをやるといふこととでございませうけれども、総理府としては、取り締まりだけじゃなくて、そのほかに飲酒運転の防止をどういふふうにして……

○沢田委員 違う。次へ行きます。いいです。総理府は國家公務員並びにその他の退職金を所管している省でございませう。ですから、退職金を所管している省として、退職金が出るか出ないかという場合に、自分の権利を主張するといふことができない状況にこれでおかれやしないか。お巡りさんの方には、〇・二五でとにかく切符を切られて、争はばこれは起訴というかつこうになつてくる。争わないで黙つておるから、涙をのみのみを、それとにかく依願免でやめる。そういう関連性についてあなたの方はどう解釈しているかということをお聞きしたいと思つておるわけですから、よく考えた上で後で答えてください。

続いて、この次の条項には、酒気を帯びて運転してはならない、その「おそれがある者」に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。この法律では規定してあるものであります。この罰則はないのであります。まず調査をつくらんとおき、必ず飲んだ先を調べてみるのだからと思つておるが、警察はこの飲酒運転の身、その飲ませた側の場所をどういふふう調査をしてどういふふう統計的になつておるか、お答えいただきたい。

○広谷説明員 お答えいたします。酔っぱらい運転あるいは酒気帯び運転をいたし

ましたときには、もちろん飲んだ先につきましても十分捜査をするわけでございます。ただ先生御指摘のように、ただ酒を勧めた、売ったというだけで直ちに処罰する規定はございませんけれども、その勧め方あるいは飲ませ方というものが教唆あるいは補助に当たるといふような場合には当然、本犯と同様の処罰が加えられるようなやり方をいたしております。

○沢田委員 言葉に注意してください。補助とか何とか、法律は書いてないですよ。酒類を提供し、飲酒を勧めたはならないと書いてあるのだから、補助とは完全に違いますからね。その辺は間違わないでいただきたいと思う。

それで、罰則がないが、しかしいろいろある。いろいろあるのだが、それを適用しようとして、だからその数字を挙げてくれということをやまず先に言ったわけです。どういふところで飲んだ人が大ぜいいるのだ、どういふところで飲まれたのか、あるいはどういふところで飲んだのか、ドライブインで飲んだのか、レストランで飲んだのか、あるいは結婚式で飲んだのか、その飲んだ先が皆わかるのでしょうか。その統計は全然ないのですか。

○広谷説明員 飲んだ場所につきましての統計は、警察庁でちよつとっておりますので、承知をいたしております。

○沢田委員 じゃ法律を守るといふ警察が守つてないといふことじゃないですか。そのおそれがある者に、酒類を提供し、飲酒を勧めたはならないといふ法律事項がある以上、それをちゃんと守つていくといふことがたてまえで、罰則があるかないかは別問題として、一応それを確実に把握するといふことは大切な要件じゃないのですか。この点は後でお答えいただきます。

しかし、その場所が決まれば、風俗営業等取締法によれば、法令に違反した者は行政処分をすることができると第四条に書いてありますね。それから環境衛生法に基づけば、これは飲食店が入ります、飲食店の場合は、それぞれまた行政処分

をすることができるといふことになっていきますね。どうしてそういう運動を考へないのですか。もしその法律がないと仮定するならば、今度は自転車からも切符を切るというのですが、この点の法律的な根拠もあわせてお答えをいただきたいと思ひます。

○広谷説明員 お答えをいたします。もちろん処罰をいたしません場合には、教唆、補助といふことにならないと処罰はできないということでございますが、御指摘のように、酒を飲んで運転をすることが大変問題があるわけでございます、したがつて、それに勧めるといふ行為は大変危険な行為を勧めるといふことになり、したがつて、処罰はしないけれども、そういうふうな勧め方をしない、あるいは売り方をしないといふことにつきましては、警察としてはあらゆる機会を通じて十分PRなり指導をいたしておるつもりでございます。また、そういうふうなものが出てまいりました場合には、私、所管でございますので正確にはお答えできないかと思ひますけれども、当然風俗営業の行政処分の対象にもなるかといふふうな考へております。

○沢田委員 その関係係る来ているはずでありますから、そういう連動については、いままでどういふ連絡に当たつていたのか、それからどういふ方法でやつていたのか。現行法規の中でできることが以上なんで、ただ自宅で飲んだ場合についてはなかなか、これはいま法律がないのです。そこで法務省、呼んであるのでありますが、法務省としては、こういうおそれがある者に、酒類を提供し、飲酒を勧めたはならないといふ精神条文だけでいいのだから、警察だけが待たないで、結婚式からお花見から——お花見には、大蔵省は特別、酒の提供の免許を与えてあるのじゃないですか。それから、あるいは観覧とかいろいろなものがあるときには、大蔵省でわざわざ免許を与えているのです。そしてお花見酒のところの取り締まりは今度は警察がやつて、そして飲ま

した方の側の責任は何ら問われなくて、何だかわけがわからなくなつていつてしまふ。こういう整合性のない税金といふのはないのじゃないですか。その辺、これは大蔵大臣が答へるかだけれど答へるかわからぬけれども、もう少し整合性のある答弁をしてください。

○藤永説明員 道路交通法につきましては、法務省の所管でございますが、現行の六十五條二項、沢田委員御指摘のとおり、訓示規定でございます。

訓示規定としてなせ罰則を設けなかつたかなどについては、私も存じませんが、ただ、道路交通法であるとか風俗営業等取締法あるいは未成年者飲酒禁止法などの特別法ではないに、一般に刑法法規として酒を飲ませる側を処罰するといふことにつきましては、酔っぱらい天国と言われるような好ましくない状態そのものは是正すべきであるといふ点につきましては、私も沢田委員と意見を異にするものではないと思ひますが、ただ、麻薬とか覚せい剤のように、それを使用することあるいは所持、譲渡をも禁止するといふような法藥物と異なりまして、多くの人々から愛されてる嗜好品としての酒については、これを意に反して相手方に飲ませますと強要罪なり暴行、あるいは場合によつて傷害罪になります、相手の方が飲みたい、その意に沿つて飲ませること自体を一般的に刑罰法規で禁止するといふことは、悪名高いアメリカにおきまます禁酒法の再現にもなること、私どもとしては、一般刑罰法規で意に沿つた場合にも酒を飲ませること自体に罰則を加えることは、刑罰法規の謙抑性から申し上げても相当でないといふふうな考へております。

○沢田委員 私は、そこまで言つてはいるわけじゃないのです。整合性をどうとるかといふことを言つてはいる。大蔵省ではお花見のときにわざわざ免許を与えて、お花見のときに酒を売つてはいるのですよ。いま現在お花見は大体自動車で来る人が多いでしょ、現実問題として、そういう状況の中で果たしてそれが整合性があるのかといふことを

言いたかつたわけでありまして、いまのような答弁じゃもう話にならぬのですよ。これは法務省も、所管する警察の方も、その辺は整合性がないと私は思ふのです。これは意見になりますから、あと時間がないから次に進みます。

次に、その次の条文には、過労、それから病

気、それから薬物、その影響によつて正常な運転ができない場合は、道交法では禁止をしてはいるわけですね。じゃ過労とはどこでだれが判断するのか、それから病気がどこでだれが判断するのか、それは道交法だから警察なんだから、たとえば薬物といふのは、かぜ薬を飲む、かぜ薬を飲めば眠くなる、そういう影響が出てくることは当然の帰結でしょう。それをどこでだれが判定するのですか、この条項で。

○広谷説明員 これは特にこういう場合に違反になる、こういう場合に違反にならないといふことを一律に基準として定めることはできないわけでございます。まして、個々具体的な場合に依りまして、正常な運転ができないおそれがあるかないかといふことを突き詰めて捜査をいたしました上で、判断をいたすことになるわけでございます。

○沢田委員 これも実態論ですね。そうすると、酒気帯びも同じような実態論でいかなければ不正じやないかといふことなんです。そういうことでいくならば、たとえばかぜ薬を飲んだだけでも、睡眠薬が入つていますから眠気が出てくるわけです。あるいはかぜひいてる人に運転をさせたならば、これは企業側の責任なんです。どうなんですか、これは労働者からもひとつ、それで呼んであるのですからお聞きをしたいと思います。道交法にある、過労のときに運転をさせてはならない、病気のときに運転をさせてはならない、薬を飲んだときに運転をさせてはならない、これは、労働者としてはどういふ通達を出して、どういふ監督をしているのか、警察ではこれについてどういふ通達を出して、どういふ処理をしているのか、お答えをいただきたい。

○広谷説明員 過労あるいは薬物の影響によりまして正常な運転ができないおそれがあるとして検査いたしました者が、昭和五十二年中には千七百三十三件ございます。また、そういうふうな状態にあるにもかかわらず下命容認をして、雇用者が自分のところの運転手に命じ運転をさせたというふうな形を檢舉した者が、五十二年中に二十九件ございます。それども、われわれといたしましては、そういうふうな状態にある者を檢舉していくというところで使命が達せられるものというふうにご考慮しております。

○沢田委員 視角が違ひまして、これも全然答へにもなっていないのでありますが、答へは後でまとめて、私の質問時間で進めていきます。

次に、若干酒に戻りますが、大蔵大臣、結局酒はいい面もある。いい面もあって、確かに日本の生活様式の中に溶け込んでいる実態にもなっている。そして、日常生活の中で、酒もある程度欠くことのできない条件というものを担ってきている。しかし一方、道交法の中でいくと、いま言ったように、酒は悪なり、そういうふうな形で律しているわけでは。

たとえばいま警察の方でも、なお私は後でお答えさせていただきますが、「飲んだら乗るな」、こういう標語がある。では、乗らないで車を置いておく場所があるかというのです、東京で夜中まで。皆十一時で閉鎖でしょう。置いていっちゃうのだから、これは駐車違反なんだ。そういう形が果たして生活様式の中でルールとしてつくられるかどうか。それを総理府としては、私はお呼びをしようもの、道交法がありこういうものがあるならば、総理府は行事に対して、お花見に対してどういう指導性を持たせるのか、あるいはこういうところまで酒を持ってきて飲んではいけないというためにはどういう指導性を発揮するのか。これを総合調整するのが総理府でしょうから、そこで総理府は、どういふふうにご総合調整をし、整合性をとろうとしているのか、その点、総理府からお答を

いただきたいのです。時間が大分過ぎてきたようですから、私はその次に、今度は酒の方の問題で、一つの投書が来ておりますから、その投書から私の方から若干質問をしておきたいと思ひます。

酒の方で卸業者は保全担保をとられる。保全担保をとられて、安売りとしようということでもやれば、直ちに取戻つておられる事実が出てきています。この点についてどうなのかということが一つです。

それから、現在清酒業者は卸売業者に対して、生産者価格に対して二本づきあるいは三本づき、四本づき、こういう事実が出ています。卸売については一割引き、七本について大体一本の景品づき、ここまでで一応終わりますけれども、そういう事実があるんだというふうにご言われるかどうか。

○矢島政府委員 先生御質問の酒税の保全担保の問題でございますが、酒税保全担保につきましては、滞納となるおそれがある場合、あるいは酒税の確保が危ぶまれるといったような場合に徴せられておられますが、五十年以降につきましては、納付酒税額が非常に少額な場合については保全担保を徴しないという運用もしております。こういうようなことで、現在徴しておりますのは、全製造業者三千九百四十六社のうち三百四十一社、全体の八・六%ということになっております。それから、先生御質問の卸売業者については取られた事例はございません。

それから、景品づきの販売ということでございますが、これは不当景品類及び不当表示防止法という法律がございまして、これに基づきまして制限告示の範囲内において実施されております。いろいろ細かいことは省略させていただきますが、清酒それから蒸留酒メトカー、全酒類の卸売業者につきましては、さらに景表法の第十條の規定に基づきまして公正競争規約を締結してあります。これに基づきまして現品は景品として取り扱ってございまして、つまり、いま先生のおっしゃ

たような現品づき販売というのは、一応景表法の面では禁止されておるといふ実情になっておるわけでありまして。ただし、公正取引委員会の景品類の指定告示、それから公正競争規約では、正常な商習慣に照らしまして値引きと認められるものについては景品類から除外されるということになっておるわけで、こういう点が恐らく値引きとして処理されている問題があるのではないかと思ひます。

現在業界においてもこういう問題につきまして、値引きをどういふふうにするかということについては対策を検討しておるようでございます。国税庁といたしましては、こういうことをやりますと非常に過当競争を誘発する、それで、企業の本質を弱めるばかりでなく、消費者に還元されないということになりますので、物価対策の面から好ましくないというふうなこともございまして、機会あるごとに業界に對しましては、現品づきの販売は自粛してほしいということをご指導しておるわけでございます。

○沢田委員 要するにいかげんである、こういうことですね。それはそれでいいです。次に、消費者に對する直売、それから安売りに對する大蔵省としての実施の方法、扱ひ方、いろいろとあるようでありまして、そういうことで今日までの事例で、取り締まりをやったり、立ち入り調査をやったり、いやがらせをやったり、こういうことが行われていようでありまして、けれども、その点についてはどうお考えになつておられますか。

○矢島政府委員 お答えいたします。直売につきましては、最近販売競争が非常に激化してございまして、いろいろ流通形態がございまして、一部には、流通段階をカットいたしまして消費者に直売するということによって、流通マージンを消費者に還元した形の低価格を実現する、あるいはある程度の利益を確保するというような形によりまして直売が行われておるといふことは事実でございます。こういうような消費者直売と

普通申しますのは、相当前から行われておるわけで、業界内にはかなり定着しておるわけでございます。流通業界としては、こういうような点からいって必ずしも歓迎しないというふうな向きもあるわけでございますが、私どもといたしましては、消費者直売というものは特に問題があるというふうには考えておらないわけでございます。いわば当庁といたしましては、消費者直売というものは一つの販売形態だということで考えておるわけでございます。特別な指導はしておらないわけでございます。

それから、安売りの問題でございますが、これは毎々申し上げますが、お酒は自由価格でございます。したがって、幾らで売られてもいいということではございませぬけれども、やはりお酒というものが流通段階を通じて、結局酒税として還元されてくるという問題がございまして、一方で、そういう酒税の保全という問題が非常に大事でございます。一方では、国民生活の安定という点から言へば、できるだけ安い、安定したものが供給されるということが必要であるかと思つておるわけでございます。こういう両方の面の要請にこたへるために、合理的かつ妥当な価格を設定してほしいということでも私どもは指導しておるわけでございます。

具体的には、不特定の業者の方に対しては、あくまでも合理的な販売価格をとってほしい、妥当な価格を決めてほしいということとを会談の都度一般的に指導しております。また特に、原価を割るような非常に安い価格、不適當と認められるような価格で売つておるものにつきましては、個別的な指導もあわせて行つておるわけでございます。

○沢田委員 とにかくそういう消費者直結という場合については、別にいやがらせとかそういうこととはやらない。それから安売りの場合については、原価を割るような場合以外には取り締まりの強化、立ち入り調査、いやがらせ等はやらない、こういうふうにご理解してよろしゅうございませぬか。

○矢島政府委員 ケース・バイ・ケースであると思ひますが、極端なものでない限りは私もはそ

○沢田委員 次に、販売の適正化ということにつ

それからは、競技場内における酒類の販売、競技

○矢島政府委員 自動販売機の免許の問題でござ

ただ、小売業者の方が機械を置かれる場合につ

○矢島政府委員 いま御質問のございました期限

○村山国務大臣 酒は嗜好品であり、致酔飲料で

○林説明員 飲食店における酒類の便乗値上げの

り場合につきまして、必要最小限度、それからみ

○沢田委員 大体時間が来たようですが、とにかく

それから、いま言われた必要最小限というの

さつきも言ったように、酒が流通段階を経なが

○矢島政府委員 いま御質問のございました期限

それから、企業間格差の問題でございませうが、

わば寡占企業がございませうし、小さい方は清酒業

○村山国務大臣 酒は嗜好品であり、致酔飲料で

あろうと思つてございませう。したがって、道交

私たちが実際見ておりますと、一般的に言つて、

それから、特に自動車関係でいいますと、私た

○広谷説明員 自転車の問題と、駐車違反の助長

自転車の取り締まりにつきましては、違反を全

それから、駐車違反を助長するのではないかと

それからもう一つ、飲んだら家族の人なりなん

○林説明員 飲食店における酒類の便乗値上げの

問題でございますけれども、諸物価の高騰傾向に便乗して値上げをするのは、やはり好ましくないというところでございまして、私もといたしましては、従来からさようなことのないように環境衛生の同業組合を通じて指導をいたしておるところでございます。また、都道府県に対しまして、このような問題についての指導に努めておるところでございます。今後ともこの趣旨を徹底してまいりたいと考えております。

○大村委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○大村委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。野田君。

○野田(毅)委員 私は、ただいま議題となりました酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党を代表して、賛成の意見を表明するものであります。

初めに、酒税法の改正について申し上げます。わが国の財政は、今年度予算において見られますように、その歳入の三割以上を公債に依存しているという異常な状態にあります。今年度におきまして歳入年度区分の変更を考慮しますと、公債依存度は実質三七％に及ぶこととなり、公債依存度の大量の公債、特に特例公債への依存から脱却して財政の健全化を図ることは現下の急務であります。

他面また、わが国の経済は、激動する国際環境の真つただ中であつて速やかな景気の回復を達成すべく迫られているわけであり、かかる事態のもとで財政体質の改善を図らうとする場合、所得税や法人税に負担を増大を求めると、通常消費税の増徴を図ることに問題があるとすれば、致酔飲料という特殊な嗜好品に若干の負担の増加を求めることはまことにやむを得ないところ

であり、また、許されることではないかと考える次第であります。石油危機以後わが国と同じように財政難に直面する西欧諸国においても、景気情勢に配慮しつつ財政収入の増大を図るために酒税の引き上げが行われている例は少なからず見受けられるところであります。

ただ、酒税については、昭和五十年に引き上げが行われているところであり、また、特殊な嗜好品に対する課税とはいえず、消費や景気に対する影響については十二分に配慮すべきことは当然であります。このような観点から見ると、負担の引き上げ幅を二四％程度とすることは妥当なところであると考えられます。また、食糧会計の枠内に置かれていた米を主要原料とする清酒について負担引き上げ幅を低く抑え、さらには、清酒二級酒や合成清酒等のいわゆる大衆酒について据置きとしておくこともうなずけるところであります。

また、今回の引き上げによる消費者物価への影響は〇・一％程度と予想されているところであり、負担引き上げ分が消費者に転嫁されるべきことは消費税としての性格からやむを得ないところであり、酒類業者の立場からすれば適確な転嫁が確保されねばならないところであり、他面、税率改正に便乗した値上げは厳に慎むべきことと思われ、これらの点について、当局の適切な指導が期待されるところであります。

次に、清酒製造業の安定に関する特別措置法の改正であります。清酒業界においては、五カ年間にわたる第三次近代化促進計画が昭和五十二年四月から発足しているところであります。これを側面からバックアップするために、今回の酒税法を改正し、転売業者への給付金の給付を再開するとともに、近造組合中央会が広く清酒製造業の経営の改善、近代化のための事業を行うことのできるよう措置することは、まことに時宜を得たものと言わざるを得ません。この措置に即応して、昭和五十三年予算においては、中央会の信用保証基金に対して五億円の増資増加が行われて

いるところであり、今後清酒業界の構造改善事業の進展に伴い財政措置に遺憾なきを期せられるよう、この際関係当局に重ねて強く要望するものであります。

以上、私は、本法案について賛意を表明して討論を終わります。(拍手)

○大村委員長 佐藤観樹君。

○佐藤(観)委員 私は、日本社会党を代表して、酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、酒税の増税に反対の立場から、以下、若干の意見を申し述べたいと思ひます。

政府の説明によれば、現在の厳しい財政事情のもとで、その健全化を図りつつ、同時に、景気対策をあわせて実施していくためには、この経済運営の方向にも配慮しながら、選択的に増税を図る一環であり、やむを得ないところであるということであり、

もちろんいま、わが国の財政が大量の公債を抱え、非常に苦しい状況にあることも、また、目下の経済運営の最優先課題が、速やかな景気の回復による雇用の安定と増大にあることも、責任論は別として、その現状認識に関する限りでは、私もあえて異論を唱えるつもりはありません。

しかし、それに対処する税制措置の一環として、このような大衆課税を強化する以外に道はないか、また、それが果たして景気対策に背馳しない措置として妥当であるかどうか、いささか方向音痴の選択と言わざるを得ません。

酒税については、去る五十一年一月、二二％強の大幅増税が行われたばかりであります。その結果現在、清酒特級で三三・一％、ビールで四二・一％、ウイスキー特級で四五・五％という非常に高率な負担割合となっており、これがさらに今回の増税によって、清酒特級は三六・七％、ビールは四七・四％、ウイスキー特級に至っては五〇・九％と、実に五割を超える負担となるのであります。

○大村委員長 宮地正介君。

酒類は一般国民にとつては、勤労の疲れをいやし、明日への糧を生み出す生活上不可欠の物資となつております。仮に一步譲つて、酒類が一種の嗜好品であるとしても、すでに宝石や貴金属製品等のぜいたく品課税である物品税よりも高く、間接税中最高の負担となつて酒税については、これ以上の負担を求めねばならない理由はどこにありましようか。

酒税収入の推移を見ても、五十一年、一兆六千億、五十二年、一兆一千八百億と、いずれも一〇％強の着実な伸びを示しております。景気政策の名目のもとに、財政構造の改革を放置したまま、いたずらに規模の拡大に走り、大企業や高額所得者に対しては、各種の租税特別措置の温存を初め、効果の疑わしい投資減税の創設や土地重課制度の緩和など、きわめて甘い手を差し伸べておきながら、一方で幾ら財政危機を叫んでも、一般国民には全くうつつな響きしか持ちません。

国民はいま、戦後最長の不況の中で、かつてない切り詰めた生活を余儀なくされております。景気回復の面からも税制上ますます必要なことは、中小所得者を中心とした負担の軽減により、この冷え切つた個人消費を回復させ、内需の拡大を図ることであり、円相場が二百二十円台を割り込み、不況の深刻化がますます懸念される中で、政府・自民党にさえずり、予算の早期補正論や大幅減税実施論が浮かんできています。

逆進的な負担をもたらす、消費抑制に強く働く酒税の増税は、この際、検討し直すべきであります。

間接税の中にも、高級品、奢侈品の消費等には、逆進性を調整する意味で、課税を強化する余地もありません。不公平税制は正を主軸とした税制改革も小手先の操作に終わつております。税制全般にわたる徹底的な見直しを怠つたまま、国民大衆に増税を押しつける政府に対し、深い反省を求め、反対の討論をいたします。(拍手)

○大村委員長 宮地正介君。

○宮地委員 私は公明党・国民会議を代表して、

ただいま議題となりました酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。

反対する理由の第一は、酒税の引き上げが当面する最大の政治課題である景気浮揚策に逆行することであり、

現在わが国は、内外の経済情勢から見まして、内需の拡大を緊急に行うことが必要とされているのであります。政府もその重要性については、五十三年度予算の編成方針の中心をそこに置いていることからも明白であります。

しかし政府は、内需拡大の具体的な対策について、所得減税を見送り、相変わらず公共事業偏重の手法に固執しております。その上に、大衆嗜好品であり、生活必需品とまで言われている酒税の引き上げを行うことは、国民生活を圧迫するだけでなく、税負担の増加というダブルパンチを国民に与えることになり、ひいては内需拡大に大きな妨げとなることが明らかであります。

同時に、決定打を欠く内需拡大策が、今日の急激な円高現象を引き起こした主要因の一つであると言つても過言ではないのであります。

このように、酒税の引き上げは、単に大衆課税の強化という問題にとどまらず、政府の経済政策が一貫性を欠く不備なものであり、目的とする不況克服のネックとさえなる危険性を持つものであり、容認するわけにはいきません。

第二は、不公平税制の是正を糊塗的な措置で事足れりとし、大衆増税を優先させていることでもあります。

政府は、財政難を理由に酒税の引き上げを行おうとしておりますが、真に財政再建を図るために税制改正を行うならば、最優先すべきは不公平税制の是正のほうであります。

しかし、五十三年度税制改正において、是正された不公平税制は、有価証券取引税の引き上げ、企業関係の租税特別措置の整理合理化も一部のみであり、その増収額も初年度でわずか三百四十億円にすぎません。比べて、酒税の引き上げによる

増収額は一千七百七十億円にもなり、明らかに不公平税制を是正することよりも大衆課税の強化が優先されていると言われなければなりません。

政府は、われわれの再三の要求にもかかわらず、いまだに不公平税制の是正など財政再建の方途を明確にしないまま、なし崩し的に大衆増税を図っておりますが、これは国民生活に犠牲のみを強要するものであり、反対せざるを得ないのであります。

第三は、酒税の引き上げが、ようやく落ちつきを見せ始めている消費者物価を再び高騰させる導火線になりかねないことでもあります。

現在、消費者物価が落ちついているとはいえず、これは政府の物価安定の努力によるものではなく、長期の不況と円高などによるものであります。したがって、国民生活は依然として不況のしわ寄せによる被害を受けているのであります。しかも一方では、大量の国債発行、円高現象などインフレ要因が山積し、予断を許さない状況にあります。

こうした状況下において、政府が率先して酒税の引き上げを行い、消費者物価の値上げを行うことは、まさにインフレという火に油を注ぐ危険性を持つものであります。

さらに、現今のわが国経済が不況からいまだに脱出できないことから、再び不況とインフレの渦中に国民を巻き込むだけでなく、国民生活に多大な圧迫を与えるおそれが十分に考えられることなどを考えあわせるとき、これを認めることはできないのであります。

以上をもちまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○大村委員長 永末英一君。

○永末委員 私は、ただいま上程をされております酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対し、民社党を代表して反対の討論を行います。

清酒製造業の安定に関する特別措置の部分につきましては、是とすべき点もござりますが、最近

の財政事情にかんがみて酒税を増税しようというこの法案につきましては、反対をいたさなければならぬと考えます。

もともと酒類は、国民の嗜好飲料でございます。したがって、この嗜好飲料に税金をかけるというのは慎重に考えなければならぬ問題でございますが、これを致酔飲料として税金をかけるのが当然だとするかのごとく発想法、そしてこれを財政物資の観点からのみ扱おうとする考え方ににつきましては、私も反省をすべき段階に立ち至つておると考えます。

酒は国民の生活飲料でございます。たとえは外国におきましても、フランスにおけるブドウ酒、ドイツにおきましてもビールのごとき、国民酒としてそれらの国民の生活の中に溶け込んでおる酒類につきましては、きわめて税金が安い、あるいは皆無であります。したがって、そういう角度からわが国の清酒に関する税金につきましても、歴史的にいろいろの歴史的経緯はござりますが、歴史の指し示すところ、そういう外国の事例をも勘案しつつ、その方向だけは見失わないようにすべきであらうかと考えます。

もともと酒税は消費税であります。したがって、消費税といつても、応能負担とは申しませんが、その自分が支払うべき価格、これがその支払う価格に応じて国に対する税金部分を負担しようという身構えで消費税に對しておると私は考えます。したがって、応能負担というのは、品質の上下によつて能を決めるのではなく、その支払う能力に応じて決まるものだと思います。品質の上下が価格の上下を来し、そしてそれがひいては負担の上下を来すものだと思います。

この意味合いでは、酒類行政の基本としては、国民に良質の酒を製造する環境を与え、そして消費者にもっとよい、楽しい環境を与えるということの本義にしながら、そういうプロセスの中で税金をいただく、こういう考え方に発想の転換をすべきだと思つております。

清酒課税につきましては、級別課税が行われておりますが、もともとこの級別課税なるものは、主食が不足であり、経済の姿が公定価格でもつてこの清酒価格を決めておつた時代の遺産でございます。いまや主食は過剰となり、そしてまた価格も自由価格になつておる現在、なおこの級別課税を持続しなければならぬ基本的な理由はないと私は考えます。したがって、清酒課税につきましても、級別審査を存続することをだんだんと縮小する、あるいは廃止する方向に視点を定めつつ、従量税を變化された従価税という評価もござりますが、従価税の方向でこの問題を処理すべきであると考えますが、残念ながら今回の改正にはその方向が明示されておられません。

また、ウイスキーにおきましても、消費税であるという本義に立つならば、消費者が支払う価格に重点を置き、そして、その価格と税額部分との比率というものが公平に行われるように具体的に措置すべきが、このウイスキー課税につきましてもとるべき方向だと考えます。

もともとウイスキー課税につきましては、国産品と輸入品との課税方式が、出発点が変わつておりましたために、なかなかもつていまいちのような方向づけが困難なようでございます。しかしながら、消費税といつても、観点を置きますならば、小売価格の一定率が公平に酒税として国民の負担にかつたという方向に整理をすべきものだと私は考えます。

今回の改正は、関税等の引き下げが国際的にいろいろな条件によつて実施されている現状でございますけれども、いまのような方向での配慮というものが不足であると思つております。

こういう観点から、景気回復は内需を促進しなければならぬといふのはいまや世論であります。ところが、その内需を促進するためには、何よりも国民に消費意欲を沸かしたさねばなりません。しかし、いま酒税の引き上げによりまして酒類価格の値上げを起させしめる、しかもそれが嗜好飲料だといふこととござりますれば、一体国民の

消費意欲がこれで向上するでありましょうか。国民の消費意欲に冷や水をぶっかける効果を来す、すなわち、これは景気回復の道に至らない、不況が存続するという結果になるのでございまして、この意味合いで民社党はこの法案に反対をいたします。(拍手)

○大村委員長 荒木宏君。

○荒木委員 私は、日本共産党・革新共同を代表いたしました。ただいま議題となりました酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、一括して反対の討論を行います。

まず、本法律案が安易な大衆課税であり、長引く不況下で国民生活をさらに圧迫する点であります。

政府の提案理由説明によれば、財政の健全化を図るため、できる限りの増収措置を講ずることとし、その一環として酒税に税負担の増加を求めるものとしております。

しかし、財政の健全化は、大企業、大資産家優遇税制の改廃、不公正税制の是正、憲法違反の防衛費、不急不要経費の削減等によりなされるべきものであり、大衆消費物資である酒税引き上げによることは、それが容易に消費者に転嫁され、国民生活を圧迫するものとして賛成することはできないのであります。

次に、本法案は、中小清酒製造業者の経営困難をさらに増加する点であります。

清酒は、ビール、ウイスキーに比べて、原料価格の面で競争上不利な条件を持っており、それが価格に反映し、販売価格面でも清酒は劣位に置かれ、そのため清酒のシェアは他の酒類に比して低下し続けており、いまや中小清酒業界では、税引前利益五十万円未満の企業が五一・三%、欠損企業が二八・八%に増加し、清酒の財政物資としての地位も低下しているのであります。

さらに、清酒業界の内部においても、大手業者の市場支配が進み、一九七五年度には、上位二十社の大手業者が清酒の全販売量の四五%を占め、

中小業者は自家醸造酒の三五%をおけ売りしなればならなくなっているのがあります。本改正案は、かかる中小清酒業者に対し、さらに経営困難を加重するものであります。

しかも、酒税全体として見るとき、本改正案の結果、清酒特級が一七・五一%の増税率に比し、サントリーオールド一六・二四%、ロバートブランド一・一八%など清酒より低率となっており、種類間の調整を求めた税調答申にすら沿わないものとなっているのであります。

わが党は、それぞれの地方で長い伝統と精練された技術によってつくられて地酒の特色を守る中小清酒製造業者と酒販業者の経営を守る政策を要求してまいりました。フランスやイギリスでは、民族の酒の純粋性と伝統技術を守り、豊富な地方色ある酒をつくることを政策目標とし、西独では、小規模ビール製造業者を保護するなど、特色のある酒税行政を行っていますが、わが国では、アルコール増産を認め、洋酒、ビールを初め、大手業者の市場支配と味の画一化を進めてまいりました。これは、酒税増収のために酒類全般の売れ行きを伸ばすことだけを考え、大手業者の支配と中小製造業者、小売業者の経営困難を促進してきた酒税行政に由来しており、本改正案はさらにそれを進めるものとして反対する次第であります。

わが党は、一九七七年五月、中小清酒製造業の安定と振興を図る政策を発表していることを指摘いたしました。反対の討論といたします。(拍手)

○大村委員長 これにて討論は終局いたしました。

○大村委員長 これより採決に入ります。酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○大村委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お語りいたします。ただいま議決いたしました法律案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大村委員長 次に、各種手数料等の改定に関する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。村山大蔵大臣。

各種手数料等の改定に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○村山国務大臣 ただいま議題となりました各種手数料等の改定に関する法律案につきまして、その提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

各種の行政事務に係る登録手数料、許可手数料、特許料等のうち、その手数料等の金額または金額の限度額が法律で定められているものにつきましては、経済情勢の変化等にもかかわらず長らく据え置かれていたこと等により、当該事務に要する経費の増高等の観点から見ると、費用負担が著しく低くなっているものがあり、また、これまで適宜に改定が行われていない手数料等の金額と比べ不均衡を生じているものもあります。

このような実情にかんがみ、今後、昭和五十三年度予算の編成に当たって、行政コスト等を勘案

して統一的な観点から各種手数料等の金額について法律に規定されているものも含め、全般的な見直しを行い、費用負担の適正化を図ることとした次第であります。

この法律案の内容は、不動産の鑑定評価に関する法律等三十七法律に規定されており、各種手数料等の金額または金額の限度額につきまして、行政コスト等を勘案して、おののの所要の引き上げを行おうとするものであります。

なお、この法律案に基づく各種手数料等の改定は昭和五十三年五月一日から実施することを予定しております。また、この改定に伴う昭和五十三年度の国の歳入の増加額は約百十億円と見込んでおります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○大村委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

次回は、来る七日金曜日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時二十八分散會

各種手数料等の改定に関する法律案

各種手数料等の改定に関する法律

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第一条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「五百円」を「二千円」に、「千円」を「三千円」に改める。

第三十二条中「五千円をこえない」を「三万円を超えない」に改める。

(司法試験法の一部改正)

第二条 司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「五百円」を「千五百円」に、「千円」を「三千円」に改める。

(旅券法の一部改正)

第三條 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「三千円」を「四千元」に、「六千元」を「八千元」に、「千円」を「千三百円」に、「五百円」を「七百円」に、「千円」を「三千円」に、「四千元」を「六千元」に、「千五百円」を「二千円」に改める。

(社会教育法の一部改正)

第四條 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五十二條第二項中「一千元以上三千円以下」を「三千円以上九千元以下」に改める。

(栄養改善法の一部改正)

第五條 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「三千円」を「三万円」に、「ちよう附しなければ」を「はり付けなければ」に改める。

(麻薬取締法の一部改正)

第六條 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「左の」を「次の」に、「四千元」を「一万二千元」に、「二千元」を「六千元」に、「五百円」を「千五百円」に、「三百円」を「九百円」に改める。

(薬事法の一部改正)

第七條 薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七十八條第一項中「五千円をこえない」を「八千円を超えない」に改める。

(農薬取締法の一部改正)

第八條 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第五項中「三万円をこえない」を「六万円を超えない」に改める。

(獣医師法の一部改正)

第九條 獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條中「千円をこえない」を「三千円を超えない」に改める。

(漁業法の一部改正)

第十條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第二項中「千円をこえない」を「千三百円を超えない」に改める。

(肥料取締法の一部改正)

第十一條 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「二千円をこえない」を「一万円を超えない」に改める。

第十二條第五項中「千円をこえない」を「二千八百円を超えない」に改める。

(家畜改良増殖法の一部改正)

第十二條 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同項の表第一号中「百円」を「三百円」に改め、同表第三号中「千円」を「二千円」に改め、同表第四号中「百円」を「三百円」に改める。

(農産物検査法の一部改正)

第十三條 農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「三百円」を「六百円」に、「四百円」を「八百円」に、「二十円」を「四十円」に、「こえない」を「超えない」に改める。

(火薬類取締法の一部改正)

第十四條 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百九号)の一部を次のように改正する。

第四十九條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項の表第一号中「二万円」を「二十一万円」に改め、同表第二号中「一万五千元」を「四万七千元」に改め、同表第三号中「五千円」を「一万四千元」に改め、同表第四号中「三千

円」を「三万八千元」に改め、同表第五号中「三百円」を「三千円」に改め、同表第六号中「三百円」を「千円」に改め、同表第七号中「三千円」を「一万二千元」に改め、同表第八号中「三百円」を「三千円」に改め、同表第九号中「千円」を「三千五百円」に改め、同表第十号中「七百元」を「二千五百円」に改め、同表第十一号中「三百円」を「八百円」に改める。

(鉱業法の一部改正)

第十五條 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を別表(第八十一条関係)に改め、同表第一号中「二千円」を「一万八千元」に改め、同表第二号中「三千円」を「二万八千元」に改め、「五千円」を「四万五千元」に改め、同表第三号中「二千円」を「一万九千元」に改め、「五百円」を「四千円」に改め、「三千円」を「二万二千円」に改め、「七百元」を「五千円」に改め、同表第四号中「千五百円」を「三千円」に改め、「二千五百円」を「五千円」に改め、同表第五号中「百五十円」を「千五百円」に改め、「二百円」を「二千五百円」に改め、同表第六号中「二千八百円」を「一万五千円」に改め、「七百元」を「八千円」に改め、「四千五百円」を「三万六千元」に改め、「千円」を「一万五千円」に改め、同表第七号中「四千円」を「三万五千円」に改め、同表第八号中「千円」を「一万五千円」に改め、同表第九号中「千円」を「二万五千円」に改め、同表第十号中「千円」を「八千円」に改める。

(探石法の一部改正)

第十六條 探石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十條第二項中「左の」を「次の」に改め、同項の表第一号から第三号まで中「三千円」を「二万円」に改め、同表第四号中「三千円」を「八千円」に改め、同表第五号及び第六号中「千五百円」を「三千円」に改め、同表第七号中「三千円」を「二万円」に改め、同表第八号中「千五百円」を「一万三千円」に改め、同表第九号中「千円」を「一万五千円」に改め、同表第十号中「三千円」を「二万円」に改める。

(武器等製造法の一部改正)

第十七條 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百五号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項の表第一号中「二万円」を「十四万円」に改め、同表第二号中「一万円」を「六万三千円」に改め、同表第三号中「五千円」を「二万八千円」に改め、同表第四号中「一万円」を「九万八千円」に改め、同表第五号中「六千円」を「四万三千円」に改め、同表第六号中「四千円」を「三万六千円」に改め、同表第七号中「三千円」を「三万七千円」に改める。

(ガス事業法の一部改正)

第十八條 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第一項の表中「七万円」を「十七万円」に、「七千円」を「二万千円」に、「八百円」を「千円」に、「三百円」を「八百円」に、「二百円」を「六百円」に、「六千円」を「一万五千円」に、「行なう」を「行う」に、「十万円」を「三十万円」に、「五百円」を「八百円」に、「百円」を「三百円」に、「五十円」を「百二十円」に改める。

(特許法の一部改正)

第十九條 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項の表中「千五百円」を「二千円」に、「二千二百円」を「三千円」に、「二千三百円」を「三千円」に、「四千五百円」を

(探石法の一部改正)

第十六條 探石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

「六千円」に、「九千円」を「一万二千円」に、「一万八千円」を「二万四千円」に改める。

別表中「千円」を「三百円」に、「二千四百円」を「三百二十円」に、「四千円」を「五百四十円」に、「一万四千円」を「一万九千円」に、「二万円」を「三千円」に、「九千円」を「一万二千円」に、「一万二千円」を「一万六千円」に、「六千円」を「八千円」に、「六百円」を「八百円」に、「二百四十円」を「三百二十円」に、「千五百円」を「二千円」に、「百八十円」を「二百四十円」に、「百二十円」を「百六十円」に改める。

(実用新案法の一部改正)

第二十条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百一十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 第一項中「千円」を「二千五百円」に、「四千円」を「五千円」に、「八千円」を「一万円」に改める。

別表中「千円」を「四千円」に、「九千円」を「一万二千円」に、「千三百円」を「千六百円」に、「一万二千円」を「一万六千円」に、「六千円」を「八千円」に、「千円」を「千三百円」に、「六百円」を「八百円」に、「二百四十円」を「三百二十円」に、「千五百円」を「二千円」に、「百八十円」を「二百四十円」に、「百二十円」を「百六十円」に改める。

(意匠法の一部改正)

第二十一条 意匠法(昭和三十四年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

第四十二条 第一項中「千円」を「二千五百円」に、「四千円」を「五千円」に、「八千円」を「一万円」に改め、同条第二項中「千円」を「二千五百円」に改める。

別表中「三千六百円」を「四千八百円」に、「千八百円」を「二千四百円」に、「千二百円」を「千六百円」に、「六百円」を「八百円」に、「九千円」を「一万二千円」に、「一万二千円」を「一万六千円」に、「六千円」を「八千円」に、「千円」を「千三百円」に、「二百四十円」を「三百二十円」に、「千五百円」を「二千円」に、「百八十円」を「二百四十円」に、「百二十円」を「百六十円」に改める。

円」に改める。

(商標法の一部改正)
第二十一条 商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条 第一項中「二万四千円」を「三万二千円」に改め、同条第二項中「四万五千円」を「六万円」に改める。

別表中「二千四百円」を「三千二百円」に、「九千円」を「一万二千円」に、「千円」を「千三百円」に、「二万二千円」を「一万六千円」に、「六百円」を「八百円」に、「二百四十円」を「三百二十円」に、「千五百円」を「二千円」に、「百八十円」を「二百四十円」に、「百二十円」を「百六十円」に改める。

(電気用品取締法の一部改正)

第二十三条 電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十三条 第一項の表中「七千円」を「一万六千円」に、「行なう」を「行う」に、「二十万円」を「八十万円」に、「二百円」を「五百円」に、「二十円」を「百二十円」に改める。

(電気事業法の一部改正)

第二十四条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十条)の一部を次のように改正する。

第七十条 第一項の表第一号中「三十万円」を「七十七万円」に、「十万円」を「四十二万円」に改め、同表第二号中「十万円」を「四十四万円」に改め、同表第三号中「三十万円」を「四十二万円」に、「五万円」を「七万円」に改め、同表第四号中「一万五千元」を「六万円」に改め、同表第五号中「八百円」を「二千円」に改め、同表第六号中「千五百円」を「三千円」に改め、同表第七号中「四百円」を「千二百円」に改め、同表第八号中「二百円」を「八百円」に改める。

(砂利採取法の一部改正)

第二十五条 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五条 第二項の表第一号中「三千円」を「六千円」に改め、同表第二号及び第三号中「千五百円」を「三千円」に改め、同表第四号中「三千円」を「一万五千元」に改め、同表第五号中「千五百円」を「七千元」に改め、同表第六号中「千円」を「一万五千元」に改める。

(電気工業事業の適正化に関する法律の一部改正)

第二十六条 電気工業事業の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条 第一項の表中「八千円」を「一万八千円」に、「四千円」を「五千円」に、「四百円」を「八百円」に、「百円」を「百二十円」に改める。

(船員法の一部改正)

第二十七条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二百一十一条 第二項中「五百円をこえない」を「千五百円を超えない」に改める。

(通訳案内業法の一部改正)

第二十八条 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第五十二条 第二項中「五百円」を「二千円」に改める。

(海事代理士法の一部改正)

第十條 第二項中「三百円」を「千円」に改める。

(海運送事業法の一部改正)

第三十二条 海運送事業法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七條 第一項中「五百円」を「三千円」に改める。

(港灣運送事業法の一部改正)

第三十条 港灣運送事業法(昭和二十六年法律第一百六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條 第四中「千円」を「三千五百円」に改める。

(航空法の一部改正)

第三十一条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十一号)の一部を次のように改正する。

第三百五十五條 左の「を」を「に」に改め、同條の表一の項中「五十円」を「二百円」に改め、同表一の二の項中「二十万三千円」を「三百六十万円」に、「但し」を「ただし」に改め、同表一の項中「二十万三千円」を「三百七十万円」に改め、同表三の項中「六万四千四百円」を「三十一万円」に、「但し」を「ただし」に改め、同表四の項中「但し」を「ただし」に改め、同表五の項中「第十六條第一項但書」を「第十六條第一項ただし書」に、「九万円」を「十八万円」に、「但し」を「ただし」に、「行なう」を「行う」に改め、同表五の二の項中「三十八万三千三百円」を「五十万円」に、「行なう」を「行う」に改め、同表五の三の項中「二十七万四千九百円」を「三十六万円」に、「行なう」を「行う」に改め、同表六の項中「七百元」を「三万円」に改め、但し、突地試験に航空機を使用する場合であつて、運輸省の航空機を使用する場合は「ただし」を「本邦外において突地試験を行う場合は」に改め、同表七の項中「五百六十円」を「二百六十円」に改め、但し、運輸省の航空機を使用する場合は「但し」を「ただし」に、「行なう」を「行う」に改め、同表七の二の項中「行なう」を「行う」に改め、「三百円」を「七百元」に改め、同表八の項中「五百六十円」を「二万五千元」に改め、ただし書を削り、同表九の項中「三百円」を「五百円」に改め、同表十の項中「百四十円」を「九百円」に改め、同表十一の項中「一万九千五百円」を「十三万円」に改め、同表十二の項中「七万五千円」を「十三万円」に改め、同表十三の項中「三万八千円」を「八万八千円」に、「但し」を「ただし」に改め、同表十四の項中「規定により」を「に」に改め、「七万五千円」を「十万円」に改め、同表十五の項中「規定により」を「に」において、「三万八千円」を「八万五千円」に、「但し」を「ただし」に改め、同表十六の項中「二万八千七百円」を「十万円」に改め、同表十七の項中「一万五千六百円」を「七万二千円」に、「但し」を「ただし」に改め、同表十八の項中「二万八千七

百円を「十万円」に改め、同表十九の項中「一万五千六百円」を「七万二千円」に、「但し」を「ただし」に改め、同表二十の項中「七百円」を「二万円」に改める。

(小型船造船業法の一部改正)

第三十二条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「二千円をこえない」を「六千円を超えない」に改める。

(電波法の一部改正)

第三十三条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第百三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項の表中「三千円」を「一万五千円」に、「一万三千五百円」を「六万八千円」に、「六千円」を「三万円」に、「一万六千円」を「六万四千円」に、「九万九千円」を「五十万円」に、「三万六千円」を「十八万円」に、「基く」を「基づく」に、「二万二千五百円」を「十二万八千円」に、「六万円」を「六十万円」に、「八百円」を「四千円」に、「二百円」を「千円」に、「八千円」を「三万二千円」に、「四万九千五百円」を「二十五万円」に、「一万八千円」を「九万円」に改め、同条第二項中の「外」を「のほか」に、「左の」を「次の」に、「附加して」を「附加して」に改め、同項の表中「四千円」を「一万六千円」に、「二万四千八百円」を「十二万五千円」に、「九千円」を「四万五千円」に、「二千円」を「八千円」に、「一万二千四百円」を「六万六千円」に、「四千五百円」を「二万三千円」に改める。

(測量法の一部改正)

第三十四条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条中「五百円」を「八百円」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第三十五条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。
第百二十五条中「左の」を「次の」に改め、「ときは都道府県に」の下に、「八万五千円を超えない範囲内において政令で定める額の手数料を」を加え、「二万円をこえない」を「二万円を超えない」に、「二十万円をこえない」を「二十万円を超えない」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十六条 道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。第四十七条の二第四項中「五百円をこえない」を「千円を超えない」に、「行なう」を「行う」に改める。

(道路法の一部改正)

第三十七条 公共用地的取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

附則

第五十条中「四万円をこえない」を「二十万円を超えない」に改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中不動産の鑑定評価に関する法律第十一条第一項の改正規定、第二条、第三条、第五十条及び第六十条の規定、第十九条中特許法第七十一条第一項の改正規定、第二十条中実用新案法第三十一条第一項の改正規定、第二十一条中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、第二十一条中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定、第二十八条中通訳案内業法第五十条の規定並びに第二十九条及び第三十条の規定は、昭和五十三年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる受験手数料等については、なお従前の例による
一 司法試験法第十一条第一項の改正規定の施行前に実施の公告がされた司法試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料
二 旅券法第二十条第一項の改正規定の施行前にされた同項各号に掲げる処分の申請に係る手数料

三 特許法第七十一条第一項の改正規定の施行前に納付し、又は納付すべきであった特許料
四 実用新案法第三十一条第一項の改正規定の施行前に納付し、又は納付すべきであった登録料
五 意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定の施行前に納付した登録料

理由

最近における経済情勢の変化等に顧み、各種手数料等の適正化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。